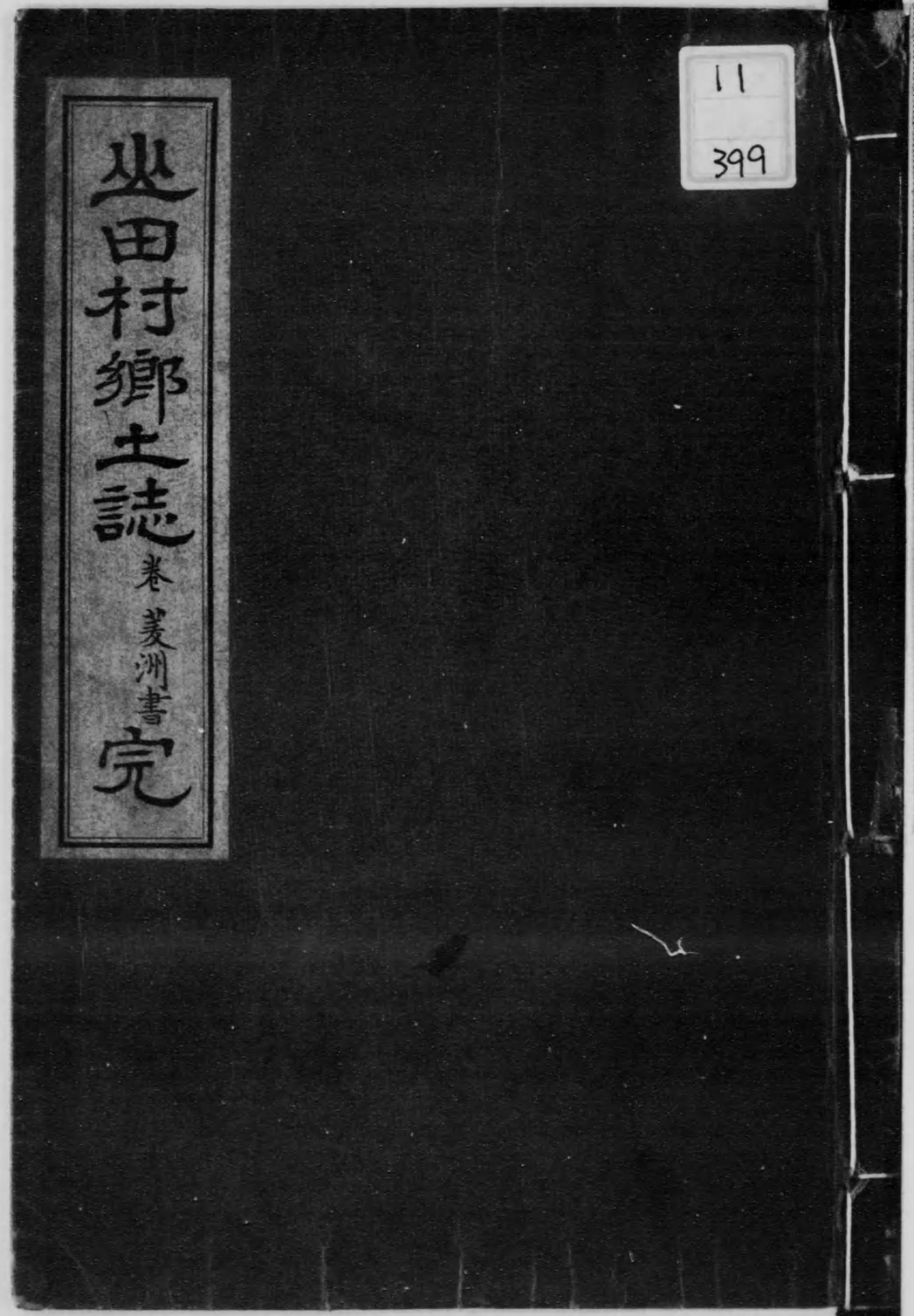

11
399

始

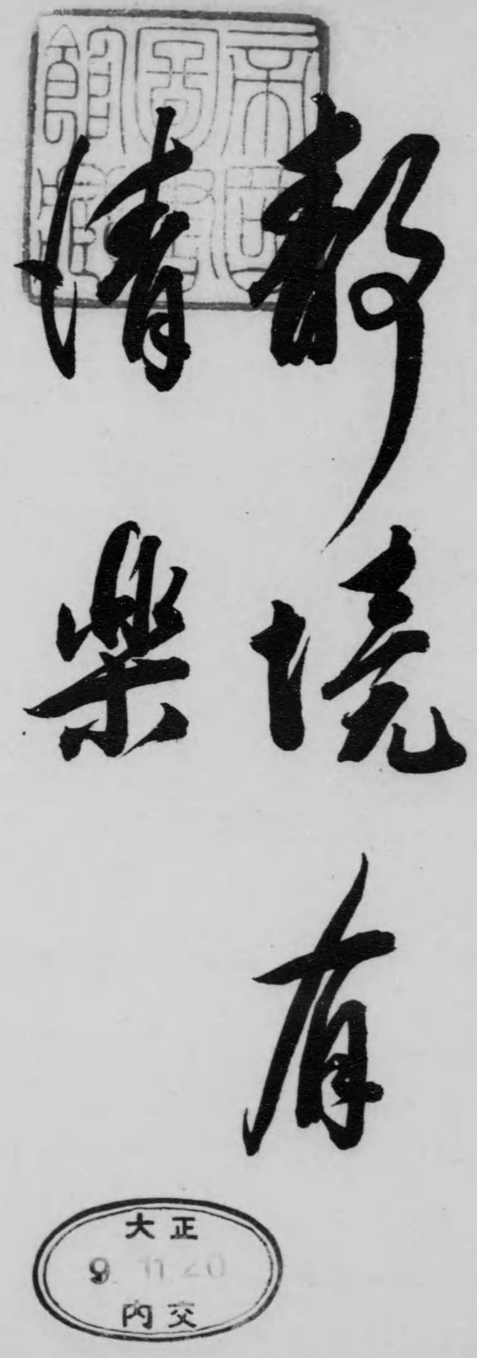

靜境有清樂

大正九年八月

成甫

大正
9.11.20
内交

正誤

寫眞中　淨土院ハ　淨土院ナリ

同　杉原伯耆守ハ　杉原伯耆守ナリ

同　衆寶山ハ　衆寶山ナリ

序文

一鄉の盛衰は一國の隆替を物語るもの、彼の鄉土を愛するの心はやがて、報國の精神を築く基たらずんばあらず。抑も愛鄉心を涵養せんには先づ鄉土の變遷發達の經緯を詳にし所謂溫故知新によりて其の鄉土を究め之れに適應する村是を確立し當局と云はず村民と云はず協力一致して其の遂行に全力を注かば鄉土の發達進歩と共に愛鄉の念益々盛なるに至るべし。由來山田村は史實由緒に富む地にして住民一般に勤勉質朴の美風を存す、彼の六甲の山岳

重疊の間に在りて宏大なる地域を占有し多くの耕地は米麥の作に適し鬱蒼たる大森林は續々良材を出し其の生産殆んど無盡藏ともいふべし。而も南に大都市たる神戸市を控ふるを以て將來益々需要供給の關係を密接ならしむべく前途頗る有望なり。然りと雖も都會の弊風たる浮華輕佻は漸次此の質朴勤勉なる鄙邑に浸染せんとする傾向あるを以て村民諸氏は須らく思索の詮を愼み時世の進運に伴ひ自覺向上に進まんことの極めて緊要たるを信ずるなり。

村當事者玆に見る處あり大正八年村會に提案して村誌編纂の議を決し之れを神戸史談會幹事福原潜次郎氏に囑したり。同氏の斯の道に造詣深きは周く人の知る處、殊に同氏は嘗て同村小學校に教鞭を執りたる緣故あり之を快諾して爾來一年有餘專心調査に從事し今や完成を告ぐるに至れり。

顧みるに世の勢は日に月に繁忙を加へつゝあり、今にしてかゝる有力なる記録を刊行するにあらずんば史蹟次第に煙滅に至るべし。然るに今や此の記録の完結を見る、之れを閲覧するもの多大の便益を感

ずるなるべし、予此を思ひ欣喜措く能はざるなり。希くば讀者この誌編纂の趣旨を有意義ならしめんことを一言を陳して序文とす。

大正九年十月

武庫郡長　安達儀一郎

緒言

凡そ世の隆替消長興亡盛衰の事蹟を攻ふるに、之を天命なりといふと雖も、豈人事に非んや、抑吾が山田の地は、頗る悠久の歴史を有せり、吾人は日常此の歴史に教訓を俟つこと多し、郷土に住むものは、百代の試練を經たる歴史により、過去を知り彼を知り、以て現在を知り己を知るの資となさざるべからず、於是乎、山田郷土誌の編纂は、大正八年度の村會に決議する所となり、神戸史談會幹事福原潜次郎氏に囑託し、茲に完結を見るに至れり、時恰も憲法發布三十週年の記念の歳に遭遇し、我郷土が自治の政體に基き

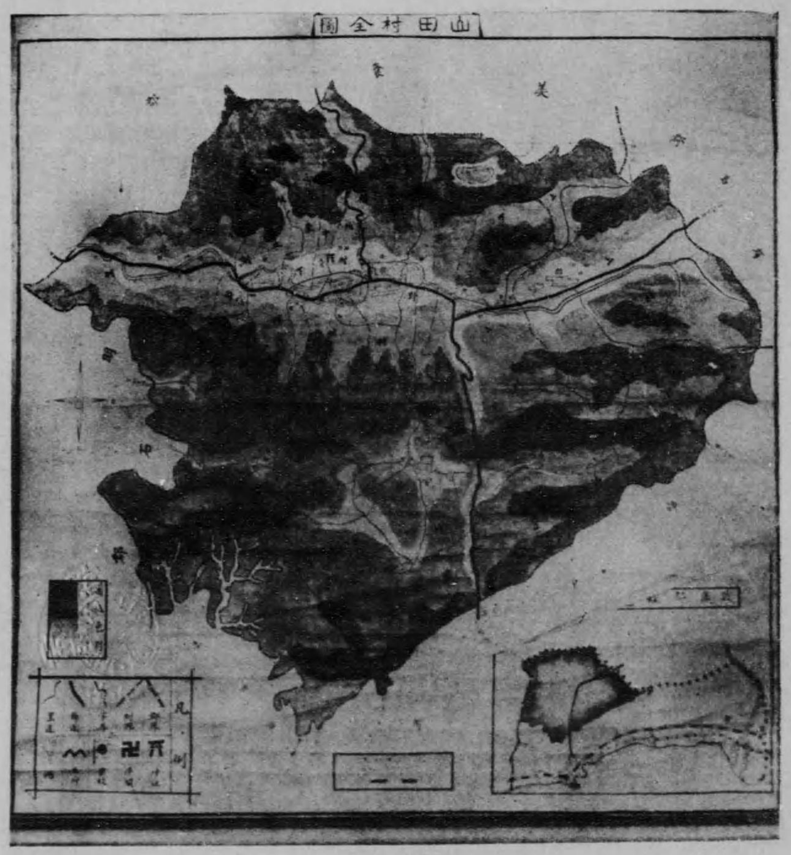

山田村全圖

村治に於て着々穩健の進歩に向ひ、茲に三十年の星霜を經過せる一の記念として見るべく、將來五十年百年の後に於て、其の二篇三篇の續出せんことを期して俟つべきなり、本誌の編輯たる本村最初の試みにして、短時日の調査遺漏なき能はず、後日の補遺修正を期すべし、此擧に於て資料の提供發刊の資費等に大なる援助を與へられ、圓滿に完了せしめたる仁士に敬意を表し以て緒言とす矣。

大正八年十二月

武庫郡山田村長

盛本萬右衛門

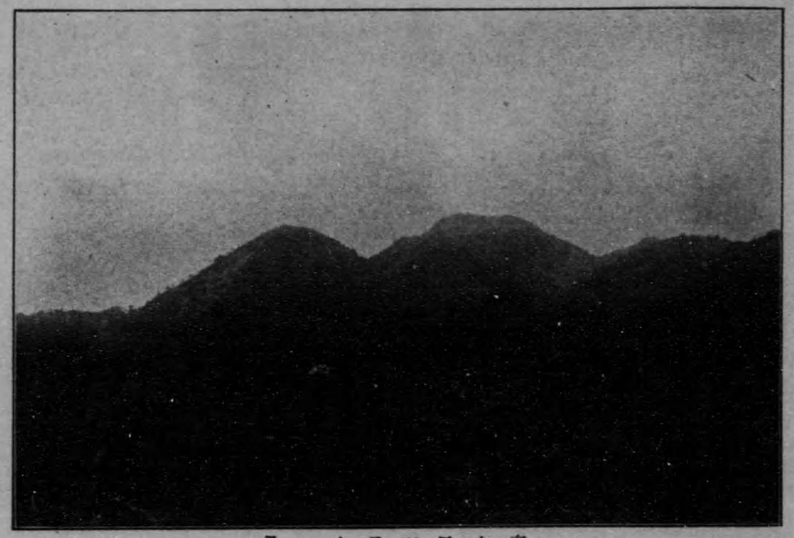

裏六甲双子山ノ景

下谷上村餓鬼嗌の景

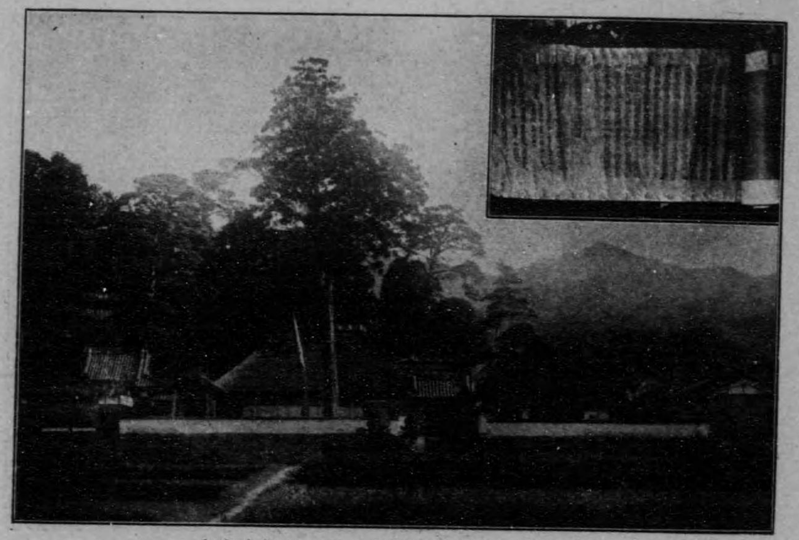

原野村一正城山成道寺全景と古經文巻末

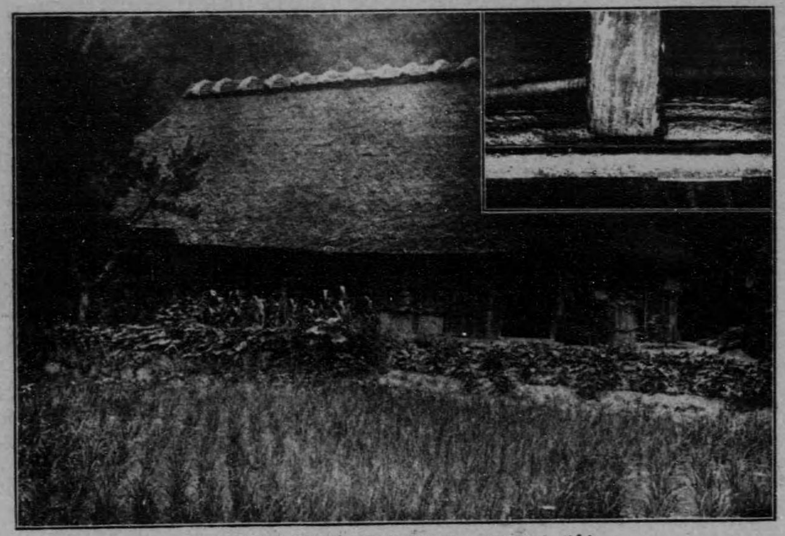

上谷上村(千年家)阪田宅と同家椽側敷居柱

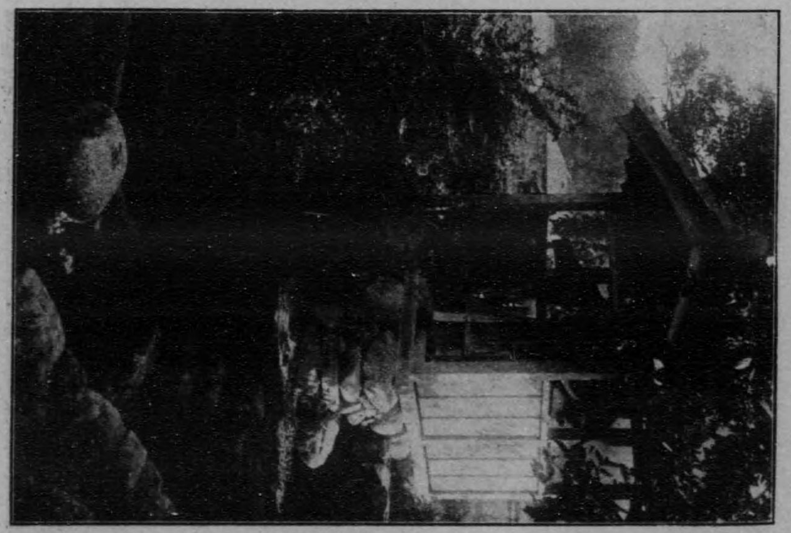

社天才神に並井の落花梁村野原

上谷上村粟嶺山淨光寺全景

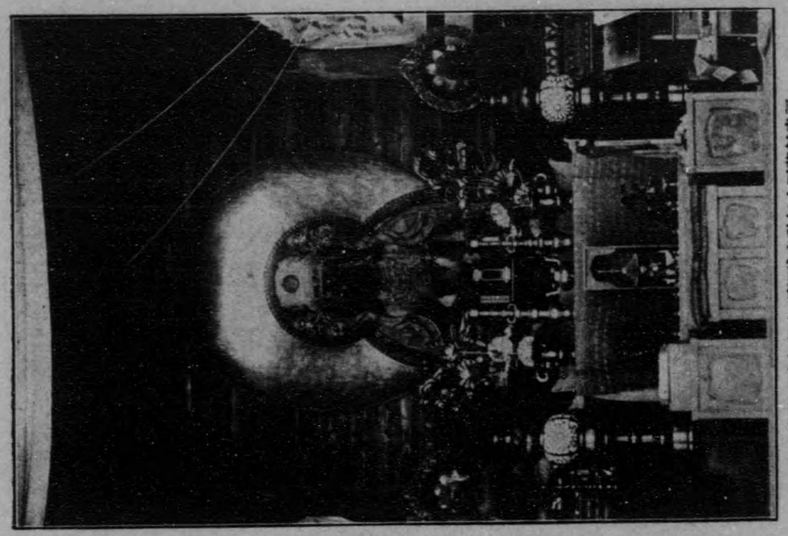

福寺村若王子神社（保護建造物）

立脇ミ來如日大（寶國）寺動無山王若村寺福

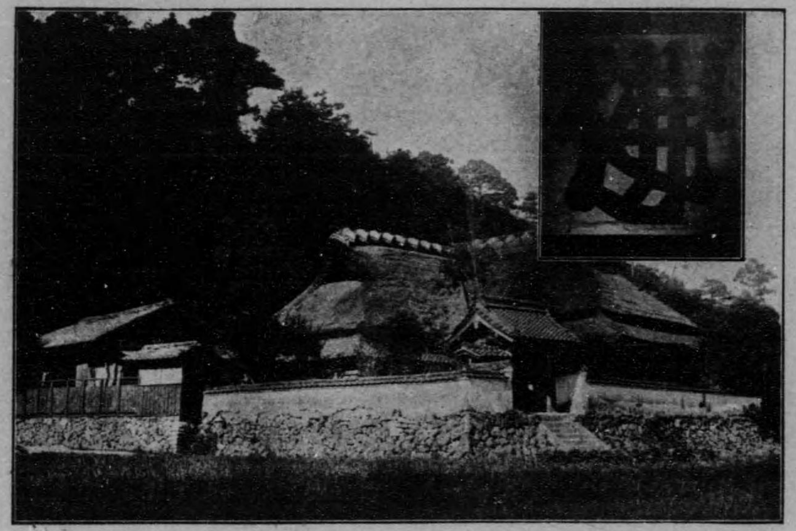

眞正山淨土院小部村極樂寺ト名號巖ノ「佛」原本

小部朝民家藏杉原伯老守關係文書

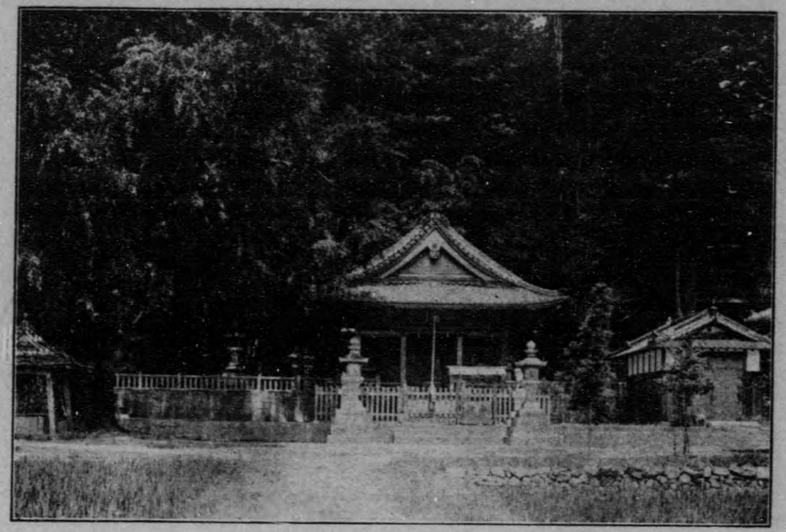

鄕社八幡神社

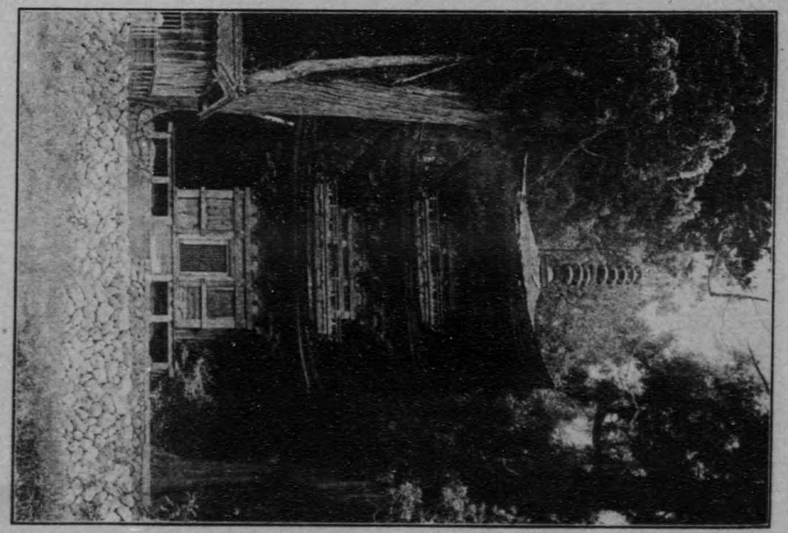

鄕社八幡神社三重塔(保護建造物)

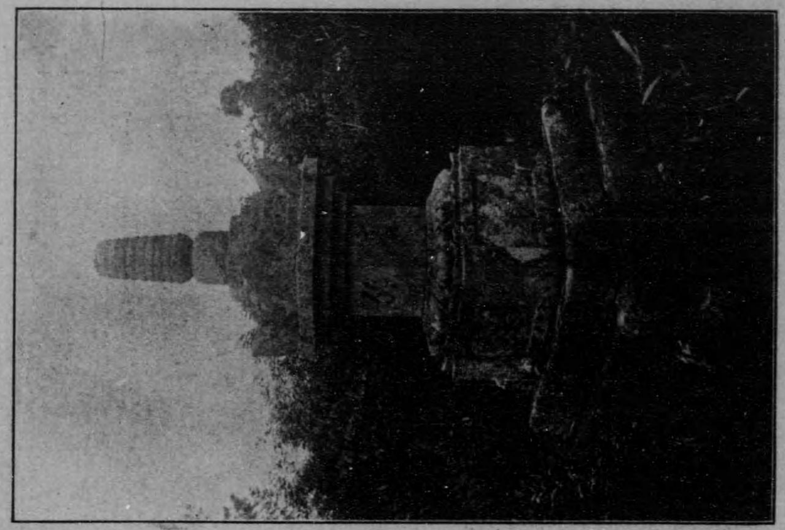

小部峠應永八年如法塔

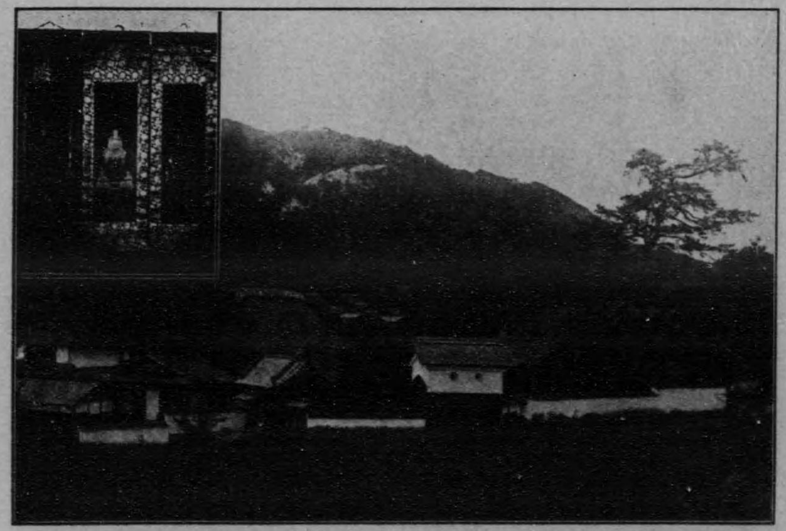

下谷上村醫王山壽福寺全景と應永八年大般若本尊

東下村村社七社神社

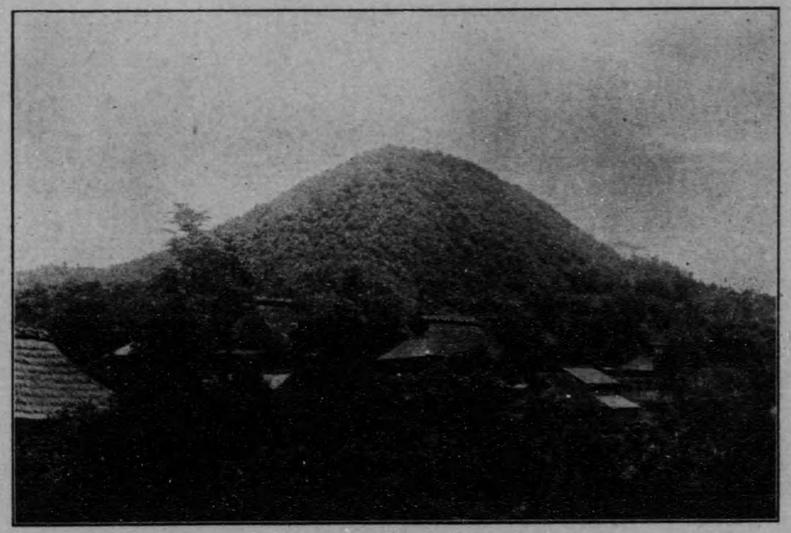

東下村丹生城跡

丹生山全景

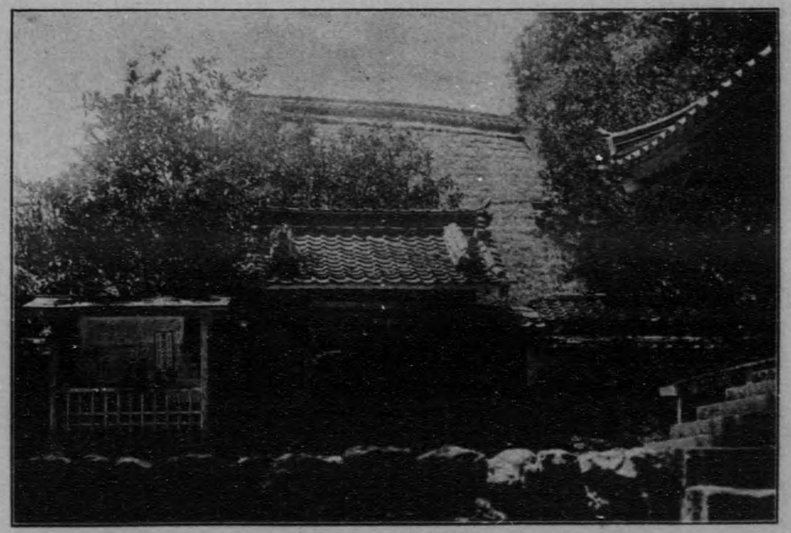

山田村役場

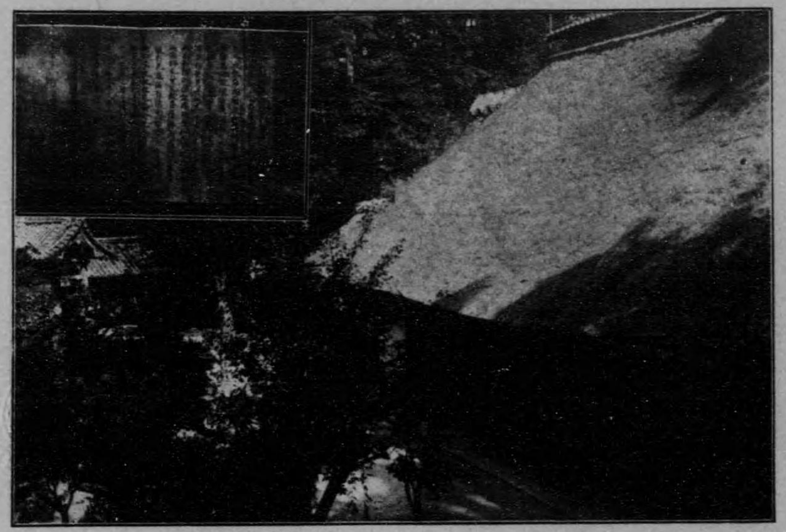

藍那村西巖山大中寺と古寫經卷末

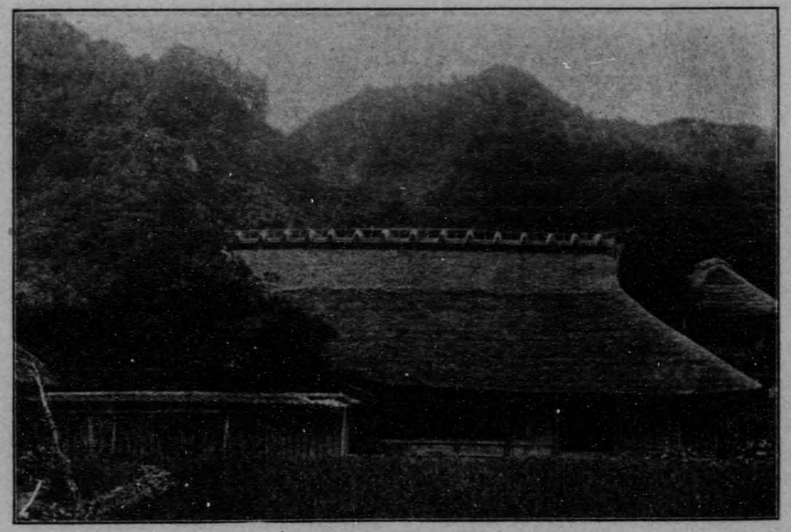

衝原村（千年家）箱木氏宅

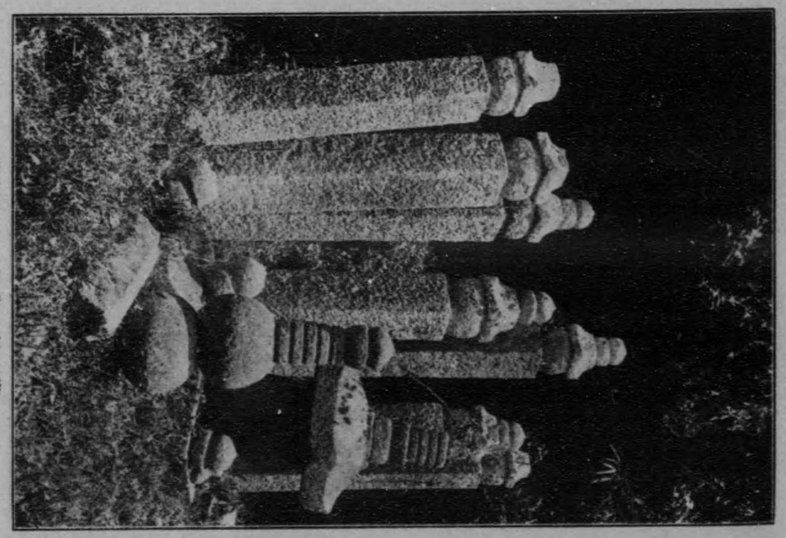

藍那村本七師藥元村那藍

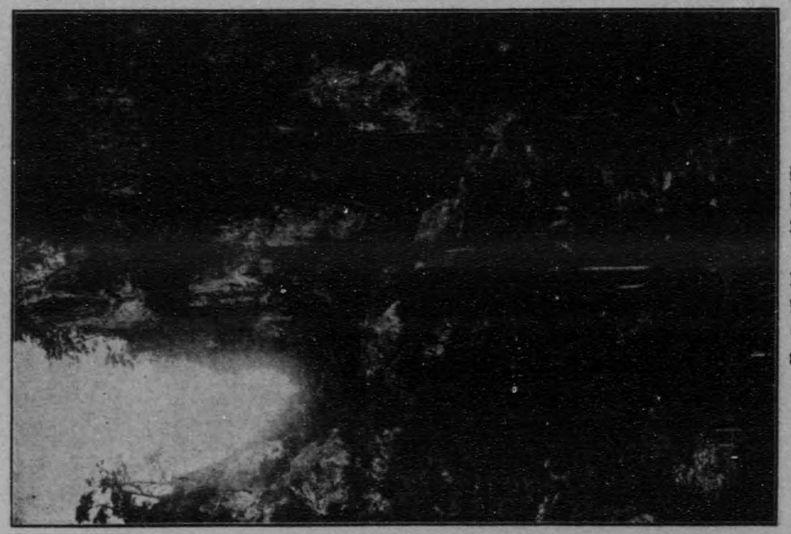

衝原村蝸蝸溪の景

山田村歷代村長

林幸一郎

盛本萬右衛門

山本與作

前吉藏

角井辰右衛門

長田眞治

田中勝次郎

朝民將一

新田憲兵衛

小河村全景

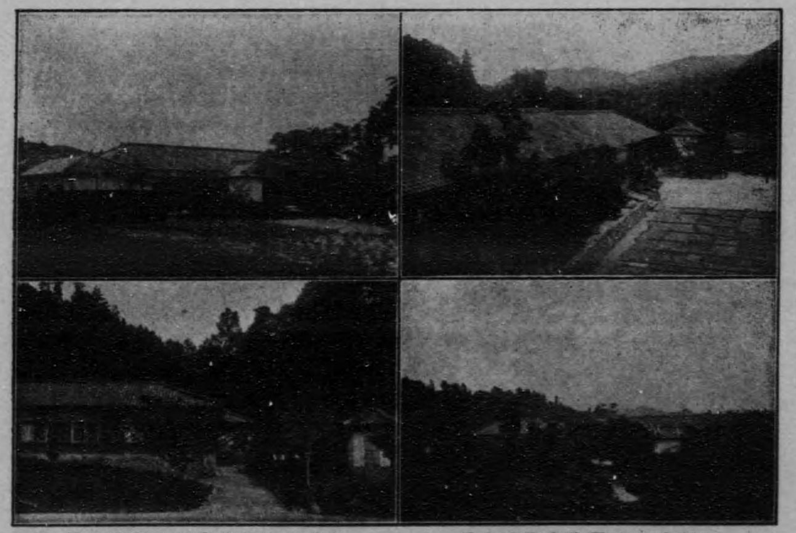

村立山田尋常高等小學校全景
村立藍那尋常小學校全景

村立谷上尋常小學校全景
村立小部尋常小學校全景

山田村歴代助役

藤田松太郎

藤田眞麟

藤井博

箱木米三郎

兵庫縣武庫郡山田村統計一覽表

(大正八年十二月調査)

行政區域

廣袤	大字名	役場位置
東西 三里 / 南北 三里	上谷上、下谷上、東下、西下、原野、福地、中、衝原、阪本、小河、藍那、小部	兵庫縣武庫郡山田村大字中

土地

地目別反別地價筆數

地目	田	宅地	畑	池沼	山林	原野	雜種地	計
反別	六、八〇三、九〇七	一二五、五八一坪八五	二三五、三二一	八五二、四二五	四二、二九二、三一九	一一九、九〇八	一、七五三、九二一	五二、〇五六、九〇二 宅 二一五、五八二坪八五
地價	二三〇、三四一、四三〇	二八、一五五、四八〇	二、五〇五、九二〇	—	九、六九六、五八〇	二〇、三〇〇	—	二七〇、七一九、七二〇
筆數	九、八八五	一、三六二	一、五〇三	二、二〇六	七、七八六	八五四	一八八	二三、七八二

土地所有權出入

	田	畑	宅地	山林	計
本村民ノ他町村ニ所有スル土地 反別	一二三、六一七	二、四二三	四七一坪〇〇	一、五二九、七〇二	一、六三五、八〇二 宅 四七一坪〇〇

	田	畑	宅地	山林	雜種地	計
他町村民ノ本村ニ所有スル土地 反別	二一一、一〇三	二六、〇一五	五、一二四坪四〇	三、一七三、四〇八	二九五、三二二	三、七〇五、九一六 宅 五、一二四坪四〇

本村民所有權分配

五反以下	五反以上一町以下	一町以上二町以下	二町以上三町以下	三町以上五町以下	五町以上七町以下	七町以上十町以下	十町以上
六一八	一九一	一一二	六九	六八	三六	三〇	四五

地租納稅別人員

納稅額	五百圓以上	貳百圓以上	百圓以上貳百圓以下	五拾圓以上百圓以下	參拾圓以上五拾圓以下	貳拾圓以上參拾圓以下	拾五圓以上貳拾圓以下	拾圓以上拾五圓以下
人員	一	一	九	二五	五六	六六	六八	八六

納稅額	七圓以上拾圓以下	五圓以上七圓以下	參圓以上五圓以下	貳圓以上參圓以下	壹圓以上貳圓以下	五拾錢以上壹圓以下	五拾錢以下
人員	八二	八二	一〇四	九五	一六〇	一八八	五六六

戶口

現住

大字名	上谷上	下谷上	原野	福地	中	東下	西下	阪本	衝原	小河	藍那	小部
戶數	一三四	一三九	一三三	四二	四八	一一六	二四	四二	三七	三八	一〇三	一三一
人員 男	三七五	三九五	四一八	一一八	一六一	三九二	六三	一三〇	一三六	一三四	二七八	三八七
人員 女	三六一	四〇三	三九三	一一八	一四〇	三五八	七六	一一三	一一四	一一三	二七六	三六九
人員 計	七三六	七九八	八一一	二三六	三〇一	七五〇	一三九	二四三	二五〇	二四七	五五四	七五六

族籍

族籍別	士族	平民	計
戶主 男	五	一、〇三二	一、〇三七
戶主 女	一	七一	七二
家族 男	三	二、一九二	二、一九五
家族 女	一九	二、九二七	二、九四六
計	二七	六、二二三	六、二五〇

異動種別及人員

種別	男	女	計
出寄留	三八六	三一八	七〇四
入寄留	一七二	一三二	三〇四

出生	認知	養子緣組	養子離緣	婚姻	離婚	親權及後見	隱居
一九二	一五	二三	—	八二	九	七	九

死亡及失踪	家督相續	人權復籍拒絕	廢家絕家	分家廢絕家再興	轉籍就籍	雜	計
一五六	四〇	九	—	一三	二	—	五六五

本籍人生年號別

年號	文政	天保	弘化	嘉永	安政	萬延	文久	元治	慶應	明治	大正
男	五	二九	三一	六七	一二七	一九	六一	二七	九〇	二、二三七	五三九
女	—	四九	二一	七一	一二四	一六	五四	二七	七七	二、〇六五	五二四
計	五	七八	五二	一三八	二五一	三五	一一五	五四	一六七	四、三〇二	一、〇六三

職業別

業目	農業	工業	商業	雜業	無職
戶數	六四八	七三	八五	一七二	—
男	一、七五二	一九二	二三八	三七二	—
女	二、六一六	二〇三	二四四	四三六	—
計	四、三六八	三九五	四八二	八〇七	—

農業

自作及小作

種別	自作	自作兼小作	小作	計
戶數	三二七	一四〇	一七一	六三八
耕作田地	五一五、三〇〇	三八、九〇〇	一二六、一〇〇	六八〇、三〇〇

一戶別耕地 一、〇六〇

農產物

種別	米	麥	豆	蔬菜
作付反別	六、八〇四	一、七四三	一七二	五八
收穫高	一六、七〇二	八、九九九	三〇、七八〇	二九、〇〇〇

畜產

種類	內種	雜種	雞	鶩
飼育數	七六	四二八	一、二二六	四五

交通

種別	個所	延長
縣道	二	七里半

役場ヨリ大字ニ至ル里程

大字名	上谷上	下谷上	原野	福地	小河	阪本	衝原	東下	西下	藍那	小部
里程	一里半	一里	十三丁	三丁	一里	十六丁	一里	十丁	十二丁	一里半	一里半

車

種類	人力車(自營)	自轉車	牛馬車	荷積中車	荷積小車
數	一七	一二二	二六	四一七	二九

社寺

神社	郷社	村社	無格社	社司	社掌
數	一	一八	一	一	一

寺院 宗派	眞言	曹洞	臨濟	眞	淨土
寺	六	四	一	二	一
住職	四	三	一	二	一

衛生

埋火葬場 種別	墳墓地	火葬場
數	五四	二
反別	三町九反六畝二十四步	一反五畝十八步

避病舍 一 反別 九畝十九步 建坪 四十四坪五合

賣藥請賣業者 —

種痘人員	第一期 一回	第一期 二回	第二期 一回	第二期 二回
全感	一二七	七	二六	三
不全感	一	〇	八	九七七三

傳染病患者	腸チブス	コレラ	赤痢	ヂフテリヤ	痘瘡	計
數	三	—	五	—	—	八

醫師 二　獸醫 —　按摩 —　產婆 二　鍼灸術 —　衛生組合 一一

兵役

徵兵人員

壯丁	現役 陸軍	現役 海軍	補充兵役 陸軍	補充兵役 海軍	徵集猶豫	徵集延期	所在不明	國民兵	兵役免除
五五	二	—	一三	—	三	—	一	—	一七

陸軍軍人

階級	將校	下士	兵卒	計
現役	—	—	五三	五三
歸休	—	—	一四	一四
豫備役	一	四	六五	七〇
後備役	—	三	二五	二八
補充兵役	—	—	二二	二二
國民兵役 第一	—	—	五四四	五四四
國民兵役 第二	—	—	六三三	六三三
計	一	七	一、一三四	一、一三四

海軍軍人

階級	下士	兵卒	計
現役 徵兵	—	三	三
現役 志願者	—	三	三
豫備役	二	一	三
後備役	—	—	—
補充兵役	—	—	—
計	二	七	九

團體

會名	青年會	在郷軍人分會
會數	一	一
支部	一四	—
會員	三六九	四一三

學事

學齡兒童

	男	女	計
就學	四六二	四八七	九四九
不就學	七	七	一四
就學步合	九八、五〇	九八、五八	九八、五四

高等科補習科裁縫科

科別	高等科	補習科	裁縫科
男	五七	—	—
女	五二	—	九六
計	一〇九	—	九六

小學校

學校名	通學區域
谷上尋常小學校	上谷上、下谷上
山田尋常高等小學校	高等ハ山田全村
藍那尋常小學校	藍那
小部尋常小學校	東小部、西小部

小學校敎員數	本科正敎員	專科正敎員	代用敎員	准敎員
男	一六	—	—	二
女	一	一	四	一

學校所在地 名稱	所在地	建坪	敷地
山田尋常高等小學校	山田村中	三四五、四五	四、五四四
谷上尋常小學校	同下谷上	一二五、〇〇	一、八九九
藍那尋常小學校	同藍那	一一九、九〇	二、〇六六
小部尋常小學校	同小部	一〇七、〇〇	二、〇〇

基本財產 一、八二二、〇〇〇　學校林 一〇五、〇〇〇

議員選擧權

種別	帝國議會	縣會	郡會	村會	組合
選擧權ヲ有スル人員	二三九	三三五	三三六	五八〇	二
議員數	—	—	一	一八	—

國稅

地租	營業稅	自家用醬油稅	賣藥營業稅	所得稅	狩獵稅
二、六八三、三三〇	一九四、七〇〇	一五、九〇〇	—	三、四八六、三五〇	二一〇、〇〇〇

縣稅

地租割	戶數割	營業稅	同上附加稅	所得稅附加稅	計
二、四七六、八四〇	二、五九六、四九〇	五九六、八八〇	六七、八五〇	四九四、五九〇	六、二三〇、七九七、五〇〇

大正八年度本村歲入

科目	金額
一、財產ヨリ生ズル收入	九四五、〇〇〇
二、使用料及手數料	一、七八七、〇〇〇
三、國庫下渡金	二〇〇、〇〇〇
四、交附金	七六〇、〇〇〇
五、縣補助金	三七〇、〇〇〇
六、繰越金	五〇、〇〇〇
七、雜收入	九九〇、〇〇〇
八、廉賣米資金配當	七九五、〇〇〇
九、寄附金	二〇、〇〇〇
一〇、村稅	二一、五六三、〇〇〇
歲入總計	二七、四八〇、〇〇〇

歲出

科目	金額
一、役場費	四、五六四、〇〇〇
二、會議費	一二七、〇〇〇
三、勸業費	三六〇、〇〇〇
四、土木費	三〇、〇〇〇
五、小學校費	一二、二四六、〇〇〇
六、敎育費	三〇、〇〇〇
七、傳染病豫防費	二五四、〇〇〇
八、傳染病院費	九九〇、〇〇〇
九、救助費	一〇、〇〇〇
一〇、諸稅及負擔	二二二、〇〇〇
一一、救濟資金積立	七九五、〇〇〇
一二、基本財產造成費	九四五、〇〇〇
一三、雜支出	一五五、〇〇〇
一四、豫備費	二〇〇、〇〇〇
計	二〇、九二八、〇〇〇

歲出臨時部

科目	金額
一、小學校營繕費	三六〇、〇〇〇
二、補助費	一六、〇〇〇
三、村債費	四、〇〇〇
四、積立金	九〇〇、〇〇〇
五、雜支出	四、三九九、〇〇〇
計	五、六七九、〇〇〇
歲出總計	二六、六〇七、〇〇〇

村稅納稅成績

年度	大正三年度	大正四年度	大正五年度	大正六年度	大正七年度
村稅賦課總額	一〇、八五七、〇〇〇	一〇、六九九、〇〇〇	一三、〇〇三、〇〇〇	一三、一九五、〇〇〇	一五、二二八、〇〇〇
納期日內實收額	一〇、八五七、〇〇〇	一〇、六九九、〇〇〇	一三、〇〇三、〇〇〇	一三、一九五、〇〇〇	一五、二二八、〇〇〇

基本財產

種別	有價證券	現金
價格	九、五〇〇、〇〇〇	八、九〇〇、〇〇〇

財產

種別	反別	價格
土地	二三反五畝〇二	六、〇〇〇、〇〇〇
建物	坪數 八四九坪二五	一六、〇〇〇、〇〇〇

吏員

村長	助役	收入役	書記	學務委員	村會議員
一	一	一	五	一〇	一七

文書受發數

受付	發信
四、六〇八件	三、八二八件

名所舊跡

大字名	名稱
衝原	千年家
同	蝙蝠溪
同	吞吐澗
阪本	丹生山
東下	丹生城趾
同	鷲尾屋敷
中村	三重塔
福地	福寺
原野	栗花落井
同	巴瀧
同	餓饑喰
上谷	千年家
同	裏六甲
藍那	七本卒都婆
小部	應永如法塔

本表ハ大正八年十二月末日ノ事實調査ニ依ル。

兵庫縣武庫郡山田村役場

目次

○總　　叙……一
○元八部郡と山田村……四
　位置、面積及幅員、地勢
○村　名　起　源……五
○丹生山田庄の沿革……六
○維新前各部落の行政……九
　小河村、衙原村、東下村、福地村、中村、坂本村、西下村、原野村、上下谷上村、藍那村、小部村
○舊幕時代行政の狀態……一二
　庄屋の任務、大庄屋及其職掌
○廢藩置縣より町村制實施に至る間の狀態……一三

○町村制實施後の狀態……一三
町村制實施、村會、村長、助役、收入役、村會議員、縣會議員、郡會議員、書記
○交　通……一七
縣道、里道、明石街道、鳥原越、くつかけ峠、梨木峠、小河越、黑甲道、再度越、德川道、下谷上村、天王谷縣道の參照記錄、驛遞郵便
○山脈及山、砂防工事及林業附山論……一九
砂防工事、林業、林產物種類產額及び販路、慶長十年の山論始末、元祿十二年の山論始末、元祿九年藍那村と攝播國境墨引證文、中一里山の論爭、中一里山年貢取立村々
○河流及川、水利……三八
水利、山田川疏水
○教　育……三九
寺小屋、學校教育、教育普及の沿革、就學標準の向上狀況、裁縫學校、種德義塾、補習教育、壯丁教育、社會教育、各小學校沿革史
○神　社……四六
七社神社、天一神、大歲神社、大將軍社、嚴嶋神社、八王子社、若王子神社、八坂神社
天津彥根神社、丹生神社、郷社八幡神社、六條八幡宮緣起、八幡宮領、山田村現在の神社調書、丹生神社考
○佛　閣……五六
淨光寺、壽福寺、成道寺、清光寺、行願寺、福田寺、最法寺、永德寺、淨蓮寺、法性寺
萬福寺、極樂寺、大中寺、無動寺、廢寺明要寺、明要寺朱印地、同寺寶物、丹生山緣起
慶應四年山田庄內寺社神佛體委細書
○舊　家……七三
阪田古館、栗花落家、鷲尾家、箱木家、山田殿宅趾、朝民家、內田家、畠田家、文政四年調山田の舊家
○古　城　址……八八
童子山の城、城山、丹生城
○名　勝　舊　蹟……九〇
名號嚴、椎の木塚、新兵衞石、三重塔、獨鈷櫻、燈明杉、七本卒都婆、梵天帝釋堂跡、

稚兒が墓、餓鬼の嗌、蝙蝠溪、呑吐澗、鑛山銅坑、丹土、小部の一本松、道標復碑、天王溪の記行、靈鐵泉

○人　物……九七

小河李莊、山田翠雨、釋眞源、寺本祖學、小橋屋喜兵衞、大木戸彈右衞門、惠照院、千年宅きり女、(參照)仁孝天皇七皇子、高田養八郎、岩崎佐兵衞、高田富造、北上宇八、山田村に於ける戰功者、山田村に於ける勳位功章拜帶者、山本與作、長田眞治、新田惣兵衞、盛本萬右衞門、角井辰右衞門、林正敏、朝民將一、林幸一

○傳說叢談……一〇九

義犬、宿、烏帽子兒、丹生山田青海釵、丹生山田は落ち人の隱れ場所、義民脇坂市左衞門、鰐越の史蹟、鰐越の名義、替へ場、恐しかりし鎧武者、八幡宮御能獻上、氏神日參御觸書の寫

山田村鄕土誌

總叙

丹生山田鄕は兵庫縣武庫郡の西北端に在り、六甲の山脈東境に屛聳し、獅々兒、帝釋、丹生の高峯は北境を圍み、鰐越の連山南境を包めり、翠巒奇峰の間、雲は岫を出で、霞は山腰に靉く、淙々たる山田川千古清洌の流れを絶たず、民戶川を挾んで點在し、炊煙徐々に騰る所に生活の安易を現はせり、南方天王溪頭にある小部々落及び西境、藍那、小河の部落に至つては、眞に桃源の住境なり、行程三里許にして神戶市の大都ありと雖も、山路險にして交通に便ならず、爲めに俗塵の臻るなく、四圍皆山、一鳥啼かず、山更に幽なる趣あり、一鄕の山谷悉く山田にして嘉禾豐熟す、世に山田米と稱するもの、これ鄕土の誇りとする所なり、傳へいふ平相國淸盛兵庫に經ヶ嶋を築くや一鄕課役に徵され勞營孜々たり、尋いで福原新都の奠まるや宮庭供御の穀菜は悉く此の鄕より進獻せりといふ、山田米の世に喧傳さるゝ所

以偶然に非るなり。

古史を案ずるに、國堅大神の子爾保都比賣神此の土を治め、神功皇功征韓の時に當つて神誨を國造の女石坂比賣に憑りて告げしめ、斯の山の丹土を出さしむ、これより丹生の郷と稱するに至る、今の丹生神社に、爾保都比賣神を奉祀せるは此の縁なり、欽明天皇の御世、百濟の聖明王子に扈從して來朝せる僮男の一族、明石の船上浦より上陸し、北方に聳ゆる丹生の高峯を目標として、戸田の住民に先導を乞ひ以て此の地に來り、精舍を營み佛法を說き、後世明要寺の盛大を致せる基を創めたり。

攝津源氏の鼻祖源滿仲は朱雀、村上、圓融、花山の四朝に歷仕し、武家の棟梁として勢威赫々たり、康保五年居を攝津多田に移し新田城と稱し國家鎭護の城郭となす、當時山田の郷は其配下に屬し居たり、下谷上村にある午頭天王の社は滿慶入道の勸請する所にして、舊家中上氏は當時の臣下なりといへり、滿仲は一條天皇の長德四年八月二十七日八十六齡にして薨ず、長德二年には筑紫の修驗僧基燈なるもの山田の郷に來り八幡大菩薩の神託を蒙り、其昔神功皇后の行宮址に一社を創め八幡宮を創祀せり。

六條判官源爲義の領地たりし、山田の郷には保安四年京都六條に在りし左女牛八幡宮を遷し奉祀す、これ現今の郷社八幡神社なり。

舊家栗花氏の系譜に依れば、鳥羽天皇此地に行幸あり、栗花の邸に行在せらる、幸座橋の地名ある所以なり、其時賜はりし歌として傳ふるものは

丹生山のくるすの花は咲にけり
湧きて流るゝ山の井にして

鳥羽天皇山田行幸のこと正史載する無しと雖も、源爲義の領所たりし由緒より推さば、或は此事無しとも斷ずべくもあらず、又栗花氏の苗字の如きも天皇より給はりたる歌を家門の光榮として付したるものなるべく源氏の所領地として重代其恩顧の民なりしもの一鄕擧げて皆然らざるなし、平清盛源氏の勢力を抑壓し、都を攝津の福原に移さんとするや、先づ山田の鄕に勢力を注ぎ、丹生山に日吉權現を勸請し、舊都の日枝山に擬し明要寺に寺坊を起し、僧徒の欵心を利し大に自家擁護に努力せるも、源氏

年來の勢力は容易に抜くべくも非ず、壽永の一の谷戰に於て、多田藏人行綱は早くも此地に來りて、一の谷後方攻撃の策は、九郎判官と共に畫謀されたり、舊家鷲尾、箱木二氏の如き何れも源氏に附從せる徒なりしなり、七俗久しく須磨と山田とは婚儀を結ばずとの說は、此の間の消息を說明して餘りありといふべし。

延元年中新田氏の一族金谷經氏は、吉川高田の族を糾合し、京都北方の侵入軍を扼せんとして、此地方に唱義の軍を起せしことあり、ついで赤松氏は村上源氏の嫡流と呼び播磨に崛起し、正慶二年赤松圓心義旗を摩耶山に揚ぐるや、其山後たる丹生寺の衆徒は糧食輸送の任に當れり、赤松範資其子光範攝津守護職として多々部城に在るや、糧食を山田鄕に徵したることと栗花家記に見ゆ、應永より應仁に至るの間は足利將軍の管理に屬し地頭代官を置きて差配せり、先きに弘安六年鎌倉の執權より山田庄預所を補任し、又同八年に山田庄追捕使を任命せる舊例によりたるものなり文正元年には八幡宮境内に三重の塔婆建立あり、應仁以後東播八郡の領主として威望盛なりし別所氏は赤松氏の股肱として西播事あれば浦上氏之に當り、東播事あれば別所氏之に衝り、以て赤松氏の勢力範圍にありしことは阪田家文書の中に、別所安治より阪田與兵衞に與へたる被官狀を見ても明なり、又三木城東方の要害としては、淡河、丹生の二城を築きたりしが、天正七年二月より此の兩城は羽柴氏の攻撃により陷落せり、三木城は東方に於て、新に荒木攝津守村重の應援ありしため、山田鄕は其交通の要衝たりしを以て、警戒頗る嚴重を極めたりしものゝ如し、三木城は天正九年正月落城したれば、山田鄕は杉原七郎左衞門代官となりて領地せり、これより豐臣氏の統治する所となり文祿年間には片桐且元檢地奉行として來り、古來三百六十步の田園制度を三百步に改めたる所謂太閤檢地として丈量したるなり、豐臣氏亡びて德川氏の領する所となりてより上谷上、下谷上、原野、中村、阪本、東下、東小部、小河の八ヶ村は幕府直轄の地となり、西小部は仙洞領、藍那は旗本領、衝原、西下村、福地の三ヶ村は大名領、原野の一部は旗本領となれるなり。慶長九年十一月より南部方面（今の神

戸市)と山論を惹起し、殆ど三百年間に渉る爭論なりしは我國稀有の山論として世に知らる、又元祿年間には北部方面(美囊郡)との山論あり、何れも山田鄕には保安四年に三里十八町四方安堵の證文を下附されたる以來此の立券のため長く境域を保持せるなり、されば民業として農業を主とし、林業を副業として久しく安易の生活をなしたり、民俗は舊慣格式を重んじ、舊家として綿々數百年を傳ふるもの尠しとせず、明治の初年に至り始めて神戸より有馬に通ずる縣道及び美囊郡に通ずる縣道の開通せるより車馬の便を得たるため、林業の發達は寧ろ濫伐の弊となり、都市の惡風に浸染して家產を傾けたるもの頻々たりしが、今や敎育の進步は、四圍の大勢を知悉して、輕佻浮華を戒め、古の醇厚の風を唱導し、一時蹉跌したる殷鑑を以て深く相誡め、孜々業を勵むの美風あり、町村制實施以來茲に三十年、町村自治の精神は漸く徹底し、村治頗る圓滿に行はれ、內容充實し將來の發達を期すべき基礎を鞏固ならしめつゝあり、顧ふに、南部神戸市の發展は、逐年北方に開展し、山田村と戸々軒を並ぶるの期も遠きに非るべし、都市と農村との接觸に就ては、大に覺悟を要すべき事なりとす矣。

○元八部郡と山田村

丹生山田庄は攝津國武庫郡の西北端に在り、元八部郡に屬す、明治二十九年郡廢合のため武庫郡に屬せるなり。

八部郡の舊郡界東は生田川を限り西は美囊、明石の二郡に連り、而して播州明石郡塩屋村なる境川を八部、明石の郡界となす、北は有馬郡及美囊郡に接す、攝津國の西極にして南は海濱に沿ひ約三里の間江山の景勝を占め、攝津海の咽喉に當る、八部郡は和名抄に夜多倍とあり大同類聚には八田に作る元祿鄕帳矢田部に作る、拾芥抄に八田部に作る、享保八年の記錄には八部郡とあり、其初め五鄕あり生田、宇治、神戶、八部、長田とす、古事記、高津宮段云、天皇戀八田若郎女、賜遣御歌、八田若郎女答歌、故八田若郎女之御名代定八田部」舊事記「高津宮段天皇立矢田郎女爲后、而不生皇子詔侍臣大別連公、爲皇子代、后號爲氏便爲氏造、改賜矢田部連公姓」此の八部鄕の舊地は現今の平野附近の地にして矢田部連公の住みし所なり、今平野に矢部の地名あるは之れが爲めなりと、矢部郡始めは雄伴郡と稱へしに淳和天皇の御諱大伴を避けて八部を郡名と爲せるもの、如し、これ其當時郡衙が矢部の鄕にありし故其名を取りたるものなり、雄伴郡のことは攝津風土記逸文及法隆寺資財帳等に見ゆ。

天保鄕帳によれば八部郡四十五箇村とあり。

上谷上村	下谷上村	原野村	福地村	中村	東下村
西下村	阪本村	衝原	小河村	藍那村	西小部村
東小部村	白川村	車村	妙法寺村	太井畑村	西須磨村
東須磨村	大手村	板宿村			

西代村　野田村　駒ヶ林村
西尻池村　東尻池村　池田村
長田村　夢野村　石井村
烏原村　荒田村　石井村荒田村烏原村兵庫津
地方立會新田　御崎村(宿)　兵庫津
走水村　阪本村　生田宮村
宇治野村　奥平野村　中宮村
花熊村　二茶屋村　神戸村
北野村

とす、以上の內上谷上村より東小部村までの十三ヶ村は現今の山田村なり。

一、位置

山田村は四面山を繞らし、東は有馬郡有野村、八多村に續き、北は美囊郡上淡河村に境し、西は美囊郡志染村及明石郡押部谷村、伊川谷村に接し、南は須磨町、六甲村及神戸市に連れり。

一、面積及幅員

東、六甲山中牢國岩より西、衝原村の杜上ヶまで東西三里半、南大角木山（天王谷高座の下西に見沙る峯）より北、奈具町山まで三里弱にして面積凡九方里、本郡全面積の五分の二を占む。

一、地勢

上谷上、下谷上、原野、福地、中村、東下、西下、阪本、衝原の九ヶ村を谷通りと稱し、小部、藍那、小河の三ヶ村を尾通りと稱せり、地形四個の括囊を据ゑたる如く上谷上、下谷上の二ヶ村は餓鬼嗄の險によりて括られ、原野、福地、中、東下、西下、坂本衝原の諸村は大囊の形をなし、其口は呑吐溜にて結ばる、小部は尾通りの東に於て一括され、藍那、小河の二村囊底深く納まれるが如し、一鄕峯巒環圍、溪流清洌、別に一乾坤を成せり。

○村名起原

日本地理志料云『山田、原無、今補、按涉長田致脫簡也、當讀云夜萬多、東鑑文治三年條、以攝津山田庄、寄左女牛宮、多賀氏摹本文書同、攝津志云、上谷上、下谷上、原野、福地、中、阪本、東下、西下、衝原、東小部、西小部、藍那、小河十三邑、曰丹生山田莊、古爲一鄕可知矣、其地在兵庫西北四里、山巒四匝、有三道曰、再度越、天王越、鵯越、屬高尾山、源義經襲一谷城自此徑、有鉢伏山、古舉烽火之處、有丹生山、莊名取此、古事記孝元段、葛城長江曾都彦、是阿藝那臣祖也、姓氏錄作阿支奈、編貫本州、蓋居藍那村、有山王祠、神宮寺奉祀之、爲本莊十三邑鎭神、疑阿支奈氏祖廟也』

往昔は單に山田鄕と稱せしが、人口增殖するにつれ、田園を開拓し、原野と稱する部落最初に生じ、之を部落の中心とし、中村の部落を生じ後福寺の寺領分獨立して福地村となり、西部を下村と稱し、下村より丹生山下に一部落を作りたるもの之を坂本村と稱す、これ明應以後なり、又下村は後東西に分れたり、衝原は原野の西の衝き當りに有るを以て稱し、谷上は原野よりして谷の上手に當れる名稱なり、上谷上は谷上の分身なりとす、又尾通りにある部落は、谷に對する尾にして尾部なるを小部に改めたるなり、藍那は武內宿禰の後阿支奈の臣の本居地なりとの說をなすものあれど、阿支奈氏は攝州島上郡の地方に本居ありしものにて、藍那村にはあらざるべし、藍那は藍野にして、元は相野なりしを、藍に改めたるものならん、本村西福庵といひし眞言宗の寺院に在りしと傳ふる磬鐘の周圍に刻せる文にいふ。

藍野村西福庵　寬文元年辛丑年十月十五日　施主太右衛門　半太夫　甚太夫　清太夫

幹線主事禪長藏主、天下一陸奥大椽作
とあり、寛文年中までは藍野とあり、元祿郷帳には藍那とあれば恐らく元祿年中改稱せしものならん、又當村の中央を流るゝ川を村誌に藍野谷川とあり、村民も亦しか呼べり、此村を相野と稱せしは、山田莊谷通りより尾通りを越ゑ、播州領との間にあるより相野といひしものなり、播州との界にある山を相坂と呼ぶも一證とすべし、小河は藍那の分村にして本村字流れ尾と稱する地は小河と藍那との分水地にて、此地は往古住民の最初に居住地に定めたる所なりといふ、此地より東西に分れ二ヶ村となれりといへり。

與左衞門新田は上谷上、下谷上、原野の三ヶ村入會境界地にありし原野を開墾して一部落を造りたる所なりしが、猪鹿の禾蔬を害すること夥しかりしため、農戸其業を遂ぐるなく明治六年以後荒廢に歸したり、此の新田は幕末の時代に上谷上の阪田九郎右衞門下谷上の砂川平左衞門原野の山田藤左衞門戸田平兵衞の四人出資して、開墾に着手し十餘町歩の墾田を成功し、鎭守は天津彦根の神を祀り、寺は成道寺支配として、農戸を置きたりしに、圖らずも茲に一大悶着を生じ遂には大阪西町奉行所に訴訟となりたり、其理由は此の開墾地は上谷上、下谷上、原野の三ヶ村共有地なるを、前記四人のものは村方一同の協贊を經ずして勝手なる新田を作り、私利を謀りたるものとの異議を基礎として既墾の新田を村方へ渡すべしとの爭訟なりしが、明治維新の際となりて此訴訟は菟原郡横屋村松田與左衞門に仲裁を命じたるより、與左衞門預りの地となれり、四人の出資者は莫大の損失をなしたりといふ、後下谷上村の盛本萬右衞門は松田與左衞門より其權利を買ひ取り下谷上村、上谷上村、原野村三ヶ村の共有地となれり。

○丹生山田庄の沿革

此地丹生の山田と稱するは、往昔神功皇后熊襲征伐の時、津の國神崎の松原に於て諸神を集め坐て、此事を占ひ給ふに、當國に坐す丹生都姫神誨へ玉ふに、我山に丹土あり此丹土を採て御船を始め、兵具及び軍士の衣裳に塗りて出陣し玉はゞ勝利疑ひなしと告げ玉ふ、依て皇后自ら此山田の郷に行幸し給ひ、行宮を建て齋戒し、丹生都姫神に請ひ丹土を授り給ふに因り、此地を丹生と稱す、現に丹生山中丹土朱の如きものを出す處あり。

昔欽明天皇の御宇、百濟國聖明王の王子僧男行者なるもの、銅船に乘りて赤石の押海部に着し、丹生峯の秀靈に感じ、此地に佛宇を營み之を明要寺と稱せり。

推古帝の御宇聖德皇太子は普救寺を建立し、鳥佛師をして佛像を彫らしめ安置し玉へるもの一千三百餘年の今日傳へて國家の至寶として現存せり。

奈良時代には矢田部の郡司眞勝なるもの、横佩大納言豐成卿の息女白瀧姫を娶り、此地原野村に住し栗花落家と稱し其裔今に居住す、大同年中には衞原村に箱木氏上谷上村に坂田氏あり地方の豪と稱し其居宅の如き千年家と稱して今に存せるあり。

長德年間には周防國大島郡の僧基燈なるもの此地に來り神功皇后行宮の址に八幡宮を建つ、其後人皇七十四代鳥羽天皇の御宇源爲義此地を領し、保安四年四月十一日爲義落陽六條の自邸に在る左女牛八幡を以て此地に遷し合祀せしより六條八幡と稱し一鄕の鎭守たり、吾妻鑑文治三年の條に以攝津山田莊寄左女牛宮とあるもの是れなり。

抑六條判官爲義が山田の莊を領地とせしは曩祖源滿仲當國多田に住し、累葉威を近國に振ひ、攝津源氏と稱せしより、當莊の如きは、全く攝津源氏の勢力範圍た

りしを以て、爲義に到り、自邸の鎭守八幡を此の領地に移すに到れるなり。

保元平治の亂後は源氏の勢力衰へ平家の世盛りとなるや、平清盛福原に邸第を營み、治承四年には遷都の議起り、法皇上皇天皇共に福原の地に移御せらるゝや、山田莊は內裡供御の地となりたり、平相國が福原の地に在るや丹生山を都の日吉山に擬し、丹生神社を尊崇して毎月參拜せりと傳ふ、丹生山明要寺に寶物として殘れる丹生山全山の繪圖は清盛の奉納せるものなりと傳へ其繪圖の鎌倉時代の風俗を抽寫せるは此傳說の因て起りし所以にして最も珍とすべきものなりとす。

壽永三年二月源平一の谷の合戰の時は、攝津源氏の黨多田藏人行綱義經に屬し、先發隊として丹生山田に來り、義經軍の三草より來るものと會し、藍那村相談の辻より鵯越に出で、山田の住人鷲尾三郎經春に高尾より鐵拐山までの山路を案內せしめ一の谷城に據れる平軍を一擊したり。

鎌倉時代には政所、公文、下司、庄官の四職を置きたり、政所は下村なる鷲尾家にあり、公文は畠田家、下司は栗花落家、庄官は村上家にて勤めたるものゝ如し。

建武年間には細川和氏の領知せしものゝ如く、細川氏は足利尊氏の股肱となりたるものなり、然るに新田義貞の一族金谷修理亮經氏は足利氏に抗し屢々功あり、後醍醐天皇吉野に幸するに及び經氏兵を播磨に起し吉川高田の諸族を率ひて丹波に據り北路を塞ぎて官軍に應せり、此時經氏は山田村原野の東ノ峰の山上に城を搆へ、丹生寺及び有馬郡香下寺等に楯籠りたる凶徒の防備をなしたり、此城跡今に存す、應永年間には足利將軍此地を細川赤松等の武家に領知せしめ、八幡宮の神領地を定めたり。

（參照）

六條八幡宮領攝津國山田庄

堺限東野香　限西柱上
限北奈具町　限南大角木事

右堺者任保安三年鳥羽院廳下文等停止押部淡河違亂可令違亂可令全領知之狀下知如件

應永五年四月十一日

入道准三宮前太政大臣御判

（參照）

播州押部庄子生村令越境付而所詮長曆守　勅宣之旨爲花折境之由細川右京太夫任下知可令領知者也仍執達如件

應永五年四月五日　快秀

攝州山田庄名主百姓中

右之證文は花折證文と稱し丹生山田庄四至榜示の根據として後世境界論爭のある度に證據となりしものなり然るに此證文の原本は下司職たりし栗花落家に保管せしものなれども、元祿九年藍那村と播州との境界論山の際には原本を失ひ居たる旨本文中に見ゆ。

花折證文中の東限野香とは今の六甲山にて三國岩のある所卽ち野香の頂上なりとす、北限奈具町は一に奈箇町とあり又葱町ともあり按ずるに投松の意にてナグマツともネヂマツとも呼び各地にこの名稱あるは、人爲的に松の形を造り異樣の目標となして植へたる風習の行はれたるものならん、此の奈具町は北の方美囊郡との境界地たり。

又此の花折證文を山田庄に下されたる後小松天皇の應永年中には、山田庄內にて僅かに二百八十八軒の戶數なりしといふ。

（參照）

丹生山田庄四ッわけの時の元軒數の覺

一二十七軒	上谷	上
一四十一軒	下谷	上
一五十二軒	原	野
一十四軒	福	地

一二十六軒　中村
一十六軒　東下
一十軒　坂本
一十四軒　衝原
一九軒　西下
一十軒　小河
一二十四軒　藍那
一二十軒　西小部
一二十五軒　東小部

合二百八十八軒

但し一組に七十二軒

これは山田の庄神事四ッわけに勤め候時の元軒也

右組合村
- 上谷
- 下谷（原野の組より四軒入）
- 原
- 福
- 坂
- 野
- 地
- 本
- 東
- 中
- 西
- 衝
- 小河より七軒入
- 下村
- 下原
- 藍那
- 西小部
- 東小部
- 小河より三軒入

此の山田庄神事四ッわけといふことは、庄内に栗花落家と鷲尾家との二頭家ありて、栗花家には四家の下頭家あり小部の向井、上谷上の坂田、下谷上の砂川、原野の山田此の四軒は同時に建築せしものにて其證として建築の際用ひたる掛ヶ矢槌を四分して屋の棟に着けおけりといふ。鷲尾家に屬せる下頭家は衝原の箱木、下村の畠田、阪本の田中、福地の村上なりといふ、神事の際は栗花落へは七度半、鷲尾へは三度半の使を立つる習慣なりしといへり。

（參照）

元祿十六未十一月改め候山田十三ヶ村在家之覺（大正八年より二百十六年前）

一六十八軒　上谷上
一八十九軒　下谷上
一百〇三軒　原野
一三十軒　福地
一三十七軒　中村
一四十四軒　東下
一三十六軒　坂本
一三十軒　衝原
一十八軒　西下
一二十七軒　小河
一七十九軒　藍那
一三十九軒　西小部
一六十五軒　東小部

〆六百六十五軒

右當未年人別帳を以て相改家數は如此に御座候年により軒數增減可有之候間每年軒數相改其年の有家に山入用割符仕候也

文正元年八月平盛俊鷲尾綱貞願主となり六條八幡宮境内に三重塔を建立す。

應仁亂後には赤松氏の勢力此の地方に及び三木の別所氏東播八郡の領主となるや山田庄を東端の防禦とし、東下村の城山に城寨を造り幕下の士をして之を守らしめたり。

天正年間には羽柴秀吉織田信長の命により別所氏を三木城に攻むるや、花熊に在りし荒木村重は別所氏を援けんとして糧食を山傳ひに丹生山に送り之を貯ふ、秀吉之を偵知し羽柴小一郎秀長をして暗夜に乘じ丹生山を攻め火を放つて全山を燒き亡したり。

別所氏亡びて後は豐臣氏の領地となり豐臣氏亡びて德川氏之を領するや、山田十三村は御料私領相交りたり延寶六年新に檢地奉行を派して檢地せしむ、奉行は尼崎藩主青山大膳亮なり、當時の總高は次の如し。

古（太閤檢地）參千六百九拾八石參升壹合

一高合參千六百拾石六斗五升　山田庄十二ヶ村内

壹石七斗壹合　御藏屋敷

四拾貳石五斗七升六合　永荒

殘り

參千五百六拾六石參斗七升參合

内

百七拾九石七斗八升參合　屋敷

參百八拾五石四斗壹升　畑方

參千壹石壹斗八升　田方

古檢四百九拾五夕參分五厘

一銀貳貫八百五拾九夕參分　山御年貢

但此銀は御公儀へ上納也　但十二ヶ村

古檢四拾參夕五分

一銀六百九拾八夕壹分　山御年貢

古檢五百參拾八夕八分五厘　藍那村分

銀合參貫五百五拾七夕四分

一高五百五拾貳石七斗八升　藍那村

これは寛文五巳年宮崎若狹守殿知行に相渡る

但山年貢は御公儀へ上納也

古檢貳拾六石九斗

一米貳拾七石七斗八升八合　山田領

中一里山年貢

維新前天保鄉帳により山田十三ヶ村の高附ヶを調査するに左の如し。

御料所の分

一高參百貳拾七石貳斗壹升壹合　東小部村

除地高五石六斗六升四合

一高參百貳拾七石八斗貳升壹合　上谷上村

除地高參石九斗五升

一高參百六拾六石貳斗壹升　下谷上村

除地高五石參斗貳升

一高參百六拾七石五斗七升七合　原野村

除地高貳石貳斗九升八合

一高參百貳石貳斗貳升貳合　中村

除地高參石壹斗四升八合

一高貳百拾參石貳斗五合　東下村

除地高四石九升

一高百九拾石貳斗五升七合　小河村

一高百四拾壹石壹斗貳升參合　坂本村

除地高四石壹斗貳升

合計貳千貳百參拾五石六斗貳升六合

私領之分

仙洞御所

一高參百四拾七石七合　西小部村

除地高八斗五合

土井大炊頭（古河藩）

一高百八拾九石貳升七合　福地村

除地高壹石參斗六升參合

土井大炊頭

一高百四拾七斗五升　東下村

除地高壹石四斗貳升八合

土井大炊頭

一高百八拾七石七斗八合　衝原村

除地高四石九斗七合

土井大炊頭

一高百參拾參石壹斗參升九合　西下村

除地高拾石壹斗九升貳合

宮崎内記（旗本）

一高五百五拾貳石七斗八升　藍那村

伏屋數馬（旗下）

一高參百七拾九石壹升壹合　原野村

除地高貳石壹斗六升六合

合計壹千九百貳拾九石四斗貳升貳合

御料私領合

一高四千百六拾五石四升八合也

以上の内原野村と東下村とは一村に御料私領とありしため山田十五ヶ村と呼びしことあり。

山田郷　御私領山年貢銀

一銀百四拾九匁六分　福地村
一銀貳拾貳匁　東下村
一銀貳百五拾壹匁壹分八厘　衙原村
一銀百參拾六匁四分　西下村
一銀百五拾五匁六分七厘　西小部村
一銀六百九拾八匁壹分　藍那村
一銀貳百拾九匁　伏屋領　原野村

山田郷　御料山御年貢銀八ヶ村分

一銀七百五拾七匁壹分七厘　上谷上村
一銀貳百四拾貳匁七分　下谷上村
一銀百八拾五匁壹分四厘　東小部村
一銀貳百五拾壹匁　原野村
一銀百九匁壹分四厘　中村
一銀五拾五匁九分　東下村
一銀參拾五匁　坂本村
一銀貳百匁七分　小河村

○維新前各部落の行政

一、小　河　村

天正年中豊臣氏の領する所にして、片桐且元之を管理す、元和元年より徳川氏の領となりしも猶片桐氏之れを管す、寛永五年五味備前守の管地となり世々代官の所轄たり。

一、衙　原　村

持統天皇朱鳥年間民部卿尊輝五畿内觀察使となり攝津國矢田部郡丹生山田庄に下向、舘舎を營み原野を墾し民舍を營む之れ村の創始なり、爾後保安四年に至りて六條判官源爲義の領する所となる、天正十八年より小笠原兵部大輔秀政の領地となり慶長七年松平丹波守康長の領となり、同十三年より小笠原左衛門佐政信の領、元和五年より奥平美作守忠昌の領、同八年より永井右近大輔貞勝の領、寛永十年土井大炊頭利勝、同遠江守利隆、同十三年土井周防守利益同大炊頭利重の領する所、延寶九年より堀田筑前守政俊、貞享二年より松平日向守信之、元祿七年より松平伊豆守信輝、正徳二年より本多中務大輔忠良、寶暦九年六月松平周防守康福、同十一年本多中務大輔忠顯、同十二年土井大炊頭利里の領となり明治維新に至る。

一、東　下　村

明應三年の貢租計算簿中單に下村とあり正徳三年古記には上組下組とあり、明治七年五月より東下村と稱す、天正年中豊臣氏の領する所にして、片桐且元之を管せしが元和元年徳川氏の領地となる、正徳二年本村の内高百四十石四斗一升五合の地を本多中務大輔に賜ひ其餘百九十九石二斗四升五合は幕府の直轄たり、寶暦九年本多氏石州濱田へ轉封されしより、其跡は松平周防守の領となりしが同十四年土井大炊頭（古河藩）之を領し明治維新に至る。

一、福　地　村

天正年中豊臣氏の領する所にして片桐且元之を管せり、正徳二年本多中務大輔之を領す、寶暦九年松平周防守領となり、同十四年土井大炊頭之を領し明治維新に至る。

一、中　村

天正年中豊臣氏の領する所にして片桐且元之を管せしが元和元年徳川氏の領地となり、世々代官をして之を管理せしめ明治維新に至る。

一、坂　本　村

明應三年貢租計算簿に曰く。

本村の名稱無之丹生山明要寺の領地なるかとあり。

建久年中古記に、本村は小松内大臣重盛の領する所

今月輪右大臣の領たりとあり、天正年中豊臣氏の領する所にして片桐且元をして之を管せしむ、元和元年豊臣氏亡び德川氏代て領す、世々代官の支配たり。

一、西　下　村

明應三年貢租計簿に單に下村と稱し、東西の名無し天正中豊臣氏の領する所にして片桐且元之を管し、元和元年德川氏に代る、正德二年本多中務大輔の領地となり、寶曆九年二月より松平周防守の領地となり後同十四年土井大炊頭領となり、明治に至る。

一、原　野　村

天正年中豊臣氏の領地にして、片桐且元之を管す、德川氏に至り幕府の直轄となり、明和六年三月本村の内高三百七十九石一斗一合の地を旗本の士伏屋新助に與へられたり。

一、上下谷上村

明應三年貢租計算簿には谷上村とありて上下の名稱なし。

天正年中豊臣氏の領する所にして片桐且元之を管す元和元年より德川氏の領となり世々大阪谷町代官所をして之を管せしめたり。明治元年二月兵庫裁判所之を收む。

一、藍　那　村

天正年中豊臣氏の領となり長束大藏之を管す、寬文二年より德川幕府の旗本の士宮崎采女に領せしめ世々宮崎氏之を領し明治維新に至る。

此村に半左衞門屋敷といふ所あり、鎌倉時代の政所代官の住みたる所にして、藍那の四兵衞とて、中西、向井、中尾、川邊の四軒は舊家にして其當時重き村役を勤めたる家筋なりといふ、宮崎采女は德川幕府の旗下にて、關東にて二千石、關西にては攝津島上郡目垣村と當藍郡村とを領せり、然るに目垣村は淀河沿岸にて洪水の度毎に收穫を減じ、或は護岸工事の爲め夫役費用を、相百姓の故を以て當村に賦課せらるゝより、當村は頗る迷惑をなしたりといへり、目垣村の金平といへるは目垣の殿樣と呼び居たり、當村の舊家中西家へは此の金平の家と緣組ありて、嫁入道具の豪奢なりしことは今尙里人の傳ふる所なり。

一、小　部　村

小部村東西二村に分れたるは何時代たるや分明ならず、東小部前田家所藏の古文書に後宇多天皇の弘安三年の記錄あり。

一平八名田之事

合

小部十良守作　小部一反吉東ヨリ　阿世部壹反吉恒作
（建治二年）　（弘安元年）
丑年新田十　卯年新田三百四十　寅年新田二百五
十　おき田八十八歩　おき田二十五歩吉末ヨリ　新
田六十吉末ヨリ　丑年新田二反池尻

以上六反百八十三歩（三百六十歩一反の計也）

定田五反百六十八歩

内　新田一反記から五郎引

　個十五歩除

阿世部三百五十七歩分米三斗八しょ七合（三年）（一夕）

並分米二石二斗二升二合三夕

小部一反百八歩分米五斗三升三合二夕

新田起田三反六十三歩分米一石三斗二合

右註進如件
（六百四十年前）
弘安三年庚辰七月二十五日

ま　祢　在　判

下　司　在　判

（　）ハ註

宛行　鳴子谷名田事

補任　春若石王丸跡

右彼名田者依爲性知百姓等遁散帳本雖召置彼名田等於依春若石王丸等歎申所宛行也宜承知敢勿違失

故以下

嘉暦元年十二月一日

此の文書は後醍醐天皇の御代に國司より宛行ひし田券狀なり。

永代賣渡申畠之事　（前田氏所藏）

合壹所　在所者　古湯屋ノ本
但御本役米壹斗有之
東は道　南は岸
四至限　西も岸　西はクワトリ

右件之畠者東浦彌二郎先祖相傳之私領也雖然依爲要用直米壹石貳斗にて小方八郎大夫方へ永代賣渡申所在地明鏡實正也此上者別親類他類不可有異乱妨者也仍爲後日永代證文狀如件

永祿戊辰十一年霜月晦日

東　浦
孫　二　郎

向宗左衞門尉
盛　信（花押）

今より三百五十三年前の田地賣渡の證券なり、最後の記名は本村の下司職にして現今の朝民氏の家系なり。

謹辭　賣渡ナラ之立券文事　（前田氏所藏）

合在所　滑河惣内　殿垣内ナラ
限東河　限南堺
限西河　限北堺
直米玖斗定

右件畠地者惣内先祖相傳之私領也　雖然依有直要用　孝子御前　限永代賣渡候處在地明白也至子々孫々不可有他人妨示候仍爲後日沙汰狀如件

應安二年己酉十月二十七日

惣　内　判

此の田地賣渡立券文は今より五百五十三年前のものにて北朝の後光嚴天皇の御代のものなり。

東小部村に字殿垣内の地名の殘れるは、鎌倉時代に地頭代の住せる屋敷なるべく、又西小部村に公文といふ地名あるは、其時代の行政法を窺ひ知るべき資料たり豐臣氏時代には杉原七郎左衞門及び其子伯耆守家長の領地たりしものゝ如く、元和元年より德川氏の料地となりたり、西小部村は元和元年に德川氏より仙洞御所料として定めたるものにて、其當時仙洞御所領の組合七ヶ村ありたるものゝ如く、鮎川村、上野村、下中條村、吉尾村、柳谷村、吹田村と西小部村なり、代官は小堀十左衞門、同主稅、代々被任したるものにて、貢租上納の受取書は、每年の分完全に當村内田家に保存しあり、元來小部村は西部藍那界の鳴子谷と稱する地と東部阿世部と稱する地が、最も古くより開發されたるものゝ如く、中古東西より現今の部落地に集りたるは、部落保安の必要より集落せしものなるべし、嘉永六年の西小部村には、棟數合百五軒、本家四十一、寺一、土藏二十五軒、小屋三十八軒、男女合二百三十二人内男百十二人、女百二十人、牛三十二疋とあり、職業の調査には悉く農業にして、林業を副業にせるものにて、純農家のみなりしものゝ如し。

○舊幕時代行政の狀態

德川幕府時代に於ける村政の機關は庄屋、年寄百姓代及五人組より成る。

一、庄屋は村内にて家柄正しく有福なるものをして此任に當らしむ、其就任に襲世と一代限りのものとあり、或は村内中の家柄のもの一年每に交代するあり又官選のものは附庄屋と稱し大庄屋より推薦せしものなれば一段の權威を有し居たり。

一、年寄は庄屋の下にありて、庄屋を助け事務を取る始め五人組の筆頭卽ち頭分の稱ありしを後算筆に長じ淳良にして才幹あるものを選び採りて庄屋の助け役となせしものなり、全部民選にて庄屋に次ぐる家柄より就任す。

一、百姓代は其村の大高持の百姓を選び人民の代表となし庄屋以下の職務を監視す、卽百姓中より出し置く目付役にして、村費諸割賦配當等の際之に立ち會ふものなり。

一、五人組は古の五保の遺制なり村内相隣接する五戸を合して一團とし、相助け相戒めて組内の治安繁榮を謀る（場合により五戸より多きことあり）五人組は親戚よりも相親み吉凶相扶け艱難相救ふを原則とす故に主人妻子病氣の爲め耕作後るれは互に相助け、組内に鰥寡孤獨のものあらば親戚庄屋と相謀り之を救濟すべき義務あり其外組内に於ける孝子篤行者を推奬し、又放蕩無賴者の訓戒懲治のことは庄屋と共に之を講じ、土地の質入家屋の賣買及び家督の變更、廢嫡等も庄屋五人組親戚及び村一同にて代納する等、自治の實務は村民一般之に當り庄屋以下村役人は主として指揮監督するに止れり。

一、庄屋の任務

一村施政機關の主腦者たる庄屋は、絶對の權威を有し人民は庄屋の處分及び命令は異議を挾むを得ず其任務は大略左の如し。

一、孝子篤行者の推奬。

一、放蕩無賴者の懲戒。

一、徵稅（毎年御倉前にて米質俵裝升量を檢査徵收し土井領は大坂平野陣屋に、御料所は兵庫に出し再び升量を檢め江戸納、京都所司代納として兩所に納付す）

一、土地の質入、家屋の賣買、金錢貸借の承認加判。

一、土地永代賣買及小地主の土地分與嚴禁に關する監督。

一、營業の取締（禁制の商業、奢侈なる物品製造賣買）

一、道路橋梁の修繕及び一村内會計事務。

一、民事裁判の第一審を司る。

一、宗門人別帳の調制保管（寺院住職と共同立會）

一、犯罪人の搜索捕縛。

一、風紀取締（博徒、淫賣婦、男娼等の監查、旅人及轉住者の檢查、無賴漢、好亂者の追放、轉入者の身元取調等以上は番太をして之れが任に當らしむ）

要するに庄屋は、一村の代表者となり人民撫育の意を體し一村の繁榮利益を謀り其利害得失に關する事を上司に申し立て、上司の布達命令を漏なく部内に告示し下より上に申し出づる事を取り次ぐの外如上種々の事務を施行監督し、且諸帳簿（宗門人別帳、地券臺帳、馬籍簿、收稅簿、村會計簿等）を整理保管するものなり。

一、大庄屋及其職掌

大庄屋の職掌は庄屋と大差なく、庄屋を指揮監督するにあり、山田には土井領以外大庄屋なし。

庄屋就任法は、一二官選の外他は民選にて任期は一代あり、數年にて交代するあり、一定せざるも家柄にて交代庄屋に就任し或は庄屋年寄と交代せるもの多し、獨り原野村は庄屋家柄は（左衞門）年寄家柄は（兵衞）百性代（太夫）と全く家柄により三役の區別ありしといふ。

此の事小部村にも、一左衞門、二兵衞、三右衞門、惣太夫といふ諺あり、而して太夫の下は何郎太夫と呼びしとぞ。

○廢藩置縣より町村制實施に至る間の狀態

明治元年二月御料所私領の區別廢せられ兵庫縣裁判所の管地となり、同年五月更に兵庫縣の管轄に屬す、私領は明治二年六月封土返還を許可せられし後も、知藩

事の治下にあり、此間に於ける町村施政機關は、舊來の儘なりき、明治五年廢藩置縣と共に全部兵庫縣の管轄に屬し、從來の庄屋を廢し各村に戸長及副戸長を置く。但し區々に別れ居るに付氏名不詳。

明治七年區劃執行せらるゝに及び兵庫縣第四區に編入され、十二年に至る間區長は原野戸田平兵衛及道幸勘兵衛兩氏也、同八年田地畑地宅地等の畝歩を改め、地價及地租を定む、是即ち改正なり、是より穀稅は廢せられて金稅となりたり、明治十二年一月從來の區は廢せられ八部郡役所の管理となる、又各村戸長を廢し數村組合して上中二戸長役場を設けらる。明治十三年に山林丈量を行ふ。

一、山田上組戸長役場（下谷上會所）（下谷上、上谷上、東小部、四ケ村）此間即ち明治十四年二月東西小部合併して小部村となる。

二、山田中組戸長役場（現役場）（原野、福地、中、東下、西下、阪本、小河、衝原、藍那、九ケ村）明治十七年從來の二戸長役場を廢し聯合して中村外十一ケ村戸長役場とし、戸長に戸田平次郎氏就任以て町村制實施に至る、此際小部村は山田より分れて奥平野外五ケ村戸長役場に屬したり。

○町村制實施以後の狀態

一、町村制實施

明治二十二年四月一日より實施し從來の戸長役場を廢し山田村役場を置けり。

町村制實施の際曩に奥平野戸長役場に屬せし小部村を加へ山田村十三ケ村となる。

但し無人村與右衛門新田を含む。

一、村會

明治二十二年四月二十五日山田村第一回村會議員を選擧し定員十二名中左の諸氏當選。

一級六名　岡本林太郎、田中作左衛門、畠田庄三郎、中尾作兵衛、川邊覺兵衛。

二級六名　岩崎佐兵衛、盛本萬右衛門、新田惣兵衛、長田眞治、小河虎市、高田虎市。

同年五月七日第一回村會開催、村長を選擧し山本與作當選せり、次で六月十三日第二回村會開催助役に林重稚を選擧し、盛本又市の收入役を承認せり、茲に於て新制度に基く自治體の機關整備するに至る。

○村長助役收入役村會議員

郡縣會議員

村長	有給名譽之別	氏名	就職及退職任年月日
山本與作	村長	長田眞治	明治二十二年
		新田惣兵衛	明治二十四年八月八日辭任
		盛本又一	明治二十四年八月二十六日
			明治二十六年六月二十日辭任
			明治二十六年七月一日
			明治三十年六月三十日滿期
			明治三十年七月九日
			明治三十一年七月三十日辭任
		角井辰右衛門	明治三十一年八月五日
			明治三十二年六月二十三日辭任
		林正敏	明治三十二年七月三日
			明治三十六年五月三日辭任
		角井辰右衛門	明治三十六年五月九日
			明治三十八年十一月六日辭任
		朝民將一	明治三十八年十一月十六日
			明治四十二年十二月一日滿期
		林幸一郎	明治四十二年十一月十九日
			大正二年十二月一日滿期
		前吉藏	大正二年十一月二十五日
			大正六年十二月一日滿期
		田中勝次郎	大正六年十一月十五日
			大正七年五月十六日辭任
		盛本萬右衛門	大正七年五月十八日
			現職中

助役

當選不詳	名譽職	氏名	就職及退職任年月日
退任不詳		林重稚	明治二十二年
			明治二十四年六月十二日
		藤田眞麟	明治二十四年六月十二日
			明治二十五年三月二十五日
		戸田平治郎	明治二十五年五月二十三日辭任
			明治二十五年九月二十六日
		上村久吉	明治二十七年四月十二日辭任
			明治二十七年九月十一日
		岡本林太郎	明治三十一年六月四日辭任
			明治三十一年六月十一日
		箱木米三郎	明治三十二年六月二十三日辭任
			明治三十二年七月三日
		林幸一郎	明治三十六年七月二日滿期

明治三十六年九月二十三日	明治四十三年二月三日辭任	有給	藤井博
明治四十三年四月一日	明治四十四年八月十八日死亡	名譽職	岩崎丑太郎
明治四十四年十月二十四日	大正四年十月二十三日滿期	同	中尾介太郎
大正四年十月二十四日再選	大正七年七月十日辭任	同	中尾介太郎
大正七年八月八日	現職中	同	藤田松太郎

收入役

明治二十二年六月十三日選任	明治二十三年五月十日辭任	盛本又一
明治二十四年五月八日	明治三十年八月三十日滿退	森田龜吉
明治二十六年八月三十一日	明治三十年九月　日滿退	中芝宗三郎
明治三十年九月十八日	明治四十三年三月三十一日辭任	岩崎丑太郎
明治四十三年二月二十四日	大正二年七月十六日死亡	畑田昇
大正二年七月二十一日	大正三年四月二十五日辭任	山下多市郎
大正三年四月二十七日	大正七年四月二十七日滿期	東田作太郎
大正七年四月十二日	現職中	中田宰二

村會議員

明治二十二年四月二十五日當選	明治二十五年四月十五日退任	一級	岡本林太郎
明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	一級	田中作左衛門
明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	同	島田輝三
明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	同	田中甚左衛門
明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	同	中尾作兵衛
明治二十二年四月二十五日	明治二十五年五月二十四日辭任	同	川邊覺兵衛
明治二十五年四月十五日	明治三十年八月六日辭任	同	盛本又一
明治二十五年四月十五日	明治三十一年四月十五日退任	同	畑田喜五郎
明治二十五年四月十五日	明治三十一年四月十五日退任	同	山本與作
明治二十五年四月十五日	明治三十一年四月十五日	同	朝民將一
明治二十五年七月二十五日	明治二十八年四月十五日	同	中尾作兵衛
明治二十八年四月十五日	明治二十九年四月十五日死亡	同	福井仙太郎
明治二十八年四月十五日	明治三十四年四月十五日退任	同	長田眞治
明治二十八年四月十五日	明治三十四年四月十五日退任	同	東田勘兵衛
明治二十八年四月十五日	明治三十一年四月十五日退任	同	中尾作兵衛
明治二十八年四月十五日	明治三十一年四月十五日退任	同	朝民將一
明治三十年八月二十五日	明治三十四年四月十五日退任	同	林正敏
明治三十年八月二十五日	明治三十四年四月十五日退任	一級	田中作左衛門
明治三十年八月二十五日	明治三十一年四月十五日退任	同	堀田房太郎
明治三十一年四月十五日	明治三十三年四月一日退任	同	林正敏
明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日退任	同	林幸一郎
明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日退任	同	堀田房太郎
明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日退任	同	北岩吉
明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日退任	同	木戸重太郎
明治三十四年四月十五日	明治三十七年四月二十五日	同	前吉藏
明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日	同	藤田松太郎
明治三十四年四月十五日	明治四十年十月一日死亡	同	上村藤太郎
明治三十四年四月十五日	明治三十七年四月二十五日退任	同	中西種松
明治三十四年四月十五日	明治四十年四月二十四日退任	同	長田眞治
明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月十五日	同	堂脇德太郎
明治三十七年四月十五日	明治四十年三月十一日辭任	同	池野米三郎
明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月十五日退任	同	中島豐松
明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月十五日	同	道幸虎藏
明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月十五日	一級	木戸德太郎
不詳	明治四十三年三月三十一日辭任	同	畑田昇
同明治四十年四月十五日	明治四十三年四月十五日	同	梠幸太郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	戍亥庄太郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	道幸虎藏
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	新田由松
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	東田作太郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	森本藤太郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	上村辰之助
明治四十三年四月十五日	大正二年四月十五日	同	林常太郎
大正二年四月十五日	大正三年四月二十五日辭任	同	福本彌太郎
大正二年四月十五日	大正六年四月十五日退任	同	横山政太郎
大正二年四月十五日	大正三年四月十五日辭任	同	東田作太郎
大正二年四月十五日	大正六年四月十五日退任	同	水落今太良
大正二年四月十五日	大正六年四月十五日	同	畑田甚太郎
大正二年四月十五日	大正六年四月十五日	同	山西卯三郎

一級	池内與市郎	明治二十二年四月二十五日	大正二年四月十五日	
同	高田仙太郎	明治二十二年四月二十五日	大正二年四月十五日	
同	木戸利右衛門	明治二十二年四月二十五日	大正二年四月十五日	
同	日原種次郎	明治二十二年四月二十五日	大正三年八月十四日	
同	堂脇德太郎	明治二十五年四月十五日	大正三年八月十四日	
同	高田省三	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	
同	戊亥庄太郎	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	道幸虎藏	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	山田藤一郎	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	林幸一郎	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	山西卯三郎	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	中尾清吉	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	田中勝次郎	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
同	植田喜之助	明治二十五年四月十五日	大正六年四月十五日	職中
二級	岩崎佐兵衛	明治二十二年四月二十五日	明治二十四年八月二十六日	辭任
同	盛本萬右衛門	明治二十二年四月二十五日	明治二十四年五月十八日	辭任
二級	新田惣兵衛	明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	退任
同	長田眞治	明治二十二年四月二十五日	明治二十五年五月二十四日	辭任
同	小河虎市	明治二十二年四月二十五日	明治二十七年三月一日	辭任
同	高田虎市	明治二十二年四月二十五日	明治二十五年四月十五日	退任
同	木戸重太郎	明治二十五年四月十五日	明治三十一年四月十五日	退任
同	田中作左衛門	明治二十五年四月十五日	明治二十九年十二月十三日	死亡
同	岡本林太郎	明治二十五年四月十五日	明治二十五年五月二十四日	辭任
同	戸田平治郎	明治二十五年四月十五日	明治二十四年十一月二十日	
同	森下八十吉	明治二十五年四月十五日	明治二十四年十一月二十日	
同	森西亦一	明治二十五年四月十五日	明治二十四年十一月二十日	
同	井上嘉平治	明治二十五年七月二十五日	明治二十八年三月二十八日	辭任
同	谷口勝太良	明治二十五年七月二十五日	明治二十八年四月十五日	
同	箱木米三郎	明治二十五年四月十五日	明治三十四年四月十五日	退任
同	馬塲半右衛門	明治二十八年四月十五日	明治三十一年三月二十五日	辭任
同	西岡清三郎	明治二十八年四月十五日	明治三十一年三月二十六日	
同	戸田平治郎	明治二十八年四月十五日	明治三十一年四月十五日	

二級	河西德松	明治二十八年四月十五日	明治三十年八月十八日	辭任
同	中西彈右衛門	明治二十八年四月十五日	明治三十一年四月十五日	
同	森西亦一	明治二十八年四月十五日	明治二十九年一月十二日	死亡
同	森田龜吉	明治三十年八月二十五日	明治三十一年六月二十五日	辭任
同	藤田松太郎	明治三十年八月二十五日	明治三十一年四月十五日	退任
同	中上綱藏	明治二十年八月二十五日	明治三十一年四月十五日	退任
同	前田藤太郎	明治三十一年四月十五日	明治三十四年十一月十三日	死亡
同	角井辰右衛門	明治三十一年四月十五日	明治三十二年五月二十六日	辭任
同	山本與作	明治三十一年四月十五日	明治三十二年七月一日	辭任
同	中島豐松	明治三十一年四月十五日	明治三十七年四月二十五日	退任
同	中西彈右衛門	明治三十一年四月十五日	明治三十四年四月十五日	
同	山田藤兵衛	明治三十一年四月十五日	明治三十四年四月十五日	
同	島中力松	明治三十四年四月十五日	明治三十四年四月十五日	退任
同	池田豐松	明治三十四年四月十五日	明治三十七年四月二十九日	辭任
同	中尾介太郎	明治三十四年四月十五日	明治四十年四月二十五日	退任
同	古谷久藏	明治三十四年四月十五日	明治四十年四月二十五日	退任
二級	山下正成	明治三十四年四月十五日	明治三十七年四月二十五日	退任
同	前田國太郎	明治三十四年四月十五日	明治三十七年四月二十五日	
同	箱木米三郎	明治三十四年四月十五日	明治三十八年十月二十三日	辭任
同	中上總藏	明治三十七年四月十五日	明治四十年三月十一日	辭任
同	高田仙太郎	明治三十七年四月十五日	明治四十一年一月十八日	辭任
同	横山政太郎	明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月二十五日	退任
同	畑田甚太郎	明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月二十五日	
同	堀田房太郎	明治三十七年四月十五日	明治四十三年四月二十五日	
同	岡本林太郎	明治三十九年四月十一日	明治四十年四月二十五日	退任
同	林正敏	明治三十九年四月十一日	明治四十年四月二十五日	退任
同	小河太良市	明治四十年四月十五日	明治四十三年四月十五日	
同	中尾由太郎	明治四十年四月十五日	大正二年四月二十五日	退任
同	前田粂右衛門	明治四十年四月十五日	大正二年四月二十五日	退任
同	井上安吉	明治四十年四月十五日	明治四十三年四月二十五日	
同	植中龜松	明治四十年四月十五日	明治四十三年四月二十五日	
同	中尾介太郎	明治四十年四月十五日	大正二年四月二十五日	

明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	二級	山本與作
明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	同	池内與市郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	同	山田松次郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	同	松本光藏
明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	同	畑田甚太郎
明治四十三年四月十五日	大正二年四月二十五日	同	上田龜吉
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	小西喜之助
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	岡忠藏
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	森田龜吉
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	中尾爲三郎
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	戎亥庄太郎
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	中尾清吉
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	畑郁太郎
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	松本光藏
大正二年四月十五日	大正六年四月二十五日	同	谷口安吉
大正六年四月十五日	現職中	同	植中龜松
大正六年四月十五日	不詳	二級	池内與市郎
大正六年四月十五日	不詳	同	大前定五郎
大正六年四月十五日	大正八年四月二十五日辭任	同	森田龜吉
大正六年四月十五日	不詳	同	岡忠藏
大正六年四月十五日	不詳	同	谷口安吉
大正六年四月十五日	不詳	同	日原種次郎
大正六年四月十五日	不詳	同	中尾爲三郎
大正六年四月十五日	不詳	同	前田粂右衛門

縣會議員

不詳	不詳	岩崎佐兵衛
明治二十七年二月二十一日當選	不詳	角井辰右衛門
明治三十六年九月二十五日	明治四十年九月二十四日滿退	盛本萬右衛門
明治四十年九月二十五日	明治四十四年九月二十四日滿退	角井辰右衛門

郡會議員

明治二十九年七月二十日町村選出	明治三十二年九月三十日當選	長田眞治
明治三十年四月九日大地主選出	明治三十二年九月三十日當選	角井辰右衛門
明治三十六年九月三十日當選	明治四十年九月二十九日滿期	朝民將一
明治三十六年九月三十日當選	明治四十年九月二十九日滿期	新田惣兵衛
明治四十年九月三十日當選	明治四十四年九月二十九日滿期	林幸一郎
明治四十年九月三十日當選	明治四十一年一月六日辭任	田中作左衛門
明治四十一年二月二十一日當選 明治四十四年九月三十日再選	大正三年一月三十日辭任	前吉藏
大正三年三月十八日當選	大正四年九月三日滿期	堀田房太郎
大正四年九月三十日當選	大正八年十月三十日滿期	新田由松
大正八年十月三十一日當選		堀田房太郎

書記

明治二十二年四月一日任命	明治三十二年八月二十六日解任	書記	高木正平
明治二十二年四月一日任命	明治二十四年四月三日退職	同	太田龍太郎
明治二十二年四月一日任命	明治二十八年六月退職	同	宇野梟
明治二十四年四月十日任命	明治三十一年六月三十日退職	同	中野榮三郎
任命不詳	明治二十六年五月二十二日退職	同	北岩吉
明治二十六年五月二十二日任命	明治二十七年三月三十一日退職	同	阪田伊豆松
明治二十八年四月二十三日任命	退職不詳	同	林弘稚
明治二十八年六月二十九日任命	退職不詳	書記	垂谷悌次
明治二十九年十月八日任命	明治三十二年九月二十一日退職	同	日原辰之助
明治三十年九月一日任命	明治三十三年十月二十四日退職	同	堀田辰之助
明治三十一年九月任命	退職不詳	同	岡崎省三
明治三十二年四月十一日任命	明治三十三年五月三十一日退職	同	箱木喜兵衛
明治三十三年七月二十二日任命	明治三十六年六月十二日退職	同	中田時治郎
明治三十三年七月二十二日任命	明治三十八年十二月十七日死亡	同	八田辰之介
明治三十四年三月二十五日任命	明治三十八年九月三十日退職	同	横山孫太郎
明治三十四年三月二十五日任命	明治三十七年二月二十七日退職	同	堀田治一郎
明治三十四年三月二十五日任命	退職不詳	筆生	須藤保義
明治三十六年一月二十四日任命	明治三十六年六月十五日退職	同	田中忠市
明治三十六年四月六日任命	明治三十六年十月四日退職	同	青野久夫
明治二十五年四月十一日任命	退職不詳	同	鈴木快音
明治三十六年六月十六日任命	明治四十一年七月二日退職	書記	中野榮三郎
明治三十七年四月二十六日任命	明治三十八年三月三十一日退職	同	柚垣理一郎
明治三十七年四月二十六日任命	現職中	同	畠田朝英

書記	高木次郎	明治三十八年十月二日任命	明治三十九年一月十三日退職
屬	藤井辰次郎	明治三十八年十一月二十日任命	明治三十九年九月十七日退職
書記	中田時治郎	明治三十九年四月十九日任命	明治四十年三月三十一日退職
筆生	中川勇介	明治三十九年七月三十一日任命	明治三十九年十二月三十日退職
書記	東常吉	明治四十一年四月二十三日任命	明治四十五年三月三十一日退職
同	西田重太郎	明治四十年七月三十一日任命	明治四十三年三月三十一日退職
同	堀田治一郎	明治四十二年四月十三日任命	現職 中
同	佐藤繁太郎	明治四十三年九月一日任命	明治四十四年三月三十一日退職
筆生	清水新三郎	明治四十四年四月六日任命	明治四十五年六月三十日退職
屬	佐藤繁太郎	明治四十四年四月一日任命	明治四十五年六月二十七日退職
書記	山田森之助	明治四十五年二月二十六日任命	大正八年二月十八日退職
同	中田時治郎	明治四十五年三月十一日任命	明治四十五年七月二十五日退職
同	安福種吉	明治四十五年七月二日任命	大正三年一月三十日退職
同	山西源太郎	大正元年十一月一日任命	大正三年七月三十一日退職
同	山崎政美	大正二年四月一日任命	大正二年四月三十日退職
局	佐藤繁太郎	大正三年三月四日任命	現職 中
書記	東又市	大正三年九月一日任命	大正六年三月六日退職
同	池田彌重郎	大正三年四月一日任命	大正五年三月三日退職
筆生	林田眞治	大正四年五月十日任命	大正五年一月三十日退職
同	上田繁市	大正五年二月五日任命	大正五年三月三十一日退職
書記	東常吉	大正五年四月一日任命	大正六年四月十六日退職
筆生	森下義治	大正六年四月一日任命	大正八年十一月十四日退職
書記	森下新三郎	大正六年八月一日任命	大正七年二月二十八日退職
同	森下新三郎	大正七年四月十八日任命	現職 中
屬	馬塲柾治	大正八年十二月十七日任命	現職 中
同	森下義治	大正九年四月一日任命	現職 中
農業技手	長田寶	大正八年六月十二日任命	現職 中

○交　通

○縣道　は藍那村を除くの外各村を貫通せるを以て牛馬車及び人車の交通便利なり。

縣道は沿革上之を三區に別つべし。

神戸市奥平野天王谷より谷上村を經て有馬に通ずるものと、下谷上村六地藏より分岐して原野村を過ぎ福地村岩谷の險を經て美囊郡淡河町に通ずるものと、原野村より分岐して播州三木町に通ずるものとあり。

神戸有馬間の縣道は、最も初に開通せるものにして、明治五年に有馬溫泉に通じたるなり、中古本道は神戸より有馬溫泉及び兩丹地方に通ずる唯一の要路とせり。

下谷上より分岐せる縣道は明治十五年に開通したるものにして東播との交通に至大の便を得たり。

明治二十四年更に原野村より分岐して三木町に通ずる縣道を開通せり。

其後第二期線は下谷上より原野村までを存して、原野村淡河間を里道に編入せり。

○里道　里道中交通最も頻繁なるは、小河村より藍那村小部を經て天王谷縣道に合するものと、藍那村より鵯越を經て神戸市に通ずるものとす。

○明石街道　衝原村の西方字燒谷より有馬街道と岐れ、南方の山脈中間を橫斷し、明石郡桑村の境に至る三十五町五十間三尺。

○烏原越　東下村字東所より長坂を越へ南方西小部に至り烏原谷に至るもの。

○くつかけ峠　福地村西より帝釋山の東のたわを越へ淡河町に出づるもの。

○梨木峠　一名宿越、美囊郡野瀨谷より原野村に越へ小部村大原山に至るもの。

○小河越　西下村より小河村へ越ゆるもの十五町四十六間。

○黑甲道　上谷上村の西字中の手より本村の中央を經て北方美囊郡屏風村字北山に至るもの、延長二十五町。

○再度越　上谷上村南字坂口より南に上り福正地山を經て南方中一里山の境字丸石より右すれば再度に出

で、左すれば布引瀧谷に出づるもの。

○德川道　藍那村の南白川越より東に岐れ、字中山田甫より小部村に入り字小部峠を横に狼谷に入り、摩耶山の北麓より五毛村に出づるもの。

○下谷上村　大地藏より分岐し原野村を過ぎ、岩谷の險を經て美囊郡に至る道路は、其當時縣會議長たりし石田貫之助氏の發案にして原野村角井辰右衞門氏（先代）の功大なりしなり。

○天王谷縣道の參照記錄　津の國兵庫神戸より三田をぬけて丹波路に通ふや、嶮々たる高山の裾所謂羊腸九曲の難所なりしを縣より旅人の苦をたすけんとて、石井、有野の兩村長谷勘兵衞、田中猿兒の兩氏に事をゆだねられ、坂本村より三田まで行程六里三十町四十間餘の細道なる山裾巖石をくだきとり、廣きは四間せまきは二間餘に道を造り、谷をうづめ、まがれる道を直くして一里餘りちかくなりぬ、丹波路より兵庫神戸へ通ふ人、又行く人々の荷物運牛馬の通苦もいと易くこれ縣廳の厚きめぐみを知りたまへと明治七とし春御成功なりしその道すじのあらましを扇に圖して四方の君子に此仁風をしらしむるになん。

谷勘兵衞
有野村
田中猿兒

廣告

三田往還合力町村

神戸港　兵庫港　坂本村
荒田村　奥平野村　東小部村
下谷上村　上谷上村　屏風村
深谷村　西畑村　神附村
柳谷村　附物村　吉尾村
上小名田村　下小名田村　中村
日下部村　鹽田村　下宅原村
三田町

修築監督
石井村

明治七年六月

兵庫縣令　神田孝平

此道從來嶮岨迂遠にして且狹隘なるを以て人馬往來自由ならず行旅之が爲に壅塞するを恤へ右町村合議之上或は費金を投じ或は力役を施し或は地面を捨て坂本村より下谷上村迄二里二十二丁餘之間は嶮を夷而溢を廣而舊道を修築し同村より鹽田村迄三里十七丁餘は榛莽を拓き谿壑を塡め新道を開通し再び同村より三田町迄二十一丁餘は舊道を修し都て道幅二間より三間に至り且路程を減する三里餘人力車をして往來自由ならしむるに至る其人間に功用なる豈鮮少ならんや今其の成業を告ぐ依て其合議村町名幷に公撰に應じ土工を監督せる兩員の姓名を揭げ行旅のものをして普く功用の由る所を知らしむ

明治七年四月以後陸運機關は半官半民經營を去つて、一大民業と變じたり、されど兵庫神戸より三田町間には、別に獨立の會社ありて、明治七年十一月二十八日より開業し、物貨運輸の取扱を爲したり、蓋し此間の道路は、交通便宜の爲めに民費を以て、岩を鑿ち谷に架し、行路六里三十町四十間餘の新道を開通したる者此費用を償却せんが爲めに、沿道諸村は物貨運輸會社を開けるなり、當時神田縣令の達令に曰く『今般兵庫神戸兩港より三田町迄の新道へ物貨運輸會社取設けの儀願出候に付開屆明十八日より開業候爲心得區內へ可相達者也』と同社は線路兵庫神戸より八部郡下谷上村（三里）有馬郡附物村（二里）同上三田町（二里）となし、兵庫神戸へ五ヶ所の支社を設け、驛遞事務引請人は、三年交替の公選法に據り、十ヶ年の營業期限を

以て開業す、而して役夫賃一里四錢五厘、牛馬賃拾錢七厘と定め、其所得二十分の一を以て土工費償却に充用せり。

官設の驛遞局にて郵便事務の取扱開始さるゝや下谷上村に郵便局を設けらる、當時郵便事務取扱人は盛本萬右衛門氏なり、參照として當時の辭令を掲ぐ。

七等郵便取扱申付候事

右内務卿之命を以て相達候事

明治十一年五月十一日

驛遞局長

内務少輔正五位　前島密印

七等郵便取扱役

爲御手當壹ヶ月金貳拾錢

筆墨紙料拾錢被下候事

但本文御手當及筆紙墨料之儀者總て繰替渡金之内より引去出納計表に仕組可差出事

明治十一年五月十一日

驛遞局長

内務少輔正五位　前島密印

（因に盛本萬右衛門は、明治四年兵庫縣廳より下谷上村莊屋役申付られ、天王溪道路開鑿の際には田中幾兒谷勘兵衛、平山辨藏の諸氏等と相提携して頗る盡力する所あり、明治十二年十一月には、下谷上村戸長を拜命し、同十六年には八部郡第八番學區學務委員となり同二十二年四月より同二十七年五月まで山田村々會議員に選まれ、地方公共事業に盡瘁されたり）

○山脈及山、砂防工事及林業附山論

中國山系の支脈として東播と攝津との境を南走せる山脈は西に折れて本村の北境を西走す、其山脈中名あるものは、東よりすれば。

金剛童子山　上谷上と下谷上との堺北は美嚢郡に接す標高（五六五）

東獅子見山（五五〇）西獅子見山。

東ヶ峯、城山（五一五）

花折山（五七五）

梨ノ木峠（四八五）

愛宕山（三〇五）

投町山（四八七）

山伏峠

稚子ヶ墓山（五九六）

ゆづりはがたわ、狼峠

帝釋山（五八六、一）

四ッ辻

つゝじ尾

轡掛峠

丹生山（五一四）

しびれ山（四一〇）

以上の諸峯と相對して六甲山脈の餘波は本村の南境を西走し、更に中央部に是等二山脈に平行せる一條の丘陵連互するより、村内を尾通り（六甲支脈）谷通りの二谷に分つ。

石南花山標高（六五二、八）上谷上の東南にあり東は唐櫃村南山に接し西は二甲山に接し、樹木よく生せず登路一條あり小屋の谷より上る、里程六丁餘也、溪水二條一は山中字本谷より發し、一は山中字又谷より發す二水各北西に流れ、小屋谷に至り相會し一となる之れ山田川の上流なり。

二甲山

九山（四四〇）

石佛峯

別當山

大山

痺ノ峯(三四七、五)衝原村の南、頂上にシビレの松あり、攝播の國境なり。

○砂防工事　本村の東南部一帶神戸市の背後に連る山地は、昔時過伐濫伐及樹根の採取等を敢てせし結果及び其他の原因により地表に於ける土壤流失及び山腹の崩壞により比年荒廢を高め、降雨至る毎に多くの土砂を流失し、水害頻至するを以て、茲に十三ヶ年繼續事業として生田川及湊川流域の砂防設備を計畫し、明治三十五年通常縣市部會の決議を經て、國庫の補助を受け、三十六年度以降爾來豫算範圍を以て、各禿所毎に根本的防止の方針を採り逐次施行せり。

其地域は兵庫縣武庫郡山田村ノ内下谷上字中一里山、同上谷上字石南花山、同郡西灘村ノ内大石字長峯山にして此設備面積二百四十餘町歩に、松山櫃苗等の苗木二百十八萬六千餘本を植栽、此の工費金拾參萬四千四百圓餘を以て大正五年三月に豫定の工を竣ゆ、更に大正元年度より天王川流域を同市部會の決議を經、十三ヶ年の計畫にて着々進行しつゝあり。

工事の種類は積苗工、山腹石積工、谷止石積工、苗木植付工にして、谷止石積工は溪間に施行するも、他は一般に山腹工事たり、苗木は松及山櫃苗等にして交互植栽す。

其後經過良好にして松苗木の成績十三年生のもの平均幹長十五尺根元直徑平均四寸、山櫃苗平均幹長十三尺根元直徑二寸餘に及ぶ、生田川及湊川上流石井川の如きは土砂の流出なく、岩床を現はせり、樹木の伸長に伴ひ間伐をなし生育を計る。

○林業　本村山林の全面積、土地臺帳に依れば四萬一千八百六十段を有す、若し實測すれば尚ほ數割の增加を見るが如き廣大なる面積を有すと雖も、林業は甚だ幼稚にして全部混農なり、而して山林は自然成育による混淆林を主とし雜木の矮林其大部を占め、喬林は少なし、喬林は自然生によりて成れる中林より傘伐法によりて仕立てたるもの多く、植苗によりて仕立てたる喬林に至りては甚稀なり。

之等の自然培養によりて成木せる樹木は順次に伐採して薪或は炭となし生活費の幾分を得つゝあるの情況なれば、大規模の植林は絕えて行はれず、獨り杉樹は明治十八年頃より線香業の發達と前後して山嶺或は人家附近に少しづゝ植付たるものゝ如し、近年に至り個人私有の山林につき小規模の植樹を行ふに至る、今左に大正三年度に於て植栽したる苗木の種類及び種類を示さん。

杉	一萬五千本
扁柏	一萬二千本
松	五千本
櫟	四千本

○林産物の種類産額及び販路　林産物の主なるものは薪、炭、線香原料、建築用材、及び竹材、挿花等にして神戸市及び灘地方を華客とす。

一、薪炭は櫟を上品として其他の雜木を割木として出すこと多し。

一、木炭は堅炭其首位を占むと雖も、近年素灰の產出著しく增加せり、之れ炭團の原料たり。

一、線香の材料は杉の青葉にして之を粉末となして販出すること多し、又線香となしても送り出す。

一、建築用材は松杉を主とし、扁柏をも產すれども其產額多からず。

一、竹材は篠竹、矢竹多く、苦竹淡竹之に亞ぐ。

一、挿花は裝式用のもの多く、床花の料も少からず。

次に大正三年度の產額を示す。

種類	數量	價格
木炭	五二五〇俵	六參〇〇圓
木炭(素灰)	二七〇〇俵	七貳九〇圓
木炭(堅炭)		

薪　二五〇〇〇駄　參七五〇圓
線香原料　二〇〇〇駄　九〇〇圓
竹　材　四〇〇〇束　壹〇〇〇圓
建築材　三五〇〇尺ノ　參壹五〇〇圓
挿　花　貳六〇〇圓
洋傘柄　一〇〇〇〇本　壹〇〇〇圓

○灘山田山論之次第

今度山田と福原庄上之庄兵庫津山境目御公事前後之次第。

一秀賴郷樣爲御用兎を生捕上可申之由御代官片桐主膳正樣より被仰付候

慶長九年霜月十六日に爲庄中網を漉す、十七日四ツ頃に罷上り彼網を山々岡々に張り谷々に火を付け追出し則生捕早く致献上候其時兵庫在々より奥一里の山へ牛馬を入れ柴刈申に付此方より若き者ども成ものを取り可申由に申候樣々種々致降參に付追返し刈置柴焼き捨て申候其後從庄中毎月の御入木柴兵庫へ出申所に福原庄に無念を含み相當り可仕と申、平野村より差出於天王口小部村亦助の柴焼き捨申候、猶以平野村太郎左衞門謀判の企彼在々へ廻文を廻し人數を催し、十二月朔日より始て鵯越の口、鳥原谷の口、再度口に番をなし山田より日々に出申候御年貢米御入木柴賣柴等の儀は不及申或は串柿等或は兵庫歸りの鹽味噌迄留め申候、則留置目錄別紙に有之、同樣に盜賊之働剩へ致打擲其内壹人原野村新九郎と申者及傷仕候條則石井肝煎衆へ右者預け置き餘りなる狼籍之儀に候條押通愚意於有之者可及鉾楯雖覺悟候、公儀を憚り致堪忍則御下代水主久左衞門殿磯邊長兵衞殿御兩所へ彼憤り具に申上、早々大坂へ御供申、主膳樣御耳に可相達由申候所に御代官衆も御同心にて既に罷上り可申時出舟を留め正直屋壽三爲曖被申遣候者月迫の砌互に不調儀に候條留置御米柴以下曖衆兵庫御城へ持立可相渡候條御公事の儀來春迄可相延之由被申候又此方より好申ものとて御扱に候山之儀も如先規中一里より或は留置柴以下も彼福原庄より於相渡は不及是非候、乍去壽三曖難默止存候間其儘に打置春迄可預ヶ置候由申候得共右相好族一途依有之曖破候故水主久左衞門殿致御供小河愛右衞門、正官新兵衞、砂川五郎右衞門、佐久間伊之助、栗花伊兵衞、大阪へ罷登山田四方境目御綸旨數通之證文並に山手等之子細目安を以て主膳樣へ申上候處被仰出候は御手長之内之出入迄に無御穿鑿可被成候得とも、福原庄在々は御給人衆に候條御奉行樣へ可申上候由被仰出則爲御使小寺宗作、本嶋暮仙被相添致伺候目安山之繪圖上申候其時平野花熊御藏納中嶋佐兵衞殿御代官、同二茶屋御藏納片桐主膳樣御代官其外は御給人走水は中嶋才藏殿宇治野村は垣屋畯河殿石井村は平野左京殿夢野村は加治屋内膳殿神戸村は河合又八郎殿犬間久兵衞殿、鳥原村は丹羽源太夫殿也、右山田庄より申上樣子被仰觸候雖尤年内は餘日なく候條來る正月十五日過去て可致相究之旨双方へ被仰出候、然る所に兵庫道を留め恣なる働如何迷惑之由達而申上候處被聞召分被仰出候者中一里山之儀は來る正月十五日過迄惣方堅く御停止並兵庫往還相止候儀曲事に候無相違往來可仕候、自然押而何角と申輩於有之は可被加御成敗と御文體にて慶長九年十二月十四日に御制札被下候、兵庫口々に立置自由に兵庫へ致出入候事。

一右御制札双方中一里堅く被成御留に付而兵庫津中上庄此方御代官衆へ致伺候者福原庄へ一切相搆儀候間如前之中一里分可相立候由被申候所に御代官衆へ被思召候者一つは御手長之内一つは公事訴跡

言給且可爲公儀思召兵庫御代官富松喜助殿、柏卜運各々御結合にて兵庫上庄へ被仰聞候者右申上様子無別儀、彼山人仁體銘々札を出し山へ可被入之由被仰候所に則彼在々之致合點數人札を取り日々に山へ入候儀併彼方若輩共中一里之儀は不及申奥一里迄盜申折節。

高麗人

上様へ爲御禮致渡海候に付兵庫にて御振舞御用意鳥類之生捕被仰付候、別村より罷上り追立狩り仕候時、灘表方數多牛を入れ奥一里を盜み申候に付此方若き者共見付、爲成もの牛の鞍取申候、然る所兵庫上之庄に又發頭を取り種々惡逆を工み、福原庄へ一味申極月二十五日に高畠へ罷出、山田より出し申牛の荷物切落し、鞍二十五、柴二十餘並大阪御本丸之御用に出し申御門松、ほなが、ゆづり葉、箸木、箒以下迄悉く相留申候、則御代官衆へ相屆け候得者、早々兵庫の御代官衆へ御屆ヶ夫より彼在々へ御尋候得ば、松かざりものは留不申候由陳言仕候、其由兵庫代官衆より此方へ切々被仰候得共、一度相留候上は此方之者不存候由申候に付、山田の御代官衆は打捨越中に御下り候、彼留置かざりは兵庫御代官衆は御宰判にて留置在々より兵庫へ持立船にて大阪へ參着此方よりは飛脚を以て御註進仕候へば則主膳樣爲御意、御内松本勘右衛門殿、城忠兵衛殿、山田牢兵衛殿、杉原新八郎殿御連判之御折紙、兵庫富松喜助殿柏卜連御兩所へ被遣候、夫より無異議兵庫へ罷出市立堅固之事。

一十二月晦日に兵庫在々より道具をたいし數人再度山へ取登り、此方檢見に付置候番の者とも打立候依而虎口小部村よりかけ付け歷々雖有之多勢に不叶被打擲候、相闘之煙を見て谷中より馳集り候、雖然數々引取候に付不及了簡候、若き者とも追結相當可致由頻々申候得共御前に被御批判、可爲勝負上、此方には神妙之沙汰同樣に種々樣々盜に成不可遁其科候事。

一次之正月六日に又兵庫上の庄より罷出於高畠道を留、山田より出申薪等の荷物切落し雜言有之兎角此方には可爲上儀候條下々於違亂は曲事之至兼而の法度まかせ愚意無之候へば乘勝に毛を吹き求疵以來裁許不願言上沙汰之限之次第也。

一正月七日八日に於八幡宮參會有之年寄中者幾重にも無事委迄申候故若き者とも隱密にて端々合結合兵庫より湯山への馬方日々に通り候彼方にて御制札破り兵庫道を留め山田の者を曾て兵庫へ通し不申候、彼馬方自由に有馬へ通り申事是又不及覺悟之由申、同十一日に谷上箕の谷於茶屋に兵庫三川口衆之馬鞍十一取申候然者彼旅人は備前岡山仁體に候、兵庫より湯山への馬賃渡切候條半分返候へとの由被申候へば無異議返遣其内科足無之は布子四つ賃に相渡し右之馬賃又質物茶屋へ預け置旅人湯山へ谷上衆送り屆候事。

一正月二十日に庄内年寄中をさ大阪へ參着則舊冬以來中結段々惡逆之爲體一々目安を以て御奉行中へ一冊相屆候勿論兵庫在々よりも御給人衆へ相談互之存分市正樣御奉行日頃牢右衛門殿田村助右衛門殿淀主膳殿小寺宗作本番幕仙右爲四人と双方日々に晝夜之御穿鑿無透候事。

一二月二日に市正樣御廣門之前へ双方被召出遂對決其節兵庫在々惡逆人者此方より差申又は山田の者は彼方より指申畚(ツガイ)其相手群を落し互の問答劒を削る。

市正樣直面の御批判不淺申誤者をば物書田村助右衛門殿紙上に書せ置既に平野太右衛門依爲本人忽

可爲越度思様爲虚言申様兎角其身の申晴時日迄は
野心の搆今日は引替結句人を頼無事委忠節之者と
寄事左右猾才無批類其外之面々右往左往に黒を白
に申掠事無限如何に白を黒と申とも具に被遂御糺
明を時と爭て遁其科哉暫くの問答事經て被仰出候
者翌日は糺實否末代可相停止之旨上意也能々子細
有之は人數を致可被書付置之由被仰候則此方より
小河愛右衞門、同名牛右衞門、栗花覺五、同伊兵
衞、砂川五郎左衞門、左久間伊之助、藍那善兵衞
原野村與兵衞以上八人書附上彼在々より歷々被書
付其日は退散之事。

一二月三日に市正様より主膳正様へ御使者立右之書
附に乘候山田兵庫上庄者共牢舍被仰付候之由被仰
渡候則此方へも其通被仰聞早々主膳様へ目安を以
て御訴訟申上候は、重々不及是非候只牢舍理不盡
之族歎敷達而雖申上候御同心無之御町奉行川瀨五
兵衞殿木野勝左衞門殿爲御奉行二の丸鐵藏へ右八
人の年寄並に谷上村にて湯山への馬駄取候事往還
之肯御制札曲事之由被仰出谷上之中老八郎太夫、
與兵衞、市郎太夫、孫太夫、甚太夫、才右衞門以
上六人御入被成同茶屋若太夫、彦右衞門兩人之者
共右之人數に候、內論にて吟味仕候時、妻子を捨
其身致逐電候、次に兵庫にては三川口甚右衞門、
丹治喜安、上の庄之內荒田次郎右衞門、同孫兵衞
阪本佐助、同道全同五郎右衞門以上七人、同籠へ
被入置候。

然者本人之福原庄之衆は被打置御手長之內之者計
り同樣に被成候儀迷惑之由數度御奉行中へ申上候
得ば、福原庄は御給人衆への御馳に一兩日後御入
被成候人數鳥原村安助夢野村利兵衞石井村六太夫
平野村孫左衞門北野西幸花隈與左衞門宇治野村五
郎右衞門神戶八郎兵衞同與左衞門同彦右衞門大塚
之與右衞門以上拾壹人二月五日に內藏へ御入被成
候事。

一平野太郎左衞門別而張本人に付而同前之籠者被仰
付之由申候へども無其儀候。

御給人衆被抱に付御用捨歟結句山田庄之たたち申
妨候勤人殺一揆企て隣鄕へも鬼目を見せ弓鐵炮脇
指武具等にて七八百人計に道具支度仕候よし申上
候に付既に道具狩と被仰付候市正様より爲御奉行
尾畑七右衞門殿松山惣左衞門殿田那邊九郎兵衞殿
主膳正様より安保孫兵衞殿御下代官磯邊長兵衞殿
被相添二月十三日に山田之庄へ御越被成村々御廻
り可有程の道具被召置並御坪付被成去る山之境目
可被申御覽候之由にて則兵庫在々之者も被召寄銘
々被相改候彼方には境目一切無之口を揃申上候此
方には口一里中一里奧一里之境目證據曳懸御目候
双方之申分明白に書付に被乘一々御耳立候事。

一兵庫之藏方禪門宗省々大阪へ被召寄彼山々一儀御
尋被成有樣に申上候得との由市正様より被仰出候
山之儀は一切不存候由被申上候左樣に候へば世間
之風說成共面々之隨有分書付を以て申上候由日頃
牢右衞門殿御使にて一兩日御究被成進上之取沙汰
も最負々々に申候條如何樣に御糺候へども一圓不
存由不申分被罷下候事。

一種々樣々御評定依有之牢人者も長引候故親類緣類
も手次を以て諸大名衆御耳に立段々市正様へ御理
り被仰下候彌御公事致高上、天下の所司代板倉殿
迄御談合被成候、既に山田庄理運之樣聞候砌、彼
方に申分致拂底鐵火可被仰付候由雖申上候と重々
被分聞召候上は不及申誓談候由被仰出二月二十七
日巳刻に牢へ御使有り市正樣御奉行日頃牢右衞門
殿、田村助右衞門殿、田那邊九郎兵衞殿、松山宗
左衞門殿、尾畑七右衞門殿、主膳樣御奉行小寺宗

作殿、本嶋暮仙殿、安保孫兵衛殿、磯邊七兵衛殿
名々御出被成此方へ被仰渡候は、山之儀被聞召候
條如先規山田之庄へ被仰付候條可成意中被仰渡候
併谷上村々にて湯山入馬鞍取候事肖御制札曲事思
召候條谷上村の者は可殘之由猶以五郎左衛門儀も
其村之年寄之不祥に可相殘之由被仰渡次に彼方牢
も右銘々御出し被成被仰聞候は山之儀山田の庄へ
被仰付候牢之者の儀も新儀非例申上剩御制札破曲
事に候條悉被成御成敗候然共張本人於有之は則申
上候へたとひ在所に有之者成とも其科をあらはし
其身を誅し籠者は御賚被成候由被仰捨、此方籠戸
を開き、覺吾、愛右衛門、猪之助、牛右衛門、伊
兵衛、善兵衛、與兵衛右七人御出し被成則主膳樣
御廣間へ被召寄諸式置目御法度上巻之誓紙被仰付
其後山田庄之通、御門外に市を成す所に小寺宗作
本嶋暮仙、爲御使勝狀被下並御制札山之繪圖忝も
數通の御判形致頂戴、前代未聞施面目、老若好是
事無限、見る人目を驚し、聞者は感之兵庫在々之
輩元來爲種々惡事、爲盜雖申掠依清水蒙大罰。
數度之高名は一身之覺
一度之面目は末代之恥辱也
一被仰出候は是は茶屋若太夫喜右衛門越度にて候條
此兩人之者於尋出は被殘置候、牢舍之者御出し被
成候條無油斷可致才覺之由被仰付候條則御請申方
々へ人を遣し隣國儀は不及申遠國迄雖尋求、行方
更に不知日限相延候所彼の彦左衛門は當國の內多
田の銀山に深く隱れ居候を不思議之便りを以て聞
付市正樣より御書を被遣搦捕牢へ被入候事。
一三月八日に兵庫在々牢舍之者壹人宛召出改輕重可
爲曲事行種々御穿鑿被成候得ば悉張本人差申候則
被書付又牢へ被入置候事。
一三月九日に右指申張本人湊ノ與左衛門同次郎兵衛
長澤彦右衛門、三川口清右衛門、西大路彌右衛門
阪本少庵以上六人被召寄町奉行之牢へ御入被成候
事。
三月十四日に神戸與左衛門、北野西幸、鳥原安助
阪本佐助、同道全、同五郎右衛門、花隈與左衛門
荒田孫兵衛、右八人御牢より御出し被成町奉行に
て、其內花熊與左衛門、阪本五郎左衛門に水をく
れ拷問被成候、是を見て殘衆も悉く落申候、信心
の厚薄を糺し紙上に被乘又牢へ御入れ被成候事。
一三月十五日阪本佐內同道全、鳥原安助、北野西幸
大塚之與右衛門右五人牢より御出し被成被召許候
以來とても緩怠殊に彼山の儀申出事有間敷由上巻
之誓紙致し諸人立在所へ被罷下候事。
一三月二十八日に谷上五郎左衛門、同與兵衛、甚太
夫、孫太夫、市郎右衛門牢より御出し被成是は彼
走り候茶屋彦右衛門依尋出右五人被召許候忝題目
也何れも上巻之誓紙被仰付相濟候然者兵庫丹治喜
安方より御詫言依有之請人立一黨に被成候事。
一三月二十九日坂本帶刀、大阪高麗橋之町屋に隱れ
居、彼公事之評判仕候を御聞付被成則搦捕舍兄少
庵と牢へ御入れ被成候同樣無滯御札明候事。
一四月八日牢より村々にて一人宛市正樣へ被召寄御
相談被成又牢へ被入置候事。
一四月十五日三川口甚右衛門、荒田治郎兵衛門、又
湊與左衛門、同治郎兵衛一方にて裁許有之相方無
落居付て又牢舍なり。
一四月十七日兵庫の丹治行休大阪へ被召寄又牢より
三川口甚右衛門被召出此兩人に水をくれ候て種々
御責被成候其時惡逆之樣子或は代官富松喜助殿身
上之儀迄申上候則御書付被成牢へ被入置候事。
一四月十九日の夜牢兵庫御代官富松喜助殿、柏卜運
御兩所へ御使有此度山之一儀に付百姓同前に被背

君子之掟候段越度被仰出、兵庫御代官之儀は不及申御知行迄御上ヶ被成候事。

一水主久左衛門殿磯邊長兵衛殿山田之御代官並御知行御上ヶ被成候是は右中一里の札を御出し候間、兵庫上庄衆山へ御入れ被成候儀越度に罷成候併磯邊長兵衛殿は御理り有之候故御知行無別儀候事。

一四月二十日に阪本五郎右衛門、荒田孫兵衛同治郎右衛門以上三人一方湊治郎兵衛、西大路彌右衛門兩人一方にて種々裁許有之則銘々存分御書附被成候事。

一四月二十二日に福原庄宇者之者の内御許被成平野孫左衛門、神戸之與左衛門、同八郎兵衛、同彦右衛門、宇治野五郎右衛門、夢野理兵衛以上六人牢より御出し被成銘々請人立て上巻之致誓紙相濟申候、然而花熊與左衛門、石井六太夫兩人被殘置候事。

一四月二十三日に阪本帶刀大阪にて御成敗被成候事則ち首御差下阪本領内に被立置候、是は去年荒田阪本水闘論之時、荒田の道清射殺し候其砌致逐電然を在々安堵さへ無之内に又山之一儀に付掠惡逆心之企を專ら彼是徒黨被思召成敗被成候事。

一六月十一日に丹治喜安、同行休、湊與左衛門、同治郎兵衛、荒田孫兵衛右五人大阪にて御成敗被成首御下し候而口々に立置候三川口甚右衛門は天王口に提物に掛置候同所荒田孫兵衛首有り、鳥原口に湊與左衛門丹治喜安首也、鶴越口に行休、湊治郎兵衛首被立置候、正直憲法之御代無支證にて他領を望む依非分、被罪科行、妻子之愁歎一族之思申所も理也、同谷上八郎太夫、彦右衛門も一黨に被誅、首天王口に被立置候、身に不誤雖科爲置目如斯不深無限祖職相續可有堅固事。

一六月二十四日に右被下置候道具返し被下候誠に忝次第也、偏に君御威光奉拜事肝要也。

一六月晦日被殘置候牢者皆々被召許候人數谷上之三右衛門、兵庫之内西大路彌右衛門、永澤彦右衛門三河口清右衛門、上之庄之内荒田治郎右衛門は阪本之五郎右衛門、福原庄之内石井六太夫、花熊村與左衛門右之分御出し被成候以來とても山之事水の事何れも徒成企仕間敷候上巻誓紙被仰付相濟申候、彼被助候者好是事無限萬民は山に負て候事悲にて無筋依惡事及浮沈天罰眼前之有様因果歷然之道理也。

一七月五日に庄内老若罷上り市正様主膳様へ持樽御禮申上彌靜謐之儀也、公私御機嫌不斜忝も從市正様御樽を被下周く於是万民安樂不可有過之候事。

右之條々爲愚聞所書記其様書記甚憚多し雖然毛頭僞無之則以來孫々に是を語り傳へ法式不可有猥依而如件

慶長十乙巳年七月七日　　栗花修理書之

片桐市正様より山田庄年寄中へ下されし口一里中一里奥一里山之御掟書

一今度山田庄福原庄山之出入舊冬以來申結に付境目相改候處從先年口一里之分は福原之庄進退に相見中一里之分は雖山田庄之内候近年山田庄福原庄山手を出し苅來る之由に候間今以右之通不可有相違候奥一里之分は則如先規山田庄一職に可存旨に相定畢。

自今以後下々出入有之は大阪へ可申上候若背此旨私檢斷於致之族はたとひ重々之理候とも可爲越度可被加御成敗候也依而如件。

慶長十年二月二十七日　　片桐東市正判

丹生山田年寄中

一攝播國境の儀に付上谷上村、下谷上村、原野村、中村、福地村右五ヶ村の庄屋年寄京都へ罷上り候様にと小堀仁右衛門より被仰付候に付上谷上村忠左衛門、伊兵衛下谷上村四郎兵衛、平左衛門原野村藤左衛門、清兵衛、兵藏福地村新左衛門、中村吉左衛門罷上り右の衆中十月十七日に仁右衛門様へ罷出御窺申上候へば御國繪圖堺明不申候間御郡代所へ罷出候様と被仰付候然者上谷上村は國境へは隣り無之候と申上右五ヶ村の内へ加り不申のき被申候重而有馬郡指出候はば其時罷出候次第此時愛右衛門殿御上り宿は大宮通布屋佐右衛門に御入新左衛門は大宮通り紙屋庄五郎に居申候原野村下谷上村はしんせんいん町つちや萬右衛門方に被居申候何も九月二十五日より山田出申候播州相手は十月三日に京へ上り此方より御召狀にても取候はば請取可申とて人遣し候得其其段かまい不申候。

乍恐言上

小堀仁右衛門殿御代官所

攝州矢田部郡丹生山田庄内

下谷上村
訴訟人　同原野村
同福地村
同中村

一今度御國繪圖の儀に付　松平若狹守様御知行所播州美嚢郡淡河庄野瀨村、神田村、中山村、東畑村撫石村此五ヶ村之百姓共去る寅四月に御書圖御奉行様方へ國境御案内仕候由に付私共所持の山内へ入込候故罷出押へ候得ばとかくの王奏に（不明）可及しりぞき候處此度又此山内を播州の山にて候由新規申立其趣播州御繪圖御奉行松平若狹守様御役人中迄五ヶ村より書付出し申由にて攝州御繪圖御奉行青山播磨守様御役人中まで被遣候に付青山播磨守様御役人中より當八月二十六日に私共呼出被下右書付御見せ被成候事。

一攝州丹生山田庄山内四方境目之儀者往古より御證文御座候其上三十一年以前戌年淡河庄十二ヶ村丹生山田庄之内東下村、西下村、阪本村と國境山論仕其節爲御檢使市岡利右衛門様杉山五郎兵衛様大岩清兵衛様御見分之上御裁許繪圖御裏書被下置候御證文にも往古境目の通りなけ町山限りに被仰付候此のなけ町山あま堤長尾攝州丹生山田領の山内紛無御座候依之其段書付　青山播磨守様御役人中へ當八月二十八日に御繪圖出來候節差問に罷成候間早速指上ヶ申候得共其書付江戸御繪圖方へ被遣候由被仰候御事。

一此度小堀仁右衛門殿私共へ被仰渡候は右國繪圖之儀に付御郡代へ指上ヶ申境目極り候様に仕候にと青山播磨守より被仰候間御訴訟申上候様にと仁右衛門殿被仰渡候御事。

右之通に御座候故御訴訟申上候播州五ヶ村被召出御繪圖出來之妨不仕候様に乍恐被爲仰付下置候様に奉願候　以上

元祿十三年辰十月十一日

攝津國矢田部郡下谷上村庄屋
四郎兵衛

原野村庄屋
藤左衛門

福地村庄屋
新左衛門

中村庄屋
吉左衛門

御奉行様

右之通り目安之御文言は大橋彦兵衛様御かゝせ被下

候筆者は吉田新平殿御勘定場の奥の間にて御書被下候

御裏判之留

一裏書の通り目安上候致返答來月十一日公事日急度可罷出候於運參者可爲曲事者也

辰十月十八日

信濃

丹後

播州美嚢郡淡河庄

野瀬村

神田村

東畑村

撫石村

中山村

庄屋年寄かたへ

右之通御裏判十月十一日に頂戴仕同十八日八ッ時分罷下り其日下谷上村平左衛門播州の宿よろすや勘左衛門方へ參り御裏判頂戴仕由播州の者共へも申置其まゝ罷下り申候十九日に山田へ歸り申候同二十一日に谷上村茂兵衛原野村惣兵衛播州へ持參懸に相渡し請取手形取申候。

一北山之儀に付原野村、下谷上村と福地村、中村と播州と山論仕候て此入用銀諸入用之儀に付埒明き不申候而九月二十七日より十月九日まで互に申分仕候處愛右衛門殿兵藏殿挨拶にて諸色入用共福地村、中村分貳分五厘出し原野村、下谷上村貳ヶ村より七分五厘出し先割に致出入相濟候はゝ去年殿様被仰付候通山内歩割に仕候様にと御座候故其通に致相濟申候右重而山割に可仕との互に手形取替し埒明申候

一大つの木山の繪圖京都原野村平兵衛持參十月九日に上り人足共十一日に山田へ下り以上六日分算用

入申候

一十月十一日に御郡代所へ原野村藤左衛門下谷上村四郎兵衛福地村新左衛門中村吉左衛門以上四人罷在目安は新左衛門三十二番目に申上候其日御訴訟九十三御座候瀧川丹後守様水谷信濃守様御兩所様に而御座候丹後守様御意被成候は此方へ無斷も江戸へ申上候儀不屆之事にて候と御しかり被成候此儀は尼崎繪圖御役人江戸にて仁右衛門様御手代石井金右衛門殿江戸へ御勘定に御下り被成候内尼崎役人衆より仁右衛門様へ被仰遣候と申候へども私共江戸へ申上に付御繪圖方より申來候哉と思召に付私共儀は尼崎へ申上候許にて御座候と申譯致候に付訴訟御とめ被成候繪圖も指上申候北山の繪圖は東下村御裁許繪圖壹尺程なけ町山へ寫込それより東の手繪圖に仕指上申候繪圖は姉小路丸太町下る町長右衛門と申繪師仕候御屋敷へ御手入申由彦右衛門様より御申是仁に書せ申候て紙屋庄五郎にて三日かゝり書き申候其寫福地村、中村へも寫取吉左衛門殿へ預け置申候原野村、下谷上村よりの北山定の證文も吉左衛門殿へ預け置申候。

一播州美嚢郡野瀬村、神田村、中山村、撫石村、東畑村五ヶ村の者共拾人ばかり上り大宮通姉小路下る町ゑびすや勘左衛門所に居申候大庄屋藤兵衛今井山仁左衛門も居申候由に候。

一原野村、下谷上村と福地村、中村と取替に定申證文

取替申一札之事

一今度原野村、福地村、中村、下谷上村四ヶ村領分北山に付播州と國境出入諸色入用の儀に付否無之去年七月十九日に双方小堀仁右衛門様へ被爲召出論所歩割に仕諸色入用出し可申之旨被爲仰付候然者未だ播州より傍示通分明に相判り不申候に付入

用割符難成候故互に相談之上出入に多入用銀之儀
先々貳分五厘は福地村、中村此兩村より出し七分
五厘は原野村、下谷上村より出し互に遣可申候然
る上播磨どの出入相濟候之後は福地村、中村と原
野村と山境相極め播州と出入に付諸色入用聢と割
符可仕候且又此貳分五厘と七分五厘との極めの儀
出入相濟不申候内割符難成候に付如此に福地村、
中村と原野村と山境之儀は此割符銀に應じ全山割
符仕間敷候播州と出入相濟候以後境目相極め其山
の歩割に諸色入用銀割符可仕候境目相極め聢と割
符仕候節足不足致勘定銀出し過ぎ有之は不足の方
より銀出しの出過の方より銀急度相返し可申候此
極め播州との出入相濟互に山境相究め候までの約
束也　依而如件

元祿十三年辰十月二日

丹生山田原野村庄屋

藤左衛門
同村年寄
清兵衛
下谷上村庄屋
四郎兵衛
同村年寄
平左衛門

右取替し申手形は福地村新左衛門中村吉左衛門福地
□□中村權右衛門判形仕候

一十月十二日に御郡代所へ御裏書何頃被下候哉と御
窺に新左衛門清兵衛被罷出候へば十八日罷出候様
にと被仰候に付下谷上村平左衛門原野村藤左衛門
福地新左衛門中村吉左衛門四人は京都に逗留仕候
へど大橋茂兵衛様被仰候殘る兵藏殿四郎兵衛愛右
衛門殿何も十月十六日に皆々御下り被成候。

一十月二十二日に北山境目見分に愛右衛門殿九兵衛
下谷上村、原野村、福地村、中村庄屋年寄なげ町
山よりかは谷の川筋下りあま堤にて晝食たへそれ
より原野口奥通り歸り申候愛右衛門殿九兵衛は理
左衛門殿にて夕飯有之候四ヶ村の入用。

一十月二十五日に又愛右衛門殿九兵衛上谷上村郡境
見分に御越に付原野村、福地村、中村庄屋しゝみ
山まで參り申候。

一來月十一日兩方裁許の筈京都へ上り申に付庄中三
分一壹番銀十一月六日より京へ上り申筈に候故四
ヶ村右の銀持參申筈。

一九拾匁參分　九月上りの銀立
一六拾壹匁五分　十一月上り夫銀

これは村中四十一軒に一人に壹匁五分づゝ

一拾貳匁參分五厘

一十一月六日に兵庫に立參分一銀庄中取あつめ候て
吉左衛門、新左衛門さいりやう八右衛門にて兵庫
より三人上り申候。

原野村藤右衛門、清兵衛、平兵衛、理左衛門殿も
同日大阪ゟ御上り人足銀助理左衛門殿御召連。

一大阪より七日に何も京都へかちにて上り申候。

一下谷上衆は十一月八日に四郎兵衛殿茂兵衛殿人足
作太夫召連京へ參着。

一御郡代様へ十一月朝下谷上村茂兵衛原野村清兵衛
御窺被參候而御公事帳に付申候四ヶ村庄屋又證文
預り愛右衛門殿。

一十一日に被爲召出播州五ヶ村對決仕候處々此方よ
り指上申候繪圖にて一人罷上候て得解仕其上にて
なけ町山御證文同赤土の御狀並東下村御裁許御繪
圖同山役南中一里の御手形貳拾七石七斗は又市正
様御下被置候南手大つのき證文同四ヶ村御檢地帳
右政道に證文指上ヶ一々御覽被遊候なけ町山に此
方より上ヶ申繪圖引合御覽被成候處先年上下三里

の間峯水なかれと播州より中上東は花折しやくの峠ちこか墓巒掛峠ゆつりはがたわたいしやく山四ツ辻つゝじ尾大かみ峠九ツの寫申立候へども相立不申候段右花折しやくの峠ちこか墓是三ツの寫も右九ヶ所の寫の内に御座候故三十一年以前播州十二ヶ村より此方三ヶ村と出入の時なけ町山より東も出入に致下十二ヶ村の山に仕候處此度又上四ヶ村なけ町より東を四ヶ村の山と申候由がてん不參候此四ヶ村此山へかまひ申儀なり不申と申上候へば右之段々繪圖通りの證文出し候に付播州より中山村市左衞門罷出播州の繪圖繪とき仕候へ共不都合之事許りにて丹後様信濃様播州不屆之様に思召候御白洲に大勢居申候神田村藥賣を雇ひ參り候て大聲にて何かと申候得ば三人さん〳〵にうたれ申候。

一有馬郡より指込の御目安九ヶ村より指上げ候に付

十一日に同被爲召出候へども御前へ罷出候得共何の事もなく目安許御よみ被成下谷上村、上谷上村原野相手に仕候得ども早々追立られ三方ながら罷立申候それより十八日迄は御前より何とか御尋も有之までは罷出申間敷と相待居申候十一日に首尾よくひかし申候。

一有馬郡の事若も御尋も有之候哉とてつちや万右衞門所にて繪圖仕長右衞門やとひ十一月十四日より下谷上村、上谷上村、原野村三ヶ村東しゝみより東郡境に繪圖被致候繪圖に上谷上村計り村を書き殘し原野村下谷上は國境の繪圖に有之故村領書不申候。

一右三ヶ村山境の儀に付攝州有馬郡よりちこか墓まで郡境の由申につきちこか墓まで書き可申と三ヶ村いろ〳〵論御座候へば三ヶ村の山境は重而郡境の出入相濟候上と　殿様被爲仰付由に候間それまでは山境仕間敷との手形取替繪圖出來申候吉左衞門、新右衞門挨拶にかゝり埒明申候。

一宿は愛右衞門殿は紙屋庄五郎に御座候愛右衞門殿は十一月二日より山田御出被遣候萬右衞門方には下谷上村、原野村、福地村、中村居申候。

一出入に罷上り御免狀十一日に御勘定場にて大庄屋愛右衞門殿御請取十一日の晩何も拜見仕候處に福地村より殿様御廻見の時分殿様へ直に申上候へば御取箇五分御下可被成由御申候へ共惣高へ被下候故又々十一日に御訴訟申上候へば五分は本村へ下げ申候間村へ米五分に物成訴の外にと被仰候事。

一十一月十九日に三方小玄關へ被爲召出候而私共許御上ヶ此方より指上候繪圖東下村裁許繪圖御引合被成候而右段々之外新右衞門、愛右衞門殿申上候得ば御合點被成候而丹生山田は先罷歸候様にと被仰播州も有馬郡もおいたてられ歸り申候其御役人は青野八郎右衞門殿、藤井甚五右衞門様御吟味被成候。

一二十三日に御寬に參り候へば二十五日に出申様にと甚五右衞門様被仰候。

一有馬郡九ヶ村と此方上谷上村、下谷上村、原野村と郡境の出入國境へ指込候は有馬郡より申上候者西國境は水無池とんきやうし三ツ頭ちこが墓夫より東山、伏ヶ峠、しやくの峠、花折、金剛童子、椿ヶこば此分有馬郡の分と申候黒石、黒甲山と申御年貢米壹石壹斗餘小堀仁右衞門様へ揃納申由右九ヶ村立會山の申上候得共度々三方被爲召出候得共終に一度も御取合不被成候又十一月二十七日にも三方出候得共御取上無之候然共此方上谷上村、下谷上村、原野村三ヶ村連判の訴訟は捨置申候へども指上不申繪圖者東しゝみ山より東の手繪圖に致繪師長右衞門に書せ申候此繪圖國境の書圖につ

きたし御目にかけ申筈に東しゝみより西は國境繪圖になけ町山まで書國境にさしとめは長尾と申ししみのうら迄さし申筈に仕候右しゝみと申寫は播州に申立候故攝州よりは不申寫に相定り申候福地村、中村よりちこがはかより東より山無之候故有馬郡へは少もかまひ無之由仁右衞門樣へも申上訴訟繪圖共に兩村はのき申候。

一十一月二十七日の御公事日に攝州、播州、有馬郡三方御郡代へ被爲召出駿河守樣信濃守樣御兩人御立合被成二十七日七ッに御聞被成新左衞門上へ御上げ繪圖繪解仕愛右衞門殿も御上り東下村の御裁許の事三十一ヶ年以前の樣子又國繪圖出來に付去年去年に播州より江戸へ下り十二ヶ村として裁許御繪圖やはり古繪圖の通書き可申と申江戸樣より御狀まいり京都にて二人口口仕候と段々申上候得ば御奉行樣播州の者共へ御意被成候は如此御裁許繪圖になけ町山と有之上は播州の者とも申分相成不申と御意被成候依之播州より申候は最早負け申由に相見へ申に付兎角正保二年之古繪圖御引合可被下候樣にと申候へば駿河守樣被仰候由其古繪圖は何方にて取出し候哉と御申候へば播州の者申候は江戸樣にて明石繪圖役人寫取私共へ見せ申候と申候然る上又御意被成候は播州の者よく聞け三十一ヶ年以前御檢使迄被遣候處に左樣の古繪圖の吟味も無之候哉假令いか樣成事有之候ても此御裁許繪圖有之上は何と成ものに候哉と被仰候右三十一年以前なけ町山切に負け申候事古御繪圖出不申故負申由依之播州村々女童子まで歎きかなしみ申と申色々茲を大事と申候へども私共儀何共不申居申候內播州中山村市左衞門色々と申立候處にぞうしき衆市左衞門がほうげた二つしたゝかくわせられ夫より罷立候樣にと被仰立申候有馬郡も申出候へども何の御取上も無之事。

一利左衞門殿平兵衞御兩人は十一月十六日に京より御下り山田へ十八日夜五ッ時御歸り。

一十二月四日に御郡代樣へ双方罷出候へば御兩御奉行樣被仰候は國境と申又有馬郡より指込候故兎角來春御檢使可被遣由被仰付御證文駿河守樣御覽被成候而可成者と被仰候事夫より五日に京を罷立大阪へ五日晚夜八ッにつき申候それより谷上村四郎兵衞、忠右衞門、九右衞門原の村清兵衞同道にて尼ヶ崎へ參り淺見二郎右衞門殿へ目に掛り杣谷越に罷歸申候吉左衞門、藤左衞門、愛右衞門殿は大阪に逗留八日に山田に罷歸り被申候。

取換申一札之事

一今度攝播國御繪圖出來に付明石より播州の御國繪圖御寫被成尼ヶ崎へ被爲遣候に付丹生山田村に御留被成明石より參候國境境目通の御繪圖御目せ被成候處尼ヶ崎繪圖相違有之樣に相見へ候依之右相違の段尼ヶ崎繪圖御役人樣へ申上候へば其段口上書相認參候樣にと被仰付候事。

一右相違の段明石へ尼ヶ崎より被仰遣候御返事次第にて國境出入取結可申儀も可有之に付福地村、中村、下谷上村、原野村四ヶ村と播州村々と出入罷成候者此入用如何樣に割符可仕哉と此儀に付否有之候依之小堀仁右衞門樣へ御窺申上候得ば播州との出入出來候はゝ何時も諸事入用之儀者攝州より指候榜示之通り又播州より指候榜示の通り論山の內早速町間打置公事落着以後勝負不相構村々領分歩割に可被仰付との御掟に付有之然る上右播州と出入仕候者仁右衞門樣御下知之通論山播攝榜示之內歩割に入用割符可仕候且又福地村、中村、原野村と村境の儀者出入落着以後仁右衞門樣より御見分之上御立可被成との事御座候右之通出入以後全

以て互に相違仕間敷候爲其取替し申一札如件。

元祿十二年卯七月廿四日

原野村庄屋　藤左衞門

同村年寄　佐兵衞

德兵衞

惣兵衞

平兵衞

勘兵衞

市兵衞

右之證文此方へ預り置候處實正也然る上は何時成共入用の節は何ヶ度にても取出し御目に掛可申候爲後日依如件

元祿十二年卯七月廿四日

中村庄屋　太郎兵衞

年寄　吉左衞門

權右衞門

太兵衞

福地村庄屋年寄中

○藍那村と播磨國境定め墨引證文

攝津矢田部郡丹生山田庄藍那村と播州明石郡木見村木津村國境山論事度々僉議之上今般爲御檢使山田小兵衞、大岡喜右衞門致差遣遂糺明候に藍那村より申趣は國境の儀播州白川村と播州布施畑村境嶺通りに續くたかつこの尾大坂川迄尾通り道限り夫より大谷尻大坂谷川を限り大谷尻より花折尾通り長尾峯道限り夫より播州小河村と播州木津村の堺川を限り兩國の境にて論山の内玉子谷と申所當村高壹反九畝の本田荒二ヶ所有之惣而丹生山田庄十三ヶ村四至傍示は爲花折境之旨申之應永年中之古證文雖令所持不分明候木見村木津村よりは南はなしかとの木場なしかとの谷横道はこき谷はこき尾馬留つゝら尾岩尾の峯岩尾しやうが池立石伏石を限り播州の境にて谷の奥と申所に古田四畝貳拾歩の荒地有之其上先年池田三左衞門播州領地の節藍那村のもの馬留を越へ當村山内へ立入候に付捕之於明石城下令牢舍の刻佗言狀の由にて雖出之是又證據難用之双方より申荒場立木生も地面等不慥候依之此度見分の趣を以て兩國の境南高頭甲の辻より同じ尾通り大坂谷川を堺夫より花折道通り兵庫道まで同道西を東の方へ馬留の辻迄夫よりつゝら尾じやうか谷へ下り谷川筋立石伏石を限り相極め畢南東は播州領西北は播州領たるべし爲後鑑繪圖之表國境墨引加印判双方へ下置之條此旨不可違背者也

元祿九丙子年十二月二十一日

備前判

丹後判

在江戸に付加印無之

伊豆

佐渡判

○中一里山の論爭

明治九年中一里山所屬に關して一大論爭あり、右は明治五年十一月改租を行ひ政府より土地所有の證として地券を下附すべき旨布告せらるゝに際し中一里山が神戸地方各町村の所屬に歸せんとするや同山の地元たる丹生山田庄十三ヶ村は其不當に驚き右町村に交渉する所ありしも上ノ莊兵庫南逆瀬川町を除くの外は頑として應せざりしかば遂に元菟原郡葺屋莊六ヶ村、同郡賀庄十三ヶ村及び元八部郡福原庄五ヶ町村、中ノ莊四ヶ村、上ノ莊十ヶ町卽ち三十八ヶ町村を相手取りて一大

訴訟を兵庫裁判所に提起するに至る。

原告山田庄十三ヶ村の申立の要點

一、慶長十年山田、福原兩庄中一里山爭論裁許狀中に「中一里山は奥一里山同樣山田庄一手持の山なり」云々とあること。

二、被告村にて中一里山に拔ヶ谷、外ヶ谷前の谷等の新池を築く際其筋よりの書下げ證書面に「右場所は山田庄地面云々」と記載しあること。

三、中一里山に變死人ありし節山田ノ庄にて官の檢視を受け其費用も山田の庄にて負擔せること。

四、中一里山は山田庄持山なるが故に被告町村より山手料を取立て立入らせたること。

五、延寶六年檢地後山年貢を被告村より直接上納するに至りしもそは山田庄に受くる山手料の割賦にして被告町村の年貢に非るのみならず右檢地帳は山田庄に下附せられその後の諸證書類によるも中一里山は山田庄持山にして被告村へ宛山したるに紛れなきこと。

六、山田庄村々は中一里山の柴草を苅取るのみならず該山中に山田庄持の田地定銀林等のあること。

右の如く證跡を擧げ中一里山は原告山田庄持山なれば該地の勞狀は當然原告村の受領すべきものなることを陳述す。

これに對する被告町村の申開きは。

一、中一里山は原告山田の庄地內たりしことは素より異論なきこと。

二、往古は被告町村より山手米を山田ノ庄に出せしも延寶六年檢地の節中一里山の年貢は被告町村に割賦せられたればその時より該山の所有權は被告町村に遷りたるものなること。

三、山田ノ庄より山年貢を上納せしは地元なるが故にして山手料の割賦には非ざるなり被告村年貢受取書に御年貢代とあり右受取書差出したるは被告村のものなれども世話人と唱へ原告村の代理なること。

四、中一里山に溜池を築きたる時の證書に「山田庄地面云々」又は變死人ありたる際「山田庄に於て云々」とあるは皆地元なるが故なること。

五、被告村に於て同山の道路を修覆しその費用を負擔せること。

六、原告村の田地、定銀林中一里山中に介在する由申立つるも奥一里中一里の境界素より詳密ならざれば不分明なること。

等の反證を以て原告村の申立を反駁し中一里山は原告村地元なるも被告町村への宛山ならざることを證據立て地券は當然納稅の義務を負へる被告町村の受領すべきものなりと陳ぶ、而して右裁判の結果該山は往古は山田庄持山にして被告町村より山手米を原告村に出し原告山田庄より山年貢を上納し來りしものゝ如くなれども其後公儀に召上げられ被告町村より直接山年貢を上納するに至りて地元は原告村なるも所有權は當然被告町村に屬するものなること六ヶ條に亘りて裁決し遂に原告の敗訴となり地券は被告町村に向つて下附せらるゝに至るその裁決書左の如し。

裁決書

兵庫縣攝津國八部郡山田莊

上谷上村　下谷上村　原野村　福地村　中村
東下村　西下村　阪本村　衝原村　小河村
藍那村　西小部村　東小部村
原告右十三箇村

大阪第一大區貳小區內本町橋詰町
三十一番地石田小三郎方附籍
代言人　石田康藏

兵庫縣攝津國八部郡阪本村平民
代言人　山田要

兵庫縣攝津國菟原郡葺合庄
熊内村　筒井村　脇濱村　生田村　中村
中尾村
同　都賀庄
篠原村　新在家村　大石村　河原村　森村
鍛冶屋村　味泥村　稗田村　畑原村　五毛村
上野村　原田村　岩屋村
兵庫縣攝津國八部郡福原庄
北野村改正神戸山本通一丁目
中宮村改正神戸中山手通六丁目
花隈村改正神戸下山手通六丁目
宇治野村改正神戸下山手通七丁目
二ツ茶屋村神戸村走水村改正神戸元町四丁目
同　中ノ庄
東尻池村　西尻池村　長田村　池田村
同　上ノ庄
兵庫三河口町　兵庫東柳原町　兵庫西柳原町
兵庫北逆瀬川町　兵庫門口町　兵庫西宮内町
兵庫西仲町　兵庫南仲町　兵庫切戸町
兵庫磯ノ町
被告右三十八ヶ村町
兵庫縣攝津國菟原郡大石村平民
代言人　士水節造
兵庫縣攝津國八部郡奥平野村平民
代言人　村田市左衛門
兵庫縣攝津國八部郡神戸元町二丁目平民
代言人　大林久藏
兵庫縣攝津國八部郡上ノ荘兵庫
南逆瀬川町
惣代戸長引合　吉川平助

中一里山爭論の控訴審問を遂ぐる所原告陳述する趣左の如し。

第一號證書應永五年四月六條八幡宮領知下知書寫及第二號證書右執達書の面山田庄の四至境界に東野香限り西柱上限り北奈呉町限り南大津野木限りと之有又第三號より第六號に至る證書慶長九年十二月に起る山田、福原兩庄中一里山爭論慶長十年二月裁許なしたる書類の内裁許狀等に中一里の分は山田庄ノ内に候と雖も近年山田庄は福原庄より山手を出し芟來る由候間今以て右の通り不可有相違とあれば中一里は奥一里同樣原告山田庄一手持の山なり。

右山田庄一手持の山なる故被告村にて中一里山へ新池を築く節寛永十四年三月其筋より書き下げ有之右寫第七號證書の如く此度葺合莊にて鹽原へ新池を築く所右は山田庄の内にて福原庄の立ち入る所に附云々とあり其他被告より山田庄へ證書差し入れ來れり即ち第十四號證書享和元酉年六月葺屋庄より字抜ヶ谷新池の一札第十五號證書文化十一戌年十月葺屋莊より字抜ヶ谷新池の一札第十八號證書文政十一子年九月葺屋莊より字野香烏帽子岩の前ノ谷新池の假一札寫第十九號證書文政十一子年十一月右新池の一札等にて其文面に右場所は山田庄地面云々記載あり。

中一里山に變死人有之節も山田庄にて官の檢視を受け其他費用に至るまで山田庄村々にて擔當致し來り第十六號第十七號證書文政八酉年正月中一里山字イヽヤ谷變死人一件書類控第二十六號證書弘化度以來山田庄村々勘定帳に明記せり又中一里山四筋街道も山田庄村々に於て修覆し來り第二十五號證書明治七年十二月兵庫縣へ書上ヶ控中一里山は山田庄持山なる故元福原庄即今福原莊上の庄中の庄其他葺合都賀の庄の内被告及び引合とも合せて三十九箇村町より山手料を取り立ち入らせ右の外小平野庄、奥平野村、上ノ庄、本村、荒田村、湊町、江川町、西大路町、福原庄、烏原村、夢野村、石井村、永澤町、舊長福寺町、鹿屋町、算所町とも十三ヶ町村は第八號第十二號證書年暦不詳或は寛政三亥年四月山田庄村方にて其筋へ差出したる書面控の通り山手を取らずして

立ち入らせ來りしなり第九號證書延寶六年二月山田庄下附相なる中一里山檢地帳に年貢金額を元四十一箇町村則ち現今被告引合とも三十九ヶ町に割賦せらる爾後右村町より悉皆賦出すると雖も右は原告山田庄十三村に受る山手料の割賦にて被告引合等三十九ヶ村町の年貢に非ず已に右檢地帳は山田庄にのみ下附相成加之表紙に山田庄山手年貢改帳とあり末文に山田庄檢地被仰付候同庄中一里山手御年貢の員數遂吟味帳面相極置候也とあれば山田庄の村方にて務める年貢の檢査をせられし文意なり。

右米額山田庄に取り立上納致し居る義は第二十一號證書明治三年十月中一里山年貢割帳第二十二號證書明治五申年十二月同斷割第二十四號甲證書明治四未年十二月原野村免狀同號乙號證書安政六未年十月東下村免狀等の如くなり又明治三午年九月被告村の內岩屋村、原田村にて米額賦出の示談及びたるとき第二十三號證書の通り山田庄に證書差し入るゝも皆山田庄村方の年貢たる所以なり。

延寶度檢地以前年貢上納の義は第二十七號證書寬文十一亥年八月山田庄村方より上の庄村町へ係る山論訴狀控に大坂御代山田庄より御用の薪一ヶ月千束宛被仰付云々當御代は山田より薪代五百參拾八匁餘銀にて差上げ申候毎日御運上薪山田より出し云々とあるを見れば右檢地ありし延寶六年より七ヶ年以前則寬文十一年には薪上納なしたるものなれど中一里の明文無之右薪代は檢地の際より廢絕して米納になりたるにや否は辨知せざるなり。

延寶度檢地後と雖も山田庄よりの宛山なる證は第十一號證書寶曆四戌年五月山田庄の村方より其筋へ差出したる書面控に中一分は灘目在々右年貢多少の譯委細不存候へども御檢地帳の通り取立て仕候とあり第十二號證書寬政三亥年四月右同斷書面控に中一里山の儀は山田領の地所に御座候へども往古より灘村村へ當山仕山手銀取立山田庄より上納仕候て右中一里山の分は灘より立入り柴薪等苅取り申儀に御座候とあり第十三號證書寬政三亥年四月同斷再び差出したる書面控に灘村々へ御年貢のみにて當山に仕り山田庄に聊德用無御座候上度々失墜相掛け甚迷惑仕候最御檢地帳の外證據物は無御座候へども先規より仕來りに御座候とあり其外被告窮第五號證書正德五年四月白川村より中の庄四ヶ村に係る中一里山立會爭論の裁可狀に山田庄十三ヶ村山親に紛れなく往古より四ヶ村へ宛山に致し置き山手米四石宛受取候山とあり何れも宛山たるの證左なり。

山田庄村々は中一里山の柴草を苅り取るは勿論奧一里の本田孕胎し居り尙切湊切開き見取田定銀林等有之義は第十號甲乙證書天明二寅年十二月東小部村檢地帳右甲乙證書に屬す明治六年二月藍那村切湊切開き帳同號附屬明治六年五月東西小部切湊帳第二十九號甲號書安永八亥年十一月藍那村免狀同號乙證書明治二巳年十一月同村免狀同じく丙號證書同村持田地の券證等にて明かなり山田庄の定銀林あるは檢地帳に中一里の明文無しと雖右定銀林四ヶ所の內二ヶ所は奧一里より中一里へ孕胎し二ヶ所は其間六七間を隔て中一里山の境界たる一里塚を目標とし其塚の間は境界詳密ならざるなり山田庄の見取田は免狀に見取田とのみ記載あり地券に字反別のみ記載ありて中一里の明文無と雖も他に見取田無きを以て證するなり。

被告及び引合とも三十九ヶ村町外に灘方十三ヶ町村を合せて五十二ヶ村町中一里山立ち入場所區分相立ち居るは柴草苅り場の定めにて持山の區分にあらざるなり。

中一里山に被告村の溜地在て檢地帳に記載し右檢地

帳被告村に下附相成ると雖も檢地帳に記載ある溜池は原被告他を論せず山中に數多あり又他村の內白川村は田地定銀林等あり被告に於て切開き田地ありと云ふは事村妙法寺村の新開きにて右新開きある事は此度初めて知り得たり。

前件の如く中一里山は原告持山なれば地券は山田庄に受領すべき筋に付明治五年九月中被告及引合南逵瀨川町とも三十九ヶ町村へ照會及ぶ所南逵瀨川町は承諾致なれども外村町は故障申立るにより明治七年八月兵庫裁判所へ出訴及び其要領は中一里山は古より山稅を取り入會致させたるのみにて土地讓與したる儀に無之全く原告區內の地を貸し來りし場所に附地券願下妨障不致樣御裁判受度旨申立る所同裁判所に於て中一里山は原告所屬地にて土地固有の權利を被告村町へ附與せざること判然せり被告村町に於ては土地一大至要の納稅義務を有せり依て中一里山稅は從來の通り被告村町より納稅致し原告に於て先規の如く取纏め上納可致該地の券狀は被告町村へ受領致すべき旨裁判相成と雖も土地固有の權利附與せざるに其權利無き方へ地券證受領可致との裁判は不服なる旨申立る。

被告陳述する趣旨左の如し。

中一里山は原告山田庄地內たるは素より異論あらざる所なり。

慶長度裁許狀に中一里分は山田庄內に候と雖も近年山田庄へ福原庄より山手を出し苅來る由にて今以て右の通り不可有相違とあるは現今の如く山手年貢を地元山田庄を經由して上納せしものか將た年貢は山田庄にて務め同庄へ山手料を出せしものなるや判然ならず若し往年は山手料を原告に出すとすれども延寶六年檢地の節中一里山の年貢を被告及び引合南逵瀨川町とも三十九ヶ町村卽ち四十一ヶ村町は割賦せられたれば其時右村町に遷りたるものなり。

檢地帳を山田庄へ下附相成年貢を山田庄へ差出し山田庄より上納するは地元なる故なり然るを原告に於て宛山なる故山田庄に受くる山手料の割賦なりと申立つるとも原告證據書類の內に年貢取り立の文意散出するのみならず被告第二號證書年貢受取書にも御年貢代と有之右受取書差出したるは被告町村の者なれども世話人と唱へ原告村の代理なることは受取書の內原野村代某と記したるも有之なり。

原告は山中の池床變死人道路の事を擔當し及び田地山林有るを以て持山の證なりと主張するとも字鹽ヶ原溜池の書下げは原告第七號證書と同文言にて被告第三號證書の如く福原庄へ書下げ有之各は地元と立入る村方と双方へ斷り書下附相成しものにて其他新池を築くの際被告より證書差入れたる文面口山田庄の地面云々と記載し或は被告の內年貢の米額を示談なしたるとき山田庄方へ對し證書差入れ或は山中に變死有之節檢死願等山田庄に於て致すは皆地元の故なり。

道路修覆の義は被告村に於ても第十號證書慶應三卯年十二月中の庄四ヶ村より西國往復道路附換普請出來形帳に以後少破の箇所も出來候はゞ地元村方にて早速手入し村詰に仕り大破不相成樣心得可申旨被仰渡承知奉畏云々受印致し又第十一號證書明治六年より明治七年に至る天王谷往還建築入費計算書通り被告部分の積金なる神戶港五厘金を以て仕拂ひ其他平年金穀を賦出し或は無賃人夫を分賦し道路修覆し來れり。

中一里山に原告村の本田孕胎し切湊切開き見取田等有之義は唯原告の田地等あるを知るまでにて其種類及定銀林たることは不心得且右山中に田地あるは原告村に限らず白川村には田地定銀林等有之被告に於

ても第九號證書明治八年五月取調帳の通り車村妙法寺村の開發を中の庄四ヶ村にて進退致し居り且原告の見取田及定銀林なるものは證書に中一里山の明文無之或は文字書入れ等あるを以て信じ難し又本田定銀林の孕胎と云ふは奥一里中一里の境界素より詳密ならざれば其孕胎たるは不合明なり。

被告及引合とも三十九ヶ村町無稅立入りの十三ヶ村を合せて五十二ヶ村町中一里山に持場の區別立て居る義は第十二號證書寛文十三丑年四月平野村、字治野村、上の庄四ヶ村より福原庄六ヶ村へ係る地境論裁許繪圖裏書に境目の義口一里は平野、谷川、東の山峯限之中一里は右山峯通りより橫尾鹽ヶ原ならめ大谷の尾へ見通し東は福原領の山西は小平野庄山内相定め云々と有之尙第三號證書寛永十四年三月其筋より福原庄への書下げに此度貰屋庄にて鹽ヶ原へ新池を築く所右は山田庄の內にて福原庄の立入る處に云云と有之又中一里山錦池の義は第七號證書延寶六年二月中の庄西尻池村檢地帳に往古よりの池床御領私領並東尻池村、池田村立合と記し有之右地券書は第六號證書の如く明治五申年十一月下附相なり猶第八號證書慶應三卯年十二月東尻池村外三ヶ村より中一里山にて石炭堀取り義其筋へ願出たる書面控に東西尻池、長田、池田右四ヶ村立合ひ中一里山の山鎌の及東西尻池、長田の三ヶ村立會ひ中一里山の內堀切漬堂云々と有之なり。

前件の如く被告及引合南逆瀨川町とも三十九ヶ村町は從來收稅致來り原告よりの宛山に無之に付地券證は右三十九ヶ村町へ受領すべき筋なる旨申立つる。

引合南逆瀨川町に於ては中一里山の義は原告村々の地所の相心得原告村へ年貢を渡し立入り柴草苅來るに附該地の券證を原告村へ受領致すとも異存無之旨申立つる。

判決左の如し。

第一條

中一里山は山田庄地內たるを原告證明し被告口供又符合せり原告第九號證書延寶六年二月中一里山檢地帳にも丹生山田庄山手とあれば中一里山地元の義は原告十三ヶ村たること判然なり。

第二條

原告にて第六號證書中に中一里山は山田庄の內に候と雖も近年山田庄へ福原庄より山手出し云々とあれば中一里は奥一里同樣山田庄一手持の山なりとし被告及び引合南逆瀨川町とも三十九ヶ町村へ山手料を取り立入らせ來る旨陳述し第九號證書延寶六年二月檢地帳は山田庄にて務むる年貢檢査の趣意にして右三十九ヶ村町の年貢に非ざる旨申立る所若し原告への山手料とするときは各自の契約上になるべきものにて官より附する檢地帳に記載する理由無之然らば檢地帳に中一里山年貢を被告及び引合とも三十九ヶ村町に分賦記載あるは卽ち三十九ヶ村町の山年貢にて原告への山手料ならざること判然なり。

第三條

原告は第二十一號第二十二號證書中一里山年貢割帳第二十四號證書原野村外一ヶ村免狀第二十三號證書岩屋村、原田村示談書を以て中一里山年貢は原告より差出し引證は爲す所素は中一里山地帳は原告へ下附相成るにより隨て免狀の下附相成は當然にて年貢割等原告より仕出し年貢の外上納入費に至るまで原告下附相成るにより隨て免狀の下附相成は當然にて年貢割等原告より仕出し年貢の外上納入費に至るまで取立て來るに附原告を經由し收納すること判然なれば右諸證は原告地元たるを證すとも原告年貢たるの憑據と爲すを得ず。

第四條

原告は第二十七號證書大阪御代御用の薪一ヶ月千束宛云々とあり第十一號證書中中一里の分は灘目在々へ宛山に仕往古は山手は山田へ取り來り候處其後御公儀樣へ被召上候由申傳候依之右山手の義山田鄕に取立御上納仕候云々御檢地帳の通り取立仕候とあり第十二號證書に灘村々へ宛山仕山手銀取立山田庄より上納仕るとあり第十三號證書に灘村々へ御年貢のみにて常山に仕云々とあり右等總て原告より被告及び引合逆瀨川町への宛山たる證據なる旨申立る處右證書は何れも其筋へ差出したる書面控の趣なれば確認するを得ずと雖も其申立に據るに往古は山手は山田庄へ取り來る處其後御公儀樣へ被召上候由申傳候依之右山手の儀山田庄へ取立上納仕とあり御年貢云云御檢地の通り取立るとあれば元原告は山手を取來る處後官納となるより右山手は原告へ取り立て上納するの意にして其山手は卽ち檢地帳の山年貢にて被告に及び南逆瀨川町之を出し來る上は原告よりの南逆瀨川町之を出し來る上は原告よりの宛山には非ざるなり其他被告第五號證書に四ヶ村へ宛山に致し置き山手米四石宛受取候由とあるも檢地帳の面四ヶ村よりの貢稅たる判然なれば是亦依據と爲しがたし。

第五條

原告は中一里山へ被告は中一里山へ被告に於て築池を築く筋は其筋より書下げ有之或は被告より原告へ證書差し入れ來る旨第七號第十四號第十五號第十八號第十九號證書を以て引證し尙中一里山に變死人有之節は檢視入用に至るまで原告にて擔當致し來る旨第十六號第十七號第二十六號證書を引證し又中一里山四筋の街道も原告に於て修覆し來る旨第二十五號證を以て引證し中一里は原告持山なる旨申立つる所第二十五號の四筋街道修覆の義は總ての村入費に關せず街道最寄の村方にて致せしものなれば村々自己の辨利に依るものとす第十四號第十五號證書に右地面山田の地所に附云々とあり第十八號第十九號證書に池水溜り山田山内の地先きに相當りとあり又丹生山田庄地面中一里山云々とあり第十六號第十八號第二十六號證書變死人等の儀は皆原告地元たるを證すとも持山たるの憑據となすを得ず。

第六條

原告は中一里山の柴草を芟るは勿論奥一里の水田孕胎し切湊切開き見取田定銀林等有之旨を以て第十號甲乙證書藍那村水帳同號丙丁證書東小部村檢地帳右甲乙に屬す藍那村切湊切開き帳同號附屬東西小部村切湊帳第二十九號甲證書藍那村免許狀同號丙證書地券證等を憑據とし中一里山原告持山たるの證とする所本田見取田定銀林は別途收稅するものなれば總中一里山憑據となす可からず加之見取田定銀林は證書に所在の明文無く本田定銀林孕胎なりといふも素は境界判然ならざる故確認するを得ず前條々の如く中一里山地元の儀は原告山田庄十三ヶ村なりと雖も山手年貢の儀は被告及び引合南逆瀨川町とも三十九ヶ村町より差出し來る事判然なり然るに地券授與の義は地方廳に屬する義に付同所の所分を請くべき事。

明治九年十一月二十七日大阪上等裁判所に於て裁決申渡す者也。

六等判事　武久昌孚
七等判事　古庄嘉門
二級判事補　中澤輿哉

中一里山年貢取立村々

一米參斗七升	川原村	一米四斗七合	大石村
一米四斗七合	新在家村	一米四斗六升貳合	稗田村
一米九斗四合	味泥村	一米壹石壹斗九合	春木村
一米五斗五升四合	五毛村	一米九斗六升	畑原村
一米貳斗六升	山田村	一米貳石四斗貳合	上野村

一米壹石四斗七升八合岩屋村　一米貳石貳斗壹升七合原田村
一米八斗　中尾村　一米壹石六斗　脇濱村
一米壹石六斗　筒井村　一米八斗　中村
一米壹石六斗　熊内村　一米壹石六斗　生田村
一米四斗　北野村　一米貳斗四升　花熊村
一米貳斗四升　中宮村　一米四斗八升　神戸村
一米貳斗　宇治野村　一米貳斗四升　走水村
一米壹石貳斗　長田村　一米壹石貳斗　東尻池村
一米八斗　西尻池村　一米八斗　池田村
一米貳斗　兵庫三川口町　一米貳斗　西柳原町
一米壹斗　川口町　一米貳斗　道瀬川町
一米貳斗　西宮内町　一米壹斗四升八合
一米貳斗　細辻町　一米貳斗　南仲町
一米壹斗　切戸町　一米壹斗　磯ノ町
一米六斗壹升　銀冶村

一高貳拾七石八斗七升八合　中一里山年貢

○河流及川、水利

本村東西に並行せる山脈丘陵は漸次西方に傾斜せるにより川流は概ね東部に發して西流す。

山田川は六甲山裏石南花山より發し上谷、上下谷上を經て箕ノ谷川を合せ餓鬼啖の勝を作り西流し原野、中村、東下、阪本、衝原を流れ下流は呑土濶の勝となり美嚢郡三津田に至り、淡河川と合し美嚢川となり加古川に加りて高砂浦に注ぐ。（本村間流域四里二町）

前田川、小河村の東方藍那界より發し西方播磨明石郡木津村に至る、平時流水なし、藍野谷川、藍那村の中央を流れ西流して前田川と合し押部谷を流れ明石川の上流となる。

鳥原谷川、小部村丘陵及び鵯越北部の溪水を集め鳥原谷を流れ神戸市鳥原貯水池の源水となれり。

天王谷川、中一里山脈の東部なる再度山の北部より發し天王谷の諸溪水を集め南下して湊川の上流となる、近時此流水も隧道を穿ち鳥原貯水池に注入し神戸市水道の補給水となれり。

○水利　域内は概ね山地にして、傾斜急なれば平坦の地少く從て水流は狹隘なる地域を流るゝを以て水勢自ら急且四方より下る細流を合すること多く、水量は比較的大なり、されば之が利用方面も流域に沿へる耕地の灌漑に止らず各所に水力を利用せる水車の立並ぶは本村河流の一特色たり。

○山田川疏水　山田川疏水は明治二十年加古明石美嚢の三郡水利土功會に於て本村に交渉ありしも、淡河川疏水に變更以來一旦廢案となりしも淡河川疏水の利益を受くる、土地の變換開墾增加するに伴ひ、水量に不足を告ぐるに至りたるを以て、明治二十九年再び山田川疏水起工の議起り、組合は工學士天野天瑞を聘して水路の測量をなさしめたりしも、當時疏水復舊工事成功後日猶淺く、隨て組合負債多額の未償還ありしを以て、測量設計のみに止みたりしも明治三十八年此の償還を了りたるを以て管理者加古郡長三輪信一郎は更に水源擴張の計畫を起し種々調査の結果明治四十年三月再び山田川疏水を起すことに決し淡河川疏水の不足を補ふと共に多量の餘水あるを以て加古、明石、美嚢三郡の未開地及畑地を田に變換せしめ之に灌漑するの目的を以て明治四十一年一月三郡十三箇町五十一箇大字を新に組合區域に編入し、同時兵庫縣（淡河川山田川）普通水利組合を創立し同三月縣の認可を得、爾來山田村、阪本村より隧道を穿ち引水の起工に着手したるなり、本村は各季耕地灌漑に必要なき時季に於て餘水を提供することを承認せるなり。

○教　育

○學制發布以前

一、寺小屋　學制發布以前に於ける村内唯一の教育機關たる寺小屋は各部落毎に存在し、部落内數名の有志兒童に日常卑近の讀書算を授くるのみにて、一二醫師神官を除くの外專ら僧侶の掌る所なりしといふ。

○學制發布以後

一、學校教育　小學校は明治七年始めて原野、東下坂本、衝原、下谷上、小部、藍那の各村に小學校を設立し小學課程の教授を開始せり、されど當時の校舎は、堂宇若くは在來の部落共有の建物を假用せしことゝて、規模狹小、設置又極めて不完全にして、寺小屋と何等の差異を認めざりき。

明治十二年原野村以下衝原に至る七ヶ村の有志相謀り、前記七ヶ村を學區とする完全なる小學校建設を企劃し、地を中村字萩に相し、翌十三年九月竣工、同月二十九日開校式を擧ぐ、之れ現在の山田尋常高等小學校の前身又新小學校にして本村學校建設の始とす。

明治十七年上谷、下谷、藍那、小河の四ヶ村を又新小學校の學區に加へ、又新小學校を本校とし、谷上及藍那に支校を置き、衝原及小河には分教場を設置せり、茲に於て本校初等教育は始めて統一を見るに至れり。

明治二十年上谷、藍那兩支校は、獨立して谷上簡易小學校、藍那簡易小學校となり、小河分教場は、藍那校に合併し、衝原分教場は又新小學校に合し、又新簡易小學校と改稱せり。

明治二十二年市町村制實施に際し、從來舊奥平野村に從屬せし小部村の本村編入につれ小部簡易小學校を加へ村内に四ヶ小學校の併立を見るに至れり。

明治二十四年新學制により、各簡易小學校を廢止して尋常小學校を置き、四ヶ年にて卒業することゝなりたり。

爾來好學心の向上と共に就學兒童漸次增加し、又新小學校を除くの外三校は、何れも校舎狹隘を來しゝかば、明治二十　年に谷上校、二十五年に小部校、二十八年に藍那校と順次校舎を新築せり、茲に於て村内四校略大成し村民一般に普通教育を受け得るに至れり。

明治二十八年四月世の進運に伴ひ、又新尋常校に修業年限二ヶ年の高等科を併置し、其後三十四年に至り、更に高等科修業年限を四ヶ年とし、明治三十六年六月一日校名を改めて山田尋常高等小學校とせり。

爾後世の進歩と郷土の開化に伴ひ、就學兒童年と共に增加し、山田尋常高等小學校の如きは、明治三十六年既に校舎狹隘となり村役場の一部を假用したる程なりしが、明治四十一年度より六ヶ年義務教育實施せらるゝに及び各校共教室數不足を生ずるにより、明治四十年先づ山田校一部校舎を新築し四十二年度に谷上、小部、藍那の各校を改築若くは增築を行ひ、四十四年更に山田校の增築を行ひ外部設備を完成せり、爾來は只管内容の充實改善を謀り漸次向上しつつ現今に及ぶ。

一、教育普及の沿革　明治初年始めて小學校を設けし時代の就學狀況は明かに知るを得ざるも、先づ寺小屋時代と大差なかりしこと推定するに難からず、明治十三年又新小學校建築當時の生徒數を見るに上等下等を通じ男三十七名女十八名合計五十五名に過ぎず、其後就學兒童漸次增加學區戸數の增加したる明治十七年の本校二支校各二分教場の際には中等科六十人初等科二百人合計二百六十人に及び、更に明治三十四年四ヶ年程度の高等科を設置したるときは四校を通じて高等科九十四名尋常科五百四十名合計六百三十四名を算し現今は高等科六十六名尋常科八百六十二名合計九百二十八名の在籍兒童を有す。

一、就學標準の向上狀況　本村の如き通學距離の遠き地方に於ては高等科入學兒童は資產の如何よりも兒童父兄の熱心程度如何に歸着す、されば明治二十八年始めて高等科を設置せし當初は卒業生も僅々十名內外にて、中產以上中篤學なる家庭の兒童のみなりき、近時一般の向上進歩と共に中流以下のものも高等科に入學せしむる傾向を生じ卒業生も年々二十四五名あるに至れり、されど部落によりて一面通學上困難の關係あれど相當資產家にして入學せざるものあり、特に女子にありては一層甚しく入學歩合は男生徒の二分の一に及ばず、之等は同一情況にある地方に比し大に遜色あり、卽ち尋常科卒業兒童數に對し男子は年々約五分の入學者あるも女子は二分五厘に達せず。

中等學校入學者は殆ど皆無なりしが、大正元年比より年々一二名の入學者あるに至れり。

一、裁縫學校　由來本村は、女子補習教育機關を缺ぎ、小學校卒業後は、舊式の針屋に通ふに過ぎず、之れ風敎上面白からざるのみならず、女子必須の技藝にも遺憾少なからず、よりて明治三十七年山田小學校に創設せしを始めとし、順次各尋常小學校區にも附設せり。

○私　塾

一、種德義塾　本塾は阪本村永德寺內に在りて主として漢學の研究所なり、明治八年頃、當塾は當寺の住職寺本祖學氏斯學の造詣深きを慕ひ教を請ふもの多きにつれ開設せるものなり、氏の教育に熱心なりしことは本篇人物傳中に詳かなり。

一、補習教育　明治四十二年山田村青年會組織以前部落青年團に於て夜學會を開設し相當の効果を收めし部落ありしが、同會組織以來各支部事業の一として毎年農閑時季たる一二三四九十月に於て一樣に實施しつゝあり。

然るに補習教育の必要なることは、斯る施設にて果して滿足なる目的を達すべきにあらず、現今社會の進歩に伴ふべき教育は、六ヶ年の義務教育にて滿足すべきにあらず、宜しく義務教育終了後二年若しくは三年間は、小學校に於て補習教育を受けしむるの最必用なることは、區內有識者間の力說する所なれば、當村も此方針によりて補習教育の有効なる實蹟を擧ぐべき施設の來るべきを豫測せり。

一、壯丁教育　毎年九月上旬より十月上旬まで約一ヶ月毎日午後一時より五時迄山田校に於て開催す、本教育は在鄉軍人會の事業として開設し軍人會一名教師一名之が指導に任ず、課目は普通學の補習及精神教育方面に主力を傾注せり。

一、社會教育

大講演會　年一回　一ヶ所

毎年秋季に於て青年會軍人會聯合して學術產業修養各方面の大講演會を開く。

通俗講演會　年二回　部內數ヶ所

青年會及其他團體の主催となり開催す。

巡回文庫

青年の知德修養の爲め山田村青年會に於て大正四年度より之を開始す。

○山田尋常高等小學校沿革史

本校は舊名を又新小學校と云ふ原野、福地、中、東下西下、阪本、衝原の七ヶ以て學區域とし八部郡第三番學區と稱す明治十二年建築の工を起し翌十三年九月に至りて竣工せり同月二十九日兵庫縣令森岡昌純殿の臨場を乞ひて開校の式を擧行せり。

因に云ふ又新小學校開校以前は原野村、東下村、阪本村、衝原村に各小規模の小學校たり。

一、位置　中村字萩　又新小學校

一、敷地　百四十坪、二五
一、建物　六十一坪　内南側三室を戸長役場に使用せり。
一、組織　上等小學科四ヶ年、下等小學科四ヶ年、各半年學期にして八級づゝあり、通じて十六級に亘る、當時に於ける級の名稱は兒童修學の段階を稱するものなり。
一、明治十五年本縣令甲第四十五號布達小學校則により舊制度を廢し初等三ヶ年中等三ヶ年の二等科を新置し本校卒業期間を六ヶ年となせり、各半年學期にして六級づゝあり通じて十二級に亘る。
一、明治十七年藍那、小河、上谷上、下谷上の四ヶ村を第三番學區域内に加へ又新小學校を本校とし谷上村、藍那村に支校を置き衙原村及小河村に分教場を置く當時の狀況左の如し。

學區域幅員

東西百三十四町、南北八十二町。

位置　中村

名稱　又新小學校

等科　初等及中等各三ヶ年但高等二ヶ年を置かず。

就學生　初等二百人、中等六十人。

教員數及月俸

中等科二人　計貳拾貳圓

初等科三人　計貳拾貳圓

補助員四人　計拾六圓

裁縫科一人　四圓

教室數　七室

同坪數　三十五坪、二五

通學最遠距離　五十五町

一、明治十八年八月二十九日三等訓導田尾信良學務委員岩崎佐兵衛の兩人八部郡役所に出頭し宮内省下賜の幼學綱要を拜受す。
一、同年教育令改正學務委員の職名を廢す。
一、明治二十年勅令第十四號小學校により谷上、藍那の兩校は獨立して谷上簡易小學校及藍那簡易小學校となり小河分教場は藍那校に合併し衙原分教場を閉ぢて本校に合すると同時に藍那、小河、上谷上、下谷上の四ヶ村は分離し殘の七ヶ村を以て第四番學區とし從前の學制を全然改革し一年に一級を進むる制度とし大に教授に便にし學費の冗用を節せり、又地方人民の貧富により授業料を徴收すべきものと免除すべきものとを區別し尋常、簡易の兩制度によることゝなれり然るに山田村内には尋常設備の小學校なく三個の簡易小學校となれり是卽ち又新簡易小學校の名の起れる所以なり、修業年限を三ヶ年とす。
一、明治二十四年一月十九日簡易科訓導豊田次風八部郡役所に出頭して教育勅語謄本を拜受せり。
一、明治二十四年四月一日新學制により簡易科を廢し四學年の尋常科設備となし一般生徒に授業料を課し貧困なるものは之を免除せり、最高拾錢最低貳錢五厘と定む。

同時に學務委員を再置せり。

一、明治二十六年二月一日勅令第二百十五號新小學校令を實施の結果三個學級編制の修業年限四ヶ年の尋常小學校となれり訓導は太田永郎吉、吉川紋太郎の二人にして准訓導林弘稚には正教員心得を命せらる同年四月一日より實施せり、授業料金額を一人前貳錢と定め一家二人以上出席する時は年長者一人の外は半額とし一般に徴收することゝせり。
一、明治二十六年十二月二十三日土足の儘教室に出入することを嚴禁せり、日々生徒をして教室を清拭せしむ。
一、明治二十七年六月二十六日縣令第五十一號第二十

二條により試驗法を改正す。

一、明治二十八年四月一日高等科を併置す、高等科の授業料を月額拾五錢と定む、尋常科四ヶ年高等科二ヶ年通じて六ヶ年とす、谷上、小部、藍那三尋常校區域も高等生は本校の通學區域となる。

一、明治二十九年四月一日郡の併合行はれ八部郡を廢し武庫郡に合せらる。

同月六日裁縫、唱歌、毛筆書の三科目を尋常科に加設の件許可せらる。

本年度より武庫郡役所に郡視學の職を置かれ學政を監督せらる。(和田九十郎)

一、明治三十年十月二十二日尋常科加設科目中の唱歌毛筆書削除の件認可せらる。

一、明治三十三年六月一日山田尋常高等小學校と改稱す、八月勅令第三百四十四號を以て小學校令の改正發布せられ翌年四月一日より施行すべきことゝなれり。

一、明治三十四年一月五日同窓會を組織す。

同年五月八日高等科の修業年限を四ヶ年とする件認可せらる。

一、明治三十五年六月始めて學校醫を置く。(村瀬要之助)

一、明治三十七年二月十一日學校内に於て始めて尚齒會を開く、三月十七日中村積善夜學會發會式を擧行す。

一、明治三十七年四月一日山田裁縫學校を山田尋常高等小學校に併置す、九月二十日より學校に於て養雞を始む。

一、明治三十八年三月十八日日露戰役紀念事業として兒童の繩綯ひ養蠶を始む以て學校の基本財産を蓄積す、六月十日夜暴風雨にて八幡神社前の公孫樹の大枝折れて校舍の屋根に大破損を蒙れり爲めに十二日より向ふ一週高等科三、四年生の臨時休業を行ひたり。

一、明治三十九年三月角井辰右衛門氏所有山林武庫郡山田村の内中字南山一番の二山林反別四町歩を借入れ杉苗五千本を植樹し學校基本財産增殖の道を講じたり、

四月二日村瀬要之助本縣より學校醫の辭令書を受く。

一、明治三十九年五月八日附にて校地を中村の山田川南に變更及校舍改築の件本縣知事より認可せらる、十月十七日婦人同窓會發會式を擧行せり。

一、明治四十年三月一日校長太田次郎吉文部省より明治三十七八年戰役中職務勉勵勤勞不渝に付金參拾圓を賞與せらる。

三月十三日角井辰右衛門氏殖樹山林地四町歩を學校基本財産中へ寄附。

四月十日新校地に於て地鎭祭を行ふ改築費を八千四百貳拾七圓と定む。

一、明治四十一年四月一日新築校舍の一部に移轉して教授す。

一、明治四十一年四月一日義務教育年限延長の結果尋常六學年高等二學年の組織とす。

一、明治四十二年二月一日校長太田次郎吉は服部本縣知事より多年小學校の教育に從事し勵精其職に盡し成績優良なるにより金五拾圓を賞與せらる。

一、大正二年十月三日暴風雨にて終日止まず夜に入りて一層烈しく裁縫教室の目的にて新築中の二階建校舍倒壞す。

十一月十六日校長太田次郎吉明治二十六年以降本郡教育に從事し其の勤勉模範とするに足るの故を以て本郡教育會長より金拾圓を受く。

十二月四日太田校長逝去、本校に勤續すること實に

二十一年。

一、大正三年一月七日新任校長高見新太郎着任。

十二月四日同窓會の主催として前校長太田次郎吉の墓石建設成工につき本日の一周忌を卜して除幕式を擧行せり。

一、大正四年四月一日以前より行ひ來りたる全日二部教授及加設科目の手工科を廢止す。

四月二日　天皇陛下御卽位式の大典を紀念する爲め左の通り植樹す。

場　所　南山の頂上より東南に面せる谷下まで。

反　別　約五段歩。

植込數　五千三百本。

十月二十七日御眞影を下賜せらる。

十二月三十一日御眞影奉安庫竣工す。

一、大正六年一月三十一日皇后陛下の御寫眞を下賜せらる。

一、大正七年十二月十日校長高見信太郎流行性感冒にて逝去、在職滿五年。

一、大正八年一月二十九日阿部市作校長に任せらる。

○山田導常高等小學校首席訓導又は校長交替を記す

明治の六年小學校の創設せられしより久しき間は規模の極めて宏大設備の完全なる學校にあらざれば學校長の職名を帶びたるものを置かざる組織なりき、多くの小學校に學校長の職名を稱へ出したるは明治二十六年四月一日より實施せられし改正小學校令以來のことなり、山田導常高等小學校の前に稱へたる又新小學校に有りては學校長職名なし、福岡文部卿英國の制度を取りて我國に準用し明治十三年より明治十五年末までは敎員の任用を學務委員の事に委ね縣より辭令書を發せず、免職又然り。

勤務年月	在職年月	資格	職名	姓名
自明治十三年四月至同十四年五月	一年二ヶ月	師範傳習所卒業	敎員	中島弓三
明治二十年三月三十日	四年三ヶ月	官立師範學校卒業	三等訓導	田尾信良
自明治二十年四月五日至同年十月六日	七ヶ月	簡易科	訓導	江間寅四郎
自明治二十年六月十八日至同二十一年九月十五日	一年四ヶ月	簡易科	訓導	前川道器
自明治二十一年九月二十日至同二十二年一月二十四日	五ヶ月	神戸師範學校卒業明治十四年七月十四日	簡易科訓導	陰山助四郎

（田尾氏就職の年月評ならず放に三等訓導の辭令書の月を記す、明治十六年一月）

更に因に云ふ、明治十六年二月までの神戸師範學校無等卒業生は勿論高等本科正敎員の資格を有したるが卒業後滿七ヶ年にして免許狀の效力が反古となり更に高等科敎員試驗に合格するにあらざれば縣は御蔭免狀として簡易資格の繼續免許狀を下附したり稀に學力優等成績佳良の者に高等科資格の繼續免許狀を下附することあり陰山氏は其撰に漏れたるものなり嗚呼加西郡より沒落し來りたるなり。

試驗檢定にかゝる授業生及簡易科舊則の初等科は三ヶ年にして免許狀の效力を失ふ。

七ヶ年の效力あるは師範卒業の免許狀に限れり。

自明治二十一年六月二十日至同二十二年四月三日	十一ヶ月	簡易科	訓導	山中章

中山氏は次席訓導なりしも陰山氏轉任後豐田氏來任の中間二ヶ月半程は首席訓導の位置にありたり。

自明治二十二年四月四日 至同二十五年三月	三ヶ年	簡易科	訓導	豐田次風
自明治二十四年六月十七日 至同年十二月一日	七ヶ月	神戸師範學校卒業明治十四年七月十四日小學校本科正教員	訓導	松原篤
自明治二十四年十一月六日 至同二十六年一月三十一日	一年三ヶ月	兵庫縣尋常師範卒業	訓導	柏木多之助
自明治二十六年一月十八日 至大正元年十二月四日	二十一ヶ年	小學校本科正教員	訓導後には訓導兼校長	太田次郎吉
自大正二年十二月二十六日 至大正七年十二月十日	五年一ヶ月	兵庫縣尋常師範卒業	訓導兼校長	高見信太郎
自大正八年一月二十九日 至大正九年四月十七日	一年四ヶ月	御影師範卒業小學校本科正教員	訓導兼校長	阿部市作

（校長拜命は明治二十七年十二月十九日、在職中死亡）

○小部尋常小學校沿革大要

創立明治七年五月六日　小部小學校　上等四年　下等四年

校長教員　高岡俊藏　明治七年五月就職　一年三ヶ月
校長山本學　同八年七月就職　五年九ヶ月
同　尾本杢佐三　同十二年四月就職　六ヶ年
同　中西作太郎　同十八年四月就職　三年八ヶ月
同　川越長藏　同二十一年九月就職　一年四ヶ月
同　赤松要　同廿三年一月就職　二ヶ年
同　前川道器　同廿五年四月就職　十ヶ月
同　吉岡文太郎　同廿五年十二月廿九日就職　十四年四ヶ月
同　磯野市松　同四十年十月廿三日就職　六ヶ月
同　前田伊和麿　同四十一年四月一日就職　現今ニ至ル

○校舍其他

自明治七年五月至明治二十五年十一月小部字東谷にありし地藏堂を假校舍として使用せり。

自二十五年十二月至四十二年十月大歲神社の傍に校舍建築、同所にて教授をなしたりき。

四十二年十一月十三日より校地移轉、字御世市六番地に改築せる現今校舍に移轉開校せり。

大正四年十一月五日　天皇陛下御眞影拜戴。

大正六年一月二十七日奉安庫建築落成。

大正六年十月二十三日先に拜戴したる御眞影を返上し新に　天皇陛下皇后陛下御眞影を拜戴せり。

○校名

明治七年五月六日小部小學校。

同　十八年四月一日小學初等科湊山分校。

同　二十年四月一日小部簡易小學校。

同　二十五年四月一日小部尋常小學校。

小部裁縫學校明治四十一年六月創立。

校長前田伊和麿、四十一年六月十九日就職、現今に至る。

○谷上尋常小學校沿革

一、明治二十年四月一日八部郡第五番學區村立谷上簡易小學校獨立。

一、同九月十日首座敎員山中章就任。

一、明治二十一年一月十八日首座敎員山中章は藍那簡易小學校に轉任。

一、同一月二十六日澁谷英一首座敎員として就任。

一、明治二十四年一月十九日始めて勅語捧讀式擧行。

一、明治二十五年三月三十一日澁谷英一退任。

一、明治二十五年四月二日首座敎員として原田猪太郎着任。

一、明治二十五年十一月一日明治天皇同皇后兩陛下御眞影拜戴。

一、明治二十六年一月十九日原田猪太郎退任、同一月二十一日伊藤東太郎着任。

一、明治二十六年二月一日新令實施につき開校式擧行谷上尋常小學校と改稱。

一、明治二十八年八月八日首座敎員伊藤東太郎は神東郡船津高等小學校に轉任。

一、明治二十八年九月八日首座敎員として訓導山本英

雄着任。

一、明治二十九年十月三十日山本英雄京都府に出向を命せらる。

一、明治三十年一月十八日訓導林薫首座教員として着任。

一、明治三十三年五月十五日林薫依願退職、同日市川音松首座教員として着任。

一、同五月二十八日元教員林薫氏へ村有志及學校職員より銀側時計及蒔繪硯箱を贈る。

一、明治三十四年五月三十日市川音松依願退職。

一、明治三十四年七月十七日牟田穣氏首座教員として着任。

一、明治三十五年五月二十一日牟田穣校長兼任を命せらる。

一、明治三十六年十一月二十七日牟田穣休職を命せらる。

一、明治三十六年十二月二日木田庄一郎津名郡郡家尋常小學校長より本校訓導兼校長として發命あり、同十日着任。

一、明治三十八年四月八日（三月三十一日附）轉任。

一、明治三十八年四月十二日吉岡多藏校長として着任

吉岡校長は退職か轉任か不明。

次に元校長木田庄一郎再び校長着任（年月日不明）

一、明治四十五年十月十六日下谷上盛本萬右衞門氏より寄贈の御眞影奉安庫落成式擧行、參列者內海郡長佐野郡書記、鹿島兵庫縣教育會長、稻見郡視學、村田平左衞門其他諸名士。

一、大正二年四月一日全日二部敎授開始、半日二部は明治三十七年より開始せり。

一、大正四年七月十六日木田庄一郎は藍那尋常小學校長に轉任。

一、同二十日西村光次大庄尋常高等小學校より訓導兼校長として着任。

一、明治十九年一月又新小學校藍那支校と改稱。

一、明治二十年四月藍那簡易小學校と改稱。

一、明治二十五年四月藍那尋常小學校と改稱。

一、明治四十二年十一月三日現在校舍新築落成。

一、大正七年五月御眞影奉安庫落成。

○校長交替

一、吉川紋太郎、明治三十七年二月就職、大正四年六月退職。

一、木田庄一郎、大正四年七月就職現今在勤。

吉川校長以前は校長就退職の年月日不詳。

○神社

一、村社七社神社

東下村字翁ヶ谷六十一番地、面積百九十四坪

祭神大國主命

由緒丹生山鎭守二十一社の內なりしが初め西下

として着任。

一、大正六年八月二十八日校舍一棟新築落成式擧行。

一、大正七年三月三十一日西村光次本郡今津尋常高等小學校訓導に轉任。

一、大正七年三月三十一日附平位和三郎當村山田尋常高等小學校訓導より本校訓導兼校長として着任。

一、大正九年三月三十一日全日二部編制を發し敎員一名增員、現在職員左の如し。

小本正　訓導兼校長　平位和三郎

尋本正　訓　導　岸原悅夫

小本正　訓　導　賀川貢

尋本正　訓　導　田川應作

代用敎員　裁縫專科　前田照子

以上

○武庫郡山田村立藍那尋常小學校沿革大要

一、明治五年八月藍那小學校を大中寺に創設。

村字宮床（老松あり）に移り後仁壽二年神託あり
て現今の地に遷す清泉涌出する地を撰み鎭座す
之を雫の森といふ、府の井境内にあり、神歌
伊宇多知乃志受久乃毛利乃志多久左波阿伎余
利佐支爾津由夜淤久良武。
明治六年八月村社格、例祭九月九日。

一、天　一　神
村の西南字柏木谷、二百十二坪
祭神　天御中主尊　例祭　九月六日
現時七社神社に合祀

一、大　歳　神　社
村の東方東所、十四坪
祭神　大　年　神　例祭　九月九日
由緒　創立詳かならざれども山田郷に於て最も古
き神社なりと傳ふ、此神は田畑耕作を守り玉ふ
神なれば丹生谷十三ヶ村の住民深く尊敬す、當
社は文祿延寶年間の檢地帳に境内二段四畝六歩
とあり、明治維新の際減地せられ今は境内甚だ
狹隘となり微々振はざるも、毎年正月二十三日
九月二十二日の兩度祭典を執行し賑かなり、祭
式は往古より傳ふる一種の式あり、殆ど他に見
ざる處、そは正月二十三日氏子は勿論近郷の農
家戸毎に榊、蕨、小石を以て五穀を祈る、寶穗
串と稱するものを作り、此を當社境内及び隣地
の林一面に刺し立てゝ神に供ふ、祭典了りて後
自宅に持歸り床頭に齋ぎ祭り、其年三月下旬に
至り、苗代を作るの時之を水戸口に立てゝ蟲害
を除き苗の發育を祈る也、又境内に天滿宮あり
上梁文に貞永元年四月洛陽よりこゝに勸請す、
又曰應永四年六月修補と。

一、大　將　軍　社
原野村丸岡、二十坪
祭神　住吉明神　祭日　六月晦日
現今合祀して社殿なし、古墳にあらざるか。

一、嚴　嶋　神　社
原野札場、二十坪
祭神　市杵嶋姫命　祭日　六月六日
現今合祀して其跡なし。

一、八　王　子　社
西下村廣畑、境内百十一坪
祭神　天津彦根命　例祭　九月六日
木彫唐獅子、銘大阪住佛工師藤原朝臣葛下兵部、
八王子請本地重、入道心譽光象作、寛文十二年卯
月三日。

一、村社　大　歳　神　社
小河村大年谷、境内九十一坪
祭神　大　年　神　例祭　九月九日

一、村社　大　歳　神　社
衙原村西ノ瀨、境内百七十八坪
祭神　大　年　神　例祭　九月二十四日
老杉一株周圍一丈八尺餘長五丈餘。

一、村社　八　阪　神　社
明治六年八月村社格加列
原野村谷寺口、境内百四十三坪
祭神　素　盞　嗚　尊

一、天津彦根神社
原野村八王子、境内百八十二坪
祭神　天津彦根命
上梁文天文十七年重修。

一、若　王　子　神　社
福地村若王子山、境内二百四十坪
祭神　伊　弉　册　尊、速　玉　男　神、事　解　男　神
由緒　聖德太子の創祀に始り北條時政再建、若一
王子權現とす、例祭九月五日。

末社　若宮八幡、嚴島神社、稻荷社

此社は元と無動寺の鎭守祠にして永仁五年十一月十日橘長綱の建立によるものにして後應永十五年橘光綱之を重修す。

大正三年三月特別保護建造物となる。

若王子本殿社傳應永の造營と稱するは信すべきに似たり手法簡素なるも高雅なる品位あり手狹の意匠の如きは殊に美なり正に之れ室町建築の白眉也。

永仁五年棟札

敬白

若王子御宮棟上　永仁五年歲次丁酉十一月十日

大願主沙彌正蓮橘長綱

若王子山福寺

勸進神主僧隆明慈願

大工　藤原重永

右造立閣之者、爲持天長地久、御庄內安穩、興隆佛法、諸人泰平、設衆又信大願主等無邊、御願成就圓滿獲得口、惣同心合力、助成法願、二世之悉地成辨、然則以功德、生々世々間、令値遇滿足々地藏尊、必欲居西上淨刹、仍致丹誠如右。

應永十五年棟札

敬白

若王子緣起事

右伏以當社者、本地沙婆世界救世施無畏者之如來也、雖然御爲濟度利生、暫現若王子給、座々靈驗刹々奇特不可勝計、就中此國神國也、神者依人之敬增威、人者依神之德添運、然則人々廻蹈信仰命讃依之往代緣起曰、棟上永仁五年丁酉十一月大願主沙彌正蓮橘長綱、勸進神主僧隆明慈願大工藤原重永云云、爰及柱根摧朽梁棟傾斜而御造作、始應永十五年戊子二月五日棟上同十六日、大工平光弘

神主彌九郎太夫、願主沙彌聖蛸同橘光綱並村人道阿彌陀佛、彦三郎太夫、源太夫等、奉再興之意趣者、爲皇風永扇、帝道還昌、佛日增耀法輪常轉清道、恭雨順風調五穀豐饒、萬民快樂、庄內安穩、當村繁昌也、加之願主合力之衆等、壽山魏々而不動、福海渺々而無窮、三災八難遠擯他方、百吉千祥、悉皆群集、惣而爲二世所願皆令滿足故也。

應永十五年二月　日

若王子山福寺　宏　慧　記

一、村社　天　滿　神　社

明治六年八月村社格加列

上谷上村宮の開地、境內三百九十一坪

祭神　菅原道眞公

古木杉松樫の大樹十二本回り六尺。

一、村社　天津彦根神社

明治六年八月村社格加列

祭神　天津彦根命

一、村社　八　阪　神　社

明治六年八月村社格加列

下谷上村芝床、境內百五十六坪

祭神　素　盞　嗚　命

一、天　彦　根　社

下谷上村砂川、境內百十三坪

祭神　天津彦根命

一、皇　大　神　宮　社

下谷上村芝、境內二十二坪

祭神　天　照　大　神

現今合祀して無し。

一、嚴　嶋　神　社

下谷上五郎の木、境內七十二坪

祭神　市杵嶋姬命

藍那村北の谷

祭神　天津彦根命

一、村社　八　阪　神　社

明治六年八月村社格加列

下谷上村芝床、境內百五十六坪

祭神　素　盞　嗚　命

一、天　彦　根　社

下谷上村砂川、境內百十三坪

祭神　天津彦根命

一、皇　大　神　宮　社

下谷上村芝、境內二十二坪

祭神　天　照　大　神

現今合祀して無し。

一、嚴　嶋　神　社

下谷上五郎の木、境內七十二坪

祭神　市杵嶋姬命

現今合祀してなし。

一、若宮神社

下谷上東向、境内七十八坪

祭神　應神天皇

現今合祀してなし。

一、村社　丹生神社

阪本村丹生、境内二千九百四十六坪

祭神　瓊々杵尊、丹生都比賣命、月己尊

末社五座

三社大明神　金山彦命　猿田彦命

倉稻魂命

八阪大明神　建御名方命　素盞嗚命

山田大明神　童男命

熊野大明神　熊野三社神　鎌足公

淡海公

二神大明神　國底立神　顯國魂神

由緒　元丹生山明要寺の鎮守「日吉祠」なり明治二年五月三日丹生神社と改め同時に村社格に列せらる。

本社は當村の西端に屹立する丹生山頂に奉祀せる社にして緣起及古老に口碑に徵すれば維新前迄は頗る隆盛を致し丹生山田庄十三ヶ村は勿論播磨國美囊郡各村の神社を支配し來りたりと。

例祭、四月申の日には近郷の參拜者頗る多かりき。

境内に獨鈷櫻、燈明杉あり、古來由緒ある名木なり。

一、鄉社　八幡神社

中村宮の方、境内九百七坪

祭神　應神天皇

四社

住吉神社、稻荷神社、山王神社、大歲神社

由緒　往昔神功皇后熊襲を征伐の時角鹿の行宮を出でまして、道を津の國難波にとらせ玉ひ神崎の松原に於て諸々の神等を神集ひ坐て此事を占ひ玉ふに當國丹生に坐す丹生都姫神國造の女石坂比賣に神告げ誨へ玉ふに我が山に丹土あり此の土を用ひて御船を始め兵具鉾釼軍士の衣裝に塗りて出陣し玉はゞ勝利疑なしと告げ玉ふに依りて皇后自ら此の山田の鄉に行在し玉ひ行宮を建て齋戒沐浴して丹生都比賣神に請ひ玉ひ丹土を授り玉ふに依り此地を丹生の山田の庄と稱す今に行宮の清水とて神社境内に在り之れ齋戒し玉ひし清水也。

其の後長德元年五月十六日周防國大島郡の法師に基燈といふもの巡錫して此の地に來り古來行宮の靈地なることを夢想の靈告に感じ應神天皇を祀り若宮八幡と稱す、其の後鳥羽天皇の御宇六條判官爲義此山田庄の領主となり保安四癸卯年四月十一日瑞夢を蒙り都六條の館邸に鎮座有る左女牛八幡宮を京都より此山田の庄に遷し奉る其時當庄原野村山田藤左衞門尉綱之の家に一夜御滯宿まし〳〵て翌十六日舊來の若宮八幡宮へ合祀相成是より六條八幡宮と稱し奉る。

其後應永五年四月十五日足利將軍義持下知として細川右京太夫（賴元）より源爲義の舊例により神領山を賜ふ寄附狀今に其證文あり。

六條八幡宮領

限東　野香、西限　柱上、南限　大津野木、

限北　奈具町

任右者十一日之御下知可被沙汰付由所被仰下也

仍執達如件

應永五年四月十五日　　沙彌　判

細川右京太夫殿

左女牛八幡宮の都より遷座ありし時林三郎橘長綱なるもの京都より供奉し來り長く當社の神官として仕へたり。

神殿は明德元年四月神官林盛安葺修し、永正十年十一月栗花氏重修す、現今の神殿は其後第百十三代靈元天皇の御代貞享三年三月十六日の上棟なり、明治六年八月鄉社格に列せらる。

○神事古式田植の事

文保二戊午年十月十三日に、毎年五月五日竝に九月九日御節供料田三段寄附に依り、田植神事毎年四月三日を以て執行す、中葉より此事斷絕す、其式に

田長　一人　　早乙女　八人

田植歌を諮ふ、朝田にかゝるを早苗開（サヒラキ）といひ、夕田を早苗登（ノボリ）といふ。

朝田に早乙女の歌

乙女　簑笠かけて　雛子田長　ソヲレ　女歌　篠原のトヨノ

合田長男秋　篠原の　女歌　夜篠の露の　合男女同音　雨まさりトヨノ。

相の間に

早乙女　山手通れは　男雛子　ソヲレ　早乙女　千鳥鳴トヨノ　合田長　ソヲレ千鳥鳴く　早乙女　鳴け〳〵千鳥　合田長同音　聲くらべふトヨノ。

畫上り

早乙女　晝る間はいそげ　合男　ソヲレ　女おなしろがトヨノ　男それをなじろが　合男女同音　帆柱立てゝ舟を待つトヨノ。

休時に

乙女　休みにやなんぞ　合男　ソヲレ　女チシャの葉にトヨノ　男ソレチシャノハを　合女　酢もみにあわてお肴にトヨノ。

相の間

早乙女　京都に車　合男　ソヲレ　女淀の橋トヨノ　男ソヲレ淀の橋　合男女同音　柱の川の渡し舟トヨノ。

七ツ時に

早乙女　七つのそらの　男　ソヲレ　女日を見ればトヨノ　男ソレ日を見れば　合男女同音　戀こそまされしげしげトヨノ。

上り歌

早乙女　泊りはどこじや　男　ソヲレ　女八幡屋にトヨノ　男ソレ八幡屋の　合男女同音　森の若松にトヨノ。

○流鏑馬神事

毎年九月十一日例祭執行、氏子村々先規に任せ順番に應じ庄立ちと唱へ舊家の者より相勤む、前日瑠掻ぎと唱へ兵庫海邊に出で、身潔ぎ齋屋に入り別火し、當日又河に出で身を潔ぎ、素袍烏帽子を着け騎馬にて宮入す、馬子と唱へ十三四歲の童子一人馬の鼻を取りて隨ふ、控馬一騎白衣に袴をつけ花笠を戴き白木綿の襷を掛け隨騎す、的持一人素袍烏帽子、的は杉板を薄くへぎ、女靑竹三本にて挿み、寸法は一尺二寸角板二枚を筋違ひに合せ綴る、弓矢持二人素袍烏帽子、白酒黑酒荷物持一人、素袍烏帽子、之を流鏑馬神事の概略とす。

過應神廟下　　山田翠雨

叢祠銀杏樹、落葉一堆黃、誰假風師手、葺成金瓦堂。

六條八幡宮緣起と稱するもの種々ありと雖も傳寫の誤り拔萃等にして其完璧なるものなし左記は寬文十三年に記錄せしものにして記錄として最も古きものなれば之を記載す。

攝州丹生山田六條八幡之緣記

惟夫天地既に判てよりこのかた和氣ある代には祥おほく乖氣ある世には變をなせり、依是盛衰の天に雪霜くだり或は列星行をうしなひ旱魃しげくおこなはる、是天地の怪變古今其例すくなからず蓋顯微幽明道異りと雖も只此誠を以て自とすれば、天神地祇皆

そのところに應じて必感應利生あり、この故に神聖の德廣く秋津州の境に施し、和光のかげあまねく豐芦原の中津國に躔をたれたまふ、神明誰か敬信の誠を抽て靈感の惠をあほがざらんや。

癸攝州矢田部郡丹生山田庄若宮八幡宮は昔年神功皇后紀伊の水門より難波の浦務古の水門に御舟をとゞめたまふ時此山田の地にしばらく行宮をいとなみ給ふ所なり、自爾後應神天皇の御代にいたりて皇后の靈地を感じたまふにや、行宮を修營してその守職をさだめ玉ふとも時うつりて其後終に荒廢の地となりぬ、人皇六十代一條院の御宇にあたりて周防國大嶋郡の沙門基燈法師は練修精進神佛習合の行者なり、毎日法華經を薰讀すること三十餘部中臣秡を薰讀することと七十餘座、功薰つもりて眼耳の通にかなひ居ながら數百里の外を見聞す、世に六根清淨の神人と稱し奉る三衣一鉢にして頭陀を行し、本國を出有緣の地を求め、終に當國に涉りて跡をこの山田の庄にとゞめ玉ふ、仍て草庵を結んで誦修策勵するに年あり、村老野老も漸く名を傳へて參詣供養する人日を追ふて盛なり、爰に齡八旬に闌たる翁日毎に來り讀誦のころに信敬を起す、其粧偉にして其來るを見れども歸るを知らず、基燈法師その名をとへば、翁答曰われはこれ正直自在盛德萬行の八幡大菩薩なり、東域扶桑の人民を利せんために高天原を出て石清水の流に無明の垢をあらひ、男山の嶺の嵐に有界の眠を覺す、今の處此茅屋を訪て既に榮樂の妙音を受くことを得たり、願は此地に跡を訪ふてつねに正旦の法味に飽くことをおもふと、法師再拜合掌して歡喜の心措く所なし、翁座を立て御姿をばかくれ玉ふ、法師則四隣の村翁に此あやしさをとへば昔より言ひ傳へし應神天皇修造の靈蹤なることを申す、法師則村邑の男女を勸て黑木の寶殿一宇を建立し八幡三所の神靈を勸請しける時則。

一條院長德元年乙未五月十六日也都鄙の道俗きくに隨ひ、集ひ留り勇んで步を運び精誠を抽で現當の悉地を祈り奉る輩又昔年に增倍す、法師いよ〳〵讀誦の聲たゝず弘通の志晝夜を止めず然るに、後一條院の御宇寬仁年中に天下疫病行はれて死するもの巷にかさなれり、法師大に之を憐みて一七日を限り二千部の法華經を轉讀し、三千餘座の禊を讀みしかば忽ち威德の功あらはれて國中の疾疫不日にやみぬ、すべて法師この地に苦修練行すること二十餘年、其齡をとへば既に一百四十年を經、然れども面容はいまだ五十餘齡にも及ばざるが如し、三島不死の藥を嘗むるとも能はず、八老還童の丹を煉るともあらず、是只讀誦の功德なりと人皆奇特の信を起す、すでに萬壽二年春二月に至りて親しき氏子に別れをなし、其夜の丑刻はかりに南に向ひて飛び去りぬ、男女集りてあとをしたひ啼泣感嘆せずといふことなし、基燈登仙し去てより後茅屋朽廢し空しく荒れておのづから神慮をすゝしむるたよりを失へり、人皇七十四代鳥羽院御宇保安四年四月六條判官源爲義この山田の庄の領主たりし時、夢想の靈感によつて六條左女牛の八幡を洛陽より勸請す、時則ち此の山田の庄原野村山田藤左衞門尉綱之といふものゝ家に一宿ましましてそれより後いにしへよりの八幡宮を再造して三所の宮居のごとく造營し玉ふ、正月九日には修正會十日には武射の御神事をはじめ同十九日には厄神秡二月初卯の日は萬味の御供をそなへ同十六日には御祈禱の大般若經を轉讀し四月八日には御神領の御田植八月十六日は石清水の御神事になぞらへ、放生會の御杯をさゝげ九月十一日は御祭禮おこなはる、又十一月初の卯日は臨時の祭の式例あり、これより二たび神德あらはれて世人歸敬をいたし、爲義の稱號

をとりて六條八幡宮と申奉る、猶今代まで此號をとなへ來るも源家相應の威光をのべて武運權護の勝利をあらはすところなり、人皇八十代高倉院御宇承安二年壬辰近隣の氏子會集して其力を合せ、三所御寶殿修造落慶す、殊に願主は栗花落正安入道也、毎年の御神事いよ〳〵怠らず番匠は當時の名人藤原源兵衞尉國信といふものを京都より招きて法故に摸して同年五月十一日に上棟して修造畢ぬ。

本社内陳　高六尺五寸　横四尺五寸

左右兩社　高本社に同じ　横二尺五寸五分

これは後代の寸法也、人皇九十代後宇多院鎌倉の執權北條平業時の下知として橘三郎長綱をめして、左兵衞府に補任し八幡宮の神職としたまふ、是山田庄領所民部少輔入道のおこなふところなり、于時弘安六年九月七日なり、同八年八幡宮領の山林につゐて百姓等押領をかまへ神社の用木を切つて民家の柱とし、薪に苅て炊爨のたよりとす、非違狼藉制すれども聞かざりければ神主橘長綱之を訴ふ、仍て子息家綱を山田庄の追捕使に補せられ、山守職をたまはる其狀曰。

山田庄追捕使幷山守職之事

右所宛行橘本五郎橘家綱也殊存丁寧可致其沙汰仍庄官百性等置承知敢不可違亂之狀如件

弘安八年七月一日　　預　所　判

後小松院御宇明德元年四月五日八幡宮修造の功を遂げて御遷宮の儀式を行はる、番匠は例に隨て藤原朝國京都より下り宮の造營形の如く致せり、去る建武の亂より今において諸國靜謐ならず、なほ又上下疫病行はれしゆへに國家安全の御祈のため。

禁裏祭祀の事いとなみ給ふ同御宇應永五年京都の公方征夷將軍源義持公は下の政道を行ひたまふ、この頃國家靜謐の德にかへり、都鄙淳和の風にほこり、往時諸國の神社佛寺の領知ことゞ〳〵く沒收せられけるを舊記にまかせ返しおこなはれ、細川右京太夫頼元うけたまはり、山田庄六條八幡の宮領爲義入道申てこのかた寄附して御祈願料とせしかども、封境みだれて正しからざるを、このたび先規にまかせて宛渡さる、其狀曰。

六條八幡宮領

攝津國山田庄境之事

限東　野　香　限西　柱　上

限北　奈　具　町　限南　大津野木

任去十一日之御下知可被沙汰付之由所被仰下也仍執達如件

應永五年四月十五日　　沙　彌　判

細川右京太夫殿

後土御門院御宇村老の氏子就中鷲尾綱貞願主として一基の塔婆を建立し、神德を遐邇にあらはし、往世につたへむと知識を十方に唱へ、結緣を四衣にすゝめ、終に土木の功をなすに斧斤の刋運びて、文正元年八月十八日落慶し、供養の願即滿足せり。三層の甍空を彩り、九輪の粧飾山の外に出たり、貴賤高く仰ぎて遠近ひとしく見て信心禮拜す。後柏原院御宇修造又斷絶し、御寶殿も頽廢に及び、瑞籬花表も倒れ御灯の影幽にして幣帛の影うづもれしかば、神慮恐れありて歳次永正十癸酉の十一月二十八日、先例にまかせて願主栗花正安入道の苗裔正壽比比丘、これを造補して御遷宮なし奉る。後陽成院御宇慶長元年辛亥五月二十有五日塔中の本尊大日尊像を安置し奉る、京都六條大佛師喜兵衞尉重俊これを彫刻す、紫磨の膚は碧霄に輝き丹菓の唇は紅雲にうつり、五智の寶冠の幅の玉趺五分法身の粧こまやかなり、開

眼の導師は天王寺傳灯阿闍梨實源法師なり、すでに期にのぞみて唱導表白の智辨歸座の聽をおどろかし神人も廻香の正說は衣會の信を催せり、金磬三度鳴て導師高座をたつ參詣の諸人歡喜のおもひ淺からず秘密金剛乘の大益にあへり。

凡神佛の兩道は兩輪に比し顯密の二教は二翼になぞらふ、佛陀善巧の方便も神明和光の利生に同じといへども、神明の德澤廣くして限りなく、近くして其身にとゞまりぬ。況扶桑六十餘州八百萬神ますと雖も、八幡大菩薩の神威にあらざれば天下も靜謐ならず、邑村もゆたかならずといへども、此身の正直を失ひては神佛もやどり玉はず、よく正直の心誠をもつて常にはこび祈りをつくせば必感應むなしからざること鏡にかけのうつるごとく、谷の響に答ふるごとし、萬里の氷の如くとけ、千里の霧のごとくに消て福壽かぎりなく子孫勇威にして永々萬年ならんことは其身のつとむるとつとめざるとにわかれたり。人皆つゝまざるべけんや。

六條八幡宮之垂跡其來久矣、神主橘氏管領之、守其職分、亦兆一世也、一日來屬予曰昔者。朝庭以時奉、官幣國君以禮献文馬也、之舊記深雖藏神庫、罹昔年回祿之變不足、提一書以爲證之、今纔抱若干之片語來、敢請撫之作一卷之緣起者、惟當照神明於將來耶、抑山田四村之庶民亦所說伏也、仍終溫其故記大概謝神主橘信綱之求云。

維時寛文十三歳次癸丑四月二日

藤陰寸長奄正隅誌

一、八幡宮領

一高拾四石壹斗七升五合

内四斗五升四合　永引　上谷上村在り

殘高拾參石七斗貳升壹合

内

高四　斗　衙原村

高參石六斗壹升貳合　上谷上村

高四斗七升貳合　原野村

高參石壹斗參升參合　中村

高貳斗五升九合　御料所東下村

高七斗壹升六合　御私領同村

高貳斗四升八合　坂本村

高五石參斗參升五合　東小部村

〆

○山田村現在の神社調書

上谷上

村社　天満神社　明治六年八月列格

祭神　菅原道眞

下谷上

村社　八阪神社　明治六年八月列格

祭神　素盞雄尊

原野

無格社　嚴島神社

祭神　白瀧姫神

福地

村社　若王子神社　明治六年列格

祭神　伊佐諾尊

下谷上

村社　天彦根神社　明治六年八月列格

祭神　天津彦根尊

原野

村社　天津彦根神社　明治六年八月列格

祭神　天津彦根尊　配祀　住吉四社大神

原野

村社　八阪神社　明治六年八月列格

祭神　素盞雄尊

原野

無格社　嚴島神社

祭神　白瀧姫神

福地

村社　若王子神社　明治六年列格

祭神　伊佐諾尊

中

鄉社　八幡神社　明治六年列格
祭神　應神天皇
境内社
住吉神社
祭神　上筒男命　中筒男命　底筒男命
山王神社
祭神　大山祇命　高良大神
稻荷神社
祭神　宇賀魂命
大歲神社
祭神　大年神

中

村社　大歲神社　明治六年列格
祭神　大年神

東下

村社　七社神社　明治六年列格
祭神　大國主命　大巳貴命　大山昨命　大物主命
八千弟命　顯國玉命　葦原醜男命
境内社
惠美須神社
祭神　比留古神
猿田彦神社
祭神　猿田彦命

東下

村社　大歲神社　明治六年列格
祭神　大歲神

西下

村社　天津彦根神社　明治六年列格
祭神　天津彦根命

坂本

村社　丹生神社　明治六年列格
祭神　瓊々杵命　丹生津姫命　月弓命

境内社
童男社
祭神　童男明神
猿田彦神社
祭神　金山彦命　猿田彦命　稻荷明神
素盞嗚神社
祭神　素盞嗚命　武御名方命
大綬冠神社
祭神　熊野大神　鎌足公　湛海公

坂本

村社　殿島神社　明治六年列格
祭神　市岐島姫命
境内社
丹生神社
祭神　丹生明神
荒神社
祭神　素盞嗚命

衙原

村社　大歲神社　明治六年列格
祭神　素盞雄命

小河

村社　大歲神社　明治六年列格
祭神　大歲神

藍那

村社　天津彦根神社
祭神　天津彦根命　配祀　大山祇命　市杵島姫命
境内社
杵築神社
祭神　素盞嗚命
川上神社
祭神　手摩槌命

小　部

村社　大歳神社　明治六年列格

祭神　大歳神　應神天皇　大山昨尊

小　部

村社　杉尾神社　明治六年列格

祭神　天忍穗尊　奥津彦命　市杵島姫命

奥津姫命

境内社

稻荷神社

祭神　杉玉命

小　部

村社　天津彦根神社

祭神　天津彦根尊

○丹生神社考

攝津國武庫郡山田村阪本鎭座の丹生神社は祭神瓊々杵命、丹生都比賣命、月弓命とありて末社五座あり、此中に山田大明神として童男命を一座として祭れり、抑丹生山縁起なるものにいふ、當山は欽明天皇の御代、百濟國聖明王の子童男行者明石浦に銅船に乘りて着し明石郡西戸田村の船頭道案内をなして丹生山に上り、鐲鉆櫻に掛りし鐲鉆を尋ね求めて、其奇瑞に感じ、佛刹を創建せりといふにあり。

されば此の童男とは如何なる人なりしや、聖明王の子に童男なる人ありしやを研究する前に、此童男とは王子の名にあらずして、僮男即ち從者の名なりしことは曾て秦の徐福が不死の藥を蓬萊嶋に求めんとて我國に來りしとき、童男童女百餘人を率いて來りしことあり此の例と同じく、百濟の聖明王の子が僮男即ち從者を連れて日本に來りしとき、其從者の幾人が明石浦より上陸したるものなるべし。

百濟の聖明王は佛法を無上の功德あるものとして、欽明天皇の六年秋九月丈六の佛像を造り、又我國へ釋迦

銅像及び經論を上る時の表に、是法、於諸法中、最爲特勝、難解難入、周公孔子尙不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提云云と稱讃せり、斯く佛法を崇信せるに當時百濟國は四隣に强敵を受け、國財窮乏し、實に累卵の有樣なりしなり、此時我國よりは屢々援軍を送り救濟せしなり、殊に我國にての崇佛唯一の蘇我稻目宿禰は、聖明王に諭していふ、原夫建邦神者、天地剖判之代、草木言語之時、自天降來、造立國家之神也、頃聞汝國輟而不祀、方今後悔前過、修理神宮、奉祭神靈、國可昌盛、汝當莫忘といへり。

欽明天皇の十五年十二月百濟聖明王新羅と戰ひ、陣中にて賊のために殺さる、同天皇の十六年乙亥二月百濟王子餘昌、其弟惠を遣はして我國に來らしめ父聖明王の賊の爲めに殺さるゝ由を奏さしむ、天皇聞し召して傷み給ひ迎への御使を津に遣はして慰め給ひ、稻目大臣は親しく惠にあひて哀悼の意を陳べたり、十七年正月百濟王子惠、國に還る兵仗良馬を賜ふこと多し、又其從者にも頻に賞賜あり、阿部臣、佐伯連、播磨直に仰せ、筑紫の舟師を帥ひ、衞り送りて國に達らしむ、別に筑紫火の君をして勇士一千を以て、送りて彌底に至り、津路要害の地に備へしむ。

十八年三月百濟王子餘昌立つ、是より前に昌は父王の爲めに出家せんとす、諸臣等きゝて、百濟は國を開きしより以來、高麗新羅ともに爭ひ滅さんとして今に至れり、さるを出家して此國宗を何れの國にか授けんとするや、若し願を果さんとならば、國民をこそ慶すべけれと諫めしに、昌遂に其諫を納れ、百人を度し、多くの幡蓋を造り、種々の功德をなせり云々。

聖明王の子童男とは此間の消息を傳へしものにて、聖明王の弟惠が百濟に還るとき、播磨直や佐伯連が送りたるの消息を見ても、惠が來朝せるときの一從者が丹生山に止りたるを事實となすべきか、然るを丹生神社

に月弓の命を祀れりとせるは恐く一種の推察よりして杜撰に取り定めたる事にて事實に合致せざるなり、月弓とは弓月王のことにて、秦の忌寸の祖なり、應神天皇の十四年に物智王弓月王高麗より來朝し百二十七縣の民を率ゐて我國に歸化せる人にして、秦の始皇の後裔なりとせる族人なり、さるを百濟の聖明王の子童男が丹生山に來れるよりは、時代に於ても相違あるのみならず、百濟人の童男とは何等關係もなく、全く無意義のことなれば、月弓命は祭神として何の緣故なきものなりとす、或は月讀命なりとするも之れ又何の緣由をも見出すこと能はざるなり、又瓊々杵命を主神とせるは、日吉山王の十禪師社にして天津彦火火瓊杵尊を勸請せるものなり、十禪師とは、禪は讓也、師は國なり、天神七代地神三代合せて十也、人皇五十代桓武天皇の御宇延曆二年正月十六日比叡山に影向ありしに創る、丹生山に此神を祭りしは、延曆以後のことなるこ

と言を俟たず。

丹生山に日吉の神を勸請せるは、後代のことなりとすれば、其以前には如何なる神を祭れりやといふに、現に東下村にある七社明神こそ、以前に丹生山神なりしものなり。口碑傳說によれば、此の七社明神は元と丹生山に鎭座ありしに、童男行者此山に上れるより、山を下りて西下村字宮床の地に遷座あり、後仁壽二年神託ありて現今の翁ヶ谷に遷る、之を雫の森といふ云々七社明神は大國主命を祀る、此神は七の御名あり、大國主、大巳貴、葦原醜男、八千矛、大物主、大國魂、顯國魂なり、七社明神には七體の木像と本地佛七體とを祀れり。

丹生山に大國主命を祀りしは國堅の大神の子爾保都比賣神云々と風土記に見ゆ、此の國堅の大神とは大國主命のことにて丹生山の西一里計にある明石郡雄岡雌岡の附近は大國主の神が八十神を生み給ひし靈地にして

神出といふ地なり。早くより出雲族の蔓衍せる地にて赤石の國造は此の神裔の綿々として相紹げるものなりされば神功皇后の御代に大國主神の裔たる爾保都比賣神が、國造の女石阪比賣に神憑りありて、我山にある丹土を以て船及兵具衣裳に塗りて出征せば勝利あらんことを皇后に告げ玉ひて、神功皇后は神告のまゝに此丹土を請ひ受け玉ひしとあり、此の我山にとのたまひしは爾保都比賣神の居玉ひし丹生山なること疑ふべくもあらねば、此山には大國主命の神靈を祀りしことは七社明神の傳說の事實に符合するを證すべきなり、猶又一の證とすべきは下村に鎭座ある大歲神社は、山田庄十五ヶ村の氏神なりと傳ふ、これは日吉權現及び八幡宮より以前に祭祀ありし神にして、大歲の神は、神出村を中心に四方七八里が間の村は何れも大歲の神を氏神とせることは、此神の農業神たるの外、出雲民族との關係上、古代の民族分布の狀況をも知るべき唯一

の資料とすべきなり、今本村の各部落に明治以前の社を見るに大年の社の無き所なきは、舊慣の殘れるものなるべく、又八王子社の多きは天正年間丹主山沒落後に於て山王二十一社の中八王子社を各部落に分けて勸請せしものなるべし。

要之欽明天皇の御代に百濟國人の童男行者が丹生山に上り佛法なるものを創めし事を、當時の民俗は之を如何に感じたるか、百濟國人の當時我國に歸化せるもの多く、神功皇后の三韓征伐以後に於て三韓を統御する爲め屢々師を起して征服し其度毎に多くの捕虜を率ゐて歸り之を各地に分布して開墾治水及び特種の工業に從事せしめ、年所を經るまゝに我國俗に熟化したるもの多し、明石郡忍海部の如きは韓民俗の布分せられし地にして忍海部の韓人とか韓鍛冶部野依などの名屢々史に見ゆるが如く、百濟の童男が戶田村より丹生山に上りしなどは既に歸化民族の此地方に在りしものを案

內とせしものに非ざるか。

佛法の丹生山附近に早く開け隆盛を極めたるは、彼の物部氏と蘇我氏との勢力が各地方に影響を及したるの消息を窺ふに足るべく、時勢の推移は一山の消長に關係を有すること多く、今や佛刹の蹟絕へて、丹生神社一山の鎭護となれり。之れ千古の昔に返りたることにて神靈の冥護といふべきなり。唯慨むらくは丹生神社の祭神に頗る不條理の事多くして其因て來る所以を明にするものなく、地方人士も此の不條理のことに疑を挾まずして唯神社あるを知つて祭神の由來を考へざるは信に敬神の誠あるものといふべからず、聊か感ずる所ありて此考を公にす。

○佛　閣

一、兼寶山淨光寺　上谷上村

開基　文明年中攝津國島下郡目垣村佛照寺より創立せりといふ、中興釋了專寬永二十年五月。

沿革　元眞言宗なりしを本願寺第八世蓮如上人此地方巡錫布敎して淨土眞宗となれり檀家數百十七戶あり。

本尊　立像阿彌陀如來

當寺境內にある經藏及び納藏せる一切經は當村高田養八郎氏の篤志によりて、明治四十一年九月に成功せる所なり。

一、醫王山壽福寺　下谷上村

本尊藥師如來は行基菩薩の作にして有馬溫泉藥師如來と同一體にして、此地元と溫泉の湧出せしより此の靈佛を安置せるなりと傳ふ。

有馬溫泉寺の本尊丈六の藥師如來は行基の作なりしが、此像天正四年に火災の爲め燒失せり、十二神將の一體のみ殘りて今國寶となれり。此壽福寺の本尊は行基が溫泉寺の本尊を刻みしとき其材の楢の分にて彫刻せるものなりとの傳說ある如く、頗る傑作なり。

沿革　眞言宗にして開基開山共に詳かならざれども本堂に殘れる棟札に

奉中興丹生山田下谷上藥師一宇

慶安三年正月吉日　阿闍梨　海　盛

又

元祿貳己巳了運再建之

醫王山壽福寺本堂供養之導師

當住阿闍梨　快　範

とあり。

當寺に稀代の名幅兩部大曼荼羅あり其緣記に曰く。

今摸寫之原本者、河州觀心寺槙本院所珍藏、高祖大師之親畫、就中金界一會八十一尊曼荼羅者、寬平法皇懸南御堂法皇御所亦號密嚴院此號職而由斯恒所修供者是也、仁和御所、罹應仁兵火、寺寶本尊秘籍悉爲灰燼、然此兩部曼荼羅、幸遁久在醍醐寺密嚴院寶庫、延寶之間、榎本院主秀圓法印、在故得其屬、敬供以爲寺寶第一、其資有秀觀法印、吾師覺心西院流所受傳就而師之、受法功成竟紹付法之統傳圖中秘訣、具聞來由、令畫工徹西摸金界一會、源亦拜心和尙承其口說、時有沙門胤應字眞敎者、行方衆僧圖畫好手也直就槍尾原本、兩部幷摸再三校正、遂及四般、各敎嚴運丹青、四本功成、諸尊威儀所乘座物、明王羅漢忿怒憔悴、鬼畜人天奇形好醜三形印契、一一色形方維地紋、界幅廣狹悉據本圖、可謂千年圖像再生光彩矣、高祖曰密藏深玄翰墨難載、更假圖畫開示不悟、種々威儀種々印契、出自大悲一覩成佛經疏秘略載之圖像、密像之要實繫干茲也、又言秘密莊嚴住心者、卽是究竟覺知自心之源底、如實證悟自身之數量、所謂胎藏海會之曼荼羅、金剛界會曼荼羅、金剛頂十八會曼荼羅是也、斯知經疏秘略

之祖訓、傳法受法之信契、更假圖書之善巧、不隨
干地者、其唯此曼荼羅乎、吾師常相謂曰、東密秘
蹟、廣澤奥儀專在一會、所謂不二一如、豈只遮二
詮一之名乎、東寺恒例結緣灌頂、後朝供養之時、
不問甲乙每歲奉供金界一會曼荼羅者、亦意在干斯
乎、所言四本者、一者享保十八年癸丑之秋、山下
裏神谷邑龍花院第二世沙門養春、爲開榛壽門主前
官義雄大德寫得者、一者寬保三年癸亥之春、備之
前州高島松林寺住持慈棹勸畢施主甲、寫取者、一
者今之本是也、乃去延享元年甲子之春、攝州矢田
部郡丹生山田庄下谷上村壽福寺住持廣慧爲祖父晩
入道法師本寂字宜見、以其遺財移寫者是也、此等
三本沙門胤應手自拜寫至界幅廣狹悉隨原本者也、
又一本在遍照光院延享三年丙寅之春、至丁卯之冬
使書工巨勢岐山、親拜檜尾眞影、尊形至界幅悉皆
廣之書寫本是也、是四本者源親自指揮以擴干世、

因記以貽云、時寬延元年戊辰十月日金剛峯寺成蓮
院沙門眞源謹識。

繪裏書　攝州丹生山田庄下谷上村
　　壽福寺住持　廣　慧

金　剛　界

同軸際題曰

羯磨一會八十一尊曼荼羅弘法大師親蹟今在河州觀
心寺槇本院、寬平法皇於南御堂常所供修者延享元
年甲子之春再寫之其記在別。

　　阿闍梨　眞源謹識

胎　藏　界

同軸際題曰

此對金剛界一會八十一尊曼荼羅者弘法大師親蹟延
享元年甲子之春使沙門胤應書寫之者。

　　南山阿闍梨　眞源謹識

因にいふ當山住持たりし廣慧師は大阪鞏新天滿町近
江屋作兵衞の家に生れ、出家剃髮は山田村中村清光
寺光谷和尙に師事眞源師とは法弟の間なり。寶暦十
三年十一月五日寂、當寺に肖像あり、慈雲尊者の贊
あり。

雙圓之海。清瀧之流。南山有節。維瞻維由。心印
傳毘盧。妙密儀相存。乃祖高献。

　　双龍飮光敬書

梵鐘一口あり銘曰。

攝州八部郡丹生山田庄下谷上村醫王山壽福寺者振
古眞言秘密之法場也、現住某有斫志而募當邑幷十
方資緣新鑄梵鐘而掛焉、唯願一圓音之所觸十方含
識幽明通徹、得同開悟十界圓具佛德矣廼爲銘曰。
梵鐘吐響十界一圓化絕方處益接人天嚴淨佛國震動
大千幽明通徹齊驚長眠。

　　當寺第四世圓滿院阿闍梨　廣慧敬誌

寶暦四甲戌年三月十一日

　　冶工大阪住　大谷相撰椽

境内に盡忠報國碑あり、明治三十七八年戰役當村よ
り出身兵士戰沒者記念のため明治四十三年二月建之
表面題は田所千秋氏の筆に係る。

一、正定山成道寺　原野村　曹洞宗

開山・龍珊淳朔大和尙禪師

開基　原野村

本尊　釋迦如來

開創　正定沙彌、成道沙彌

沿革　足利氏の應永年間原野村に栗花落家とて山田
庄の下司職をなせし家あり。此の一家の人にて播州
三木別所家の菩提寺雲龍寺の住持に歸依渇仰して一
奄を創めたり、當時正定、成道の二沙彌あり。後一
村の人の開基として一寺を創め、草創の時の沙門の
名を其儘に正定山成道寺となしたりといふ。
寺地は小丘茂林を背景にし、門前廣濶なる田面を控

へ、一道坦々として里に入るべく、山田一郷中幅員最も廣き所なり。境内に本堂、庫裡、倉庫、納屋、鐘樓堂、觀音堂あり。泉水幽雅の禪刹なり。大五輪の浮屠及び異形の寶塔あり、此の塔は藍那の藥師堂址にあるものと同形にして、水石の分一段ありて長筒形をなせり、又寺に應永三十五年の奥書ある大般若經を藏せり、版は木版明時代のものならん。

大般若經第一軸の末に

山田庄内原野村御經也　應永三十五年三月吉日
大願主　沙彌圓念　沙彌行圓　沙彌永久
脇衞門尉　大町兵衞允
別當　橋本坊阿闍梨亳秀

大般若經第六百軸末奥書に

右奉摺御經趣意者爲天長地久御願圓滿庄内安穩特當村繁昌諸人快樂面々各々心中所願皆令滿足故也。

大願主　沙彌圓念　沙彌行圓　沙彌永久
脇衞門尉　大町兵衞允
當村中人　道香　淨賢　中屋大夫　圓岡大夫
別當　亳秀　香信　宥法　道賢　西衞門允

攝州矢田部山田庄原野村御經也
應永三十五戊申年三月　日

古老傳説に此御經は元谷寺と通稱せる安養寺に保管せしを後福昌寺に移し今は成道寺に保管せるも、元來寺に施入せしものに非すして原野村一村のものとして之を寺に保管を托し、村民の必要の際に轉讀を依頼せしものにて、禮服を着せざれば手を觸るゝを許さゞりしといふ。貞享三年には栗花氏眞同舍弟眞甫老母泰岩妙壽が轉讀會式を行ひし敬白文の存せるを以て知るべし。

最初此經を摺り奉りし趣旨は明かなれども、應永三十五年は正長元年にして足利義持の薨せし年にて、此の將軍は曾て山田六條八幡宮領とし、花折證文を下されしこともあれば或は其報恩謝德の意趣も含まれたるにあらざるか。

一、靈聖山清光寺　眞言宗　中村
開基　詳かならず、中興　光谷和尚　享保六年
本尊　大日如來
沿革　正德二年出火ありて記錄燒失して、由緒不明なり。

摩耶山天上寺境内に多寶塔を建立せし巨叡和尚は清光寺の住持にして後摩耶山に轉じたるなり。和尚は繪畵の妙手にて殊に觸髏を畵くに得意なりし、此寺の羅漢は和尚の心血を濺ぎしものにて今寺寶の一として保存せり。

一、普賢山行願寺　眞宗　東下村
開山　親鸞聖人
開基　專龍　寶永六年三月
本尊　阿彌陀如來

一、海翁山福田寺　曹洞宗慈眼寺末　東下村
開山　淨德玉大和尚　天曆五年
開基　福田院殿月桂宗祐大居士
本尊　釋迦牟尼佛
沿革　此寺は鷲尾家一建立の草庵なりしを明治年代本村の菩提寺となしたるなり。

一、福壽山最法寺　曹洞宗慈眼寺末　西下村
開基　不詳、中興　昌山了
開山　久堂元昌　天文二十二年八月二十八日
本尊　藥師如來
沿革　舊記に曰く、

最法寺根本開基法道仙人と申傳候往古者溫泉涌出仕候由今に至りて湯壺の舊跡寺の側に御座候則本尊藥師如來にて只今三間四方の堂に安置仕候弘安年中の頃寺及大破候處山田公文再興にて久堂元昌和尚被致

招待元昌開山被成候と申傳候開基開山共に年暦相知れ不申候貳代鶴州より當住まで八代相續仕候事。

寶永七年寅八月二十一日

古石文　當境内藥師堂跡に四角立方の臺石あり、文永　年とあり。

一、石上山永德寺　曹洞宗慈眼寺末　阪本村

開山　海陰須洞大和尚　天文十年七月五日

開基　山田公文　建治三年五月五日

本尊　十一面觀世音（一說に永德年間に創建せしとあり）

沿革　當寺は山田庄公文職たりし山田公文の草庵なりしが阪本村菩提寺となりしなり。

一、淨　蓮　寺　眞言宗高野正智院末　衝原村

開基　法道仙人　白雉年中

開山　不　明

本尊　隨求尊

沿革　不　詳

梵鐘一口　寶暦六年三月鑄造

一、瑞巖山法性寺　眞言宗高野正智院末　小河村

開基　不　詳

沿革　不　明

本尊　大日如來、阿彌陀如來

一、高原山相應院　萬福寺　眞言宗高野親王院末　東小部村

開基　法道仙人　白雉年中

本尊　釋迦如來

沿革　當寺古緣記に曰く、法道仙人摩耶山を開き佛法有緣の地と定めし時、當山の高原に五色の瑞雲靉々たるを見て、佛法相應の靈地なりとて伽藍を造立し、萬福を衆生に垂るゝの根本道場たらしめんとて山號寺號の起りし所以なり、爾來千有餘年、星霜の変代に連れて寺運に隆替の變ありしも佛祖の加護と代々檀信徒との歸依とによりて今日に至れり。法道仙人に遭偶あり曰く、

我化有情來此地、留下像鉢舍利羅、一涉斯境所求得、永出三途見佛陀。

と。

延寶檢地帳に、

一七畝拾歩　二十三間　十　間　萬福寺やしき

是は文祿三年片桐市正檢地之節除之

但除來り候證文無之

一棟札一枚　文に

享保三戊戌年

大工　大阪天滿空心町

施主惣檀那中　五　郎　兵　衛

奉再建攝州矢田部郡丹生山田庄東小部村高原山萬福寺

三月吉日

願主　傳燈大阿闍梨正覺院眞榮

大工　播州三木郡淡河庄僧尾村

百濟原常味德兵衛正次

一、眞正山淨土院　極樂寺　淨土宗知恩院末　西小部村

開山　行基菩薩

開基　淨譽存道上人　後花園天皇寬正年中

沿革　舊記によれば本尊は聖德皇太子作阿彌陀如來は正德年中火災の難を免れたり。

享保二年現在の地に再建、現住職は二十四世なるが二十三世淨譽鑑光明治十八年入寂以來同三十二年迄無住となり、堂宇大破に及び寺門衰頽の極に達せしが現住古本俊道師大に拮据奔走し堂宇に大營繕を施し佛具莊嚴等も完備せり。

當寺の古文書に曰く、

享保二年堂舍再建ノ際奉行へ願書ノ寫

乍恐書付を以御願奉申上候御事

一女御樣御領分小堀仁右衛門殿御支配攝州矢田部

郡丹生山田西小部村極樂寺淨土宗京都知恩院末
寺ニ而御座候御事

一極樂寺開山は行基菩薩之由申傳候中興開山二百
二十餘年以前淨譽と申僧再建之由天正之頃住持
轉譽次ニ法譽次ニ碧山次ニ覺譽次ニ曉譽當住轉
譽迄相續仕來候明應之頃淨譽和尙寺院建立棟札
杯茂御座候由申傳候へ共一度類燒仕傳記位牌等
迄不殘燒失仕候に付古證文は無御座候御事

一淨譽存道上人石塔御座候寛正二辛巳年三月十七
日ト御座候其外代々之石塔御座候御事

一本尊は太子御作ニ而御長三尺程之阿彌陀佛ニ而
御座候御事

一境内ニ左久間隱岐同道文と申傳候仁之石塔杯茂
御座候法名月清不休居士天正三年と御座候御事

一慶安四辛卯八月吉日と御座候奉加板ニ極樂寺と
寺號御座候御事

一境内東西拾三間南北五間半往古より除地ニ而延
寶六年青山大膳亮殿御捻地之帳ニ新御捻
地帳面之寫

一貳畝拾壹歩　十三間
　　五間半　極樂寺屋敷
是は文祿三午年片桐市正捻地之節除之
但シ除來候證文無之

一只今迄有來候寺藥行三間桁行五間之藥葺御座候
處年久敷破成候ニ付及大破出入難成殊外難儀仕
候有來候通藥行三間桁行五間藥葺ニ成程麁相ニ
此度再建奉願候尤佛檀ノ廻リ御法度之彫物組物
其外金銀箔莊嚴結構成造作ニ而は無御座候爲其
繪圖指圖仕大工ニ爲加判裏書取差上申候乍恐被
爲仰付被下候者難有可奉存候　以上

享保二酉年十一月四日

京知恩院末寺攝州矢田部郡
丹生山田西小部村極樂寺
轉譽印
同村庄屋
長兵衛印
同年寄
新兵衛印
攝州有馬郡深谷村大工
文右衛門印

前書ノ通承屆相違無御座候ニ付加印仕候以上

小堀仁右衛門内
大西彦太夫印

御奉行樣

（裏書）

表書繪圖目錄之通御法度之作事ニ而は無御座候若
相違之儀御座候は私越度可被仰付候　以上

酉ノ十一月五日

大阪大工年寄富田屋町屋形屋
作右衛門印

古文書一通左記

覺

一下々田貳畝拾八歩　極樂寺
分米壹斗五升六合

一下々下田三畝歩　同　寺
分米壹斗貳升

一下畑八畝拾九歩　同　寺
分米參斗四升五合

一下々下畑壹畝貳拾四歩　同　寺
分米參升六合

一下々下畑七畝拾貳歩　同　寺
分米壹斗四升八合

右之通當丑年物成より如先規除地に被仰付候由御
老中被仰渡候之旨從御勘定頭中申來候間可奉得其
意候　以上

元祿十丗十二月　　小堀仁右衞門　印

西小部村　　庄屋　　年奇

一、西巖山大中寺　臨濟宗妙心寺末　藍那村

開基　悟溪和尙　明應九年九月寂

開山　實源和尙　寶永五年九月十八日寂

本尊　釋迦如來

沿革　第三世豐山和尙（元祿十四年寂）第四世秀山和尙（享保七年寂）金山和尙（寬延元年寂）藍山和尙（明和六年寂）古厓和尙（天明元年寂）笑山和尙（寬政十年寂）孤山和尙（享和二年寂）仙溪和尙（文政二年寂）芳隣和尙（天保十年寂）巨曉和尙（安政六年寂）透安和尙（慶應元年寂）曉應和尙（明治三十五年寂）萬楯和尙（明治四十一年寂）現和尙（代）

當寺境內にある石文左に、

奉書寫大乘妙典一石一字塔

南側面

金文寫得諸神咒

字々放光萬八千

法界群生霑德澤

無邊含識脫迷繩

于時天明七龍集丁未歲佛成道日

攝州八部郡藍那村西巖山大中禪寺

現住傳法沙門　笑山知春拜書

北側面

光明眞言

大隨求陀羅尼

消災妙吉祥神咒

寶筐印陀羅尼

佛頂尊勝陀羅尼

摩訶般若波羅密多心經

大悲圓滿無礙神經

大佛頂首楞嚴神經

金剛般若波羅密經

佛說大甚深回向經

又村上迪碑　明治二十七年十二月建之

右は藍那小學校の教員にして攝州三田の人當村に赴任して育英多年子弟相集り村葬す。

寺の什寶中に特に貴重すべきものは大般若經六百卷にして其第六百卷末に當寺へ施入の來由を記せり、此の經卷は一寺の什寶と雖も實に國家の至寶たるべきものなり、今其卷末に記する所を誌す。

自元中二年乙丑三月二十三日始至干同元中四年丁卯十一月二日修補畢

願主　妙音住持比丘明賢

檀那　近江守源光定

攝州矢田部郡丹生山田庄藍那村在一宇梵刹安置東方淨瑠理世界敎主復且西無量壽佛愛染明王安干左右而不識以所往昔何人之爲開基而已爾來星霜歲移梵宇亦壞於雨露矣爲村之長者雖計慮再營之儀而群徒區々志不一是故因循歷歲月也干茲同村之產有中西氏鈴鹿屋喜兵衞尉者移居於坂陽城下而居住有年于茲質氣溫良而志常歸三寶矣歎差靈宇之荒廢頻群侶同心欲加修造今歲元祿十五壬午春三月催修補之儀而白露下旬造搆畢爰附干梵宇之寶物以大般若經一部六百軸予熟賚經卷拜之見之則元奉納干和州宇智郡阿陀庄瀧村之神宮金經也有壽永壽應元曆元中等之年號而精疏於卷尾而思繹其成功則不擇緇素親終以漸寫而何世何時不詳於前到今之藍那之靈刹因緣矣月往歲移經卷蠹虫蝕舌間欠是故今寄干紙匠而疊卷爲折本尙且借手蕊葛衆而書補厥欠字畢。

伏願憑茲善利天長地久

天下泰平專祈領主武運長久

家門永昌善根增長身心安樂

別冀當處安穩水旱不侵五穀
成熟災難不起福壽增長家々
子孫繁榮四時無少病少惱憂
八節有常安常樂慶至禱至祝至禱
正法第一座南無曳霜歷謹誌之
于時元祿十五壬午歲菊月吉祥日
大般若波羅密多經第五百三十一の卷末に、
奉　施　入　　阿陀靈安寺宮
大般若經壹部　　結緣者信磨勝
元曆元年甲辰十一月五日勸進信正意
一古　石　碑　　當村奥口繁太郎分
弘治二年七月四日建之
高岩文臺禪定門
とあり。
一須磨寺塔中に在りし蓮生院の弘法大師木像は兵庫の西出町樽松右衛門篤信者にて、蓮生院住持より讓り受け、崇信一方ならざりしが、大正八年の秋より此靈像は樽氏の親戚なる藍那村向井常吉氏が讓り受け向井氏は邸内に持佛堂を造り、奉待等閑なし、須磨寺の蓮生院は廢址となりたるも其内佛たりし大師像は程遠からぬ此地に殘れるは奇緣といふべきなり。
一、若王山無動寺　古義眞言宗高野派　山田村福地
本尊　大日如來丈六尺　鳥佛師作（國寶）
無動寺は往古若王山淨慶院福寺と稱せしに、維新の際神佛混合許されざる當時兩部なるを以て、村中協議し一度廢寺となし淨慶院末寺に同じ福地村に蓮花院地藏寺ありけるを以て其方へ移し、爾後若王山地藏院無動寺と稱するに至れり、仍て古義眞言宗高野派の所屬となる。而して緣起は數度の荒廢の爲め記錄散逸せしも、中興開山眞源僧都の集錄に依り漸く徵證するものなり、然るに永仁應永の棟札は現存せり。

大日堂棟札記

寶曆二歲次壬申春三月二十日斗宿水曜
願主　高野山成蓮院前左學頭權大僧都
兼住　攝州丹生山田福寺阿闍梨　眞源
夫物有出沒情亘生滅、法有隱顯機存當否、堂塔佛像亦有興廢、仁王第三十四世推古天皇御宇、願轉年中、聖德太子因守屋對治之宿願、使鞍造鳥世稱鳥佛師、是刻丈六大日尊及諸堂諸尊、建立堂塔伽藍、稱之福寺亦云普救寺、鎭守八幡今傍之小社鐘樓門蕪、軒々並甍、院々殊彫、玲瓏七堂善美盡矣、當時士民代々召禁庭、常委洒掃、或爲遷都爲所勞、事新都土石之務、驅百官命、非惟忘自第屋、亦不訴伽藍修補之事、後當北條家之起、輪奐復古、若王子權現勸請世々相繼、是古老所傳、阿州中村家記意也、今考古棟札記、則永仁五年、庄內修造、應永戊子庄內當村相與修營、至弘治二年始爲唯福地一村之屬、悉聚諸尊以納一堂、乃在權現境內、裏徵之極也、然享保辛亥之冬、舉村警動、深嘆大破、讓弟子眞源、時慮天逝、源請與契於法弟谷雅廣慧、里正以爲宜也、又源與舍弟光重等、積財凡二十年、其間與尹昭等訴官兩度、堂寺俱在權現境內、官判以爲社僧大日兼帶福寺、此與往古風格稍殊今茲壬申修造漸成、遂記歲時、以貽後世者也。
上棟　攝州矢田部之郡福地村　大日如來堂造立之所也
若王山福寺住持沙門惠弘
大工　藤原之正國也
當時年寄正觀太郎兵衞、同四良兵衞平次良也
于時弘治二年丙辰至寶曆五乙亥年、凡二百年也、此棟札前假堂建立時也、是乃當山大破極也、自此以後延寶六戊午年、新檢地之時、四町九段九畝十步、御除無之、是當山裏徵之至極也、又元祿十丑

年十二月、復賜除地者中興之基也、元祿之末當山右二天尊（持國多聞）讓與有馬溫泉寺、乃賜謝銀五百匁、以此銀備作開發田地、是中興之基、稍長也後有馬有光二天尊燒亡、所謂護法神策、捨身以爲中興漸其財積而堂建焉、可信可仰。

右永仁應永祉頭棟札、曰橘長綱橘光綱者、當福地村、有山田庄左衞門、家地田畠山林竹木及家族尙相紹、謂先出而勤明石城下、今事豐前國小倉城主小笠原右近將監家臣山田清兵衞知行四百五十石也源嘗書信以通、答謂、橘長綱及光綱是余之祖先、此度辱福寺再興之志、因投黃金百匹以賀贈也、去延享四年丁卯二月、隱居荒生田村、改名淸翁、寬延二年巳巳五月十三日化、行年六十五、具稱天得院一寧淸翁居士、有子云惠茂九郎、延享二年乙丑十月十四日化、行年三十、法名機嶽宗關居士、有子字種之助、歲僅六歲、以故養子立家督、以名小太夫、種之助今茲（寶曆五年）歲巳十六也。

天和貞享之間、泉州覺融掛錫福寺、時浴有馬溫泉有馬湯女日三度示浴次、高呼福地之福寺和泉坊樣阿州家臣中村氏某旅宿隣舍、一日召僧覺融、相謂曰、吾家系有其寺記、以故請師、師寺已廢其樣如何、融詳談盡了、則謂師若有志則再興之、明春來訪抄以與之、融雖約還病至春卽死、村上新兵衞其側親聞之、雖悔不能、以語子新左衞門、新左衞門子安左衞門子平四郎傳之眞源、源欲求必之、阿州僧徒每見諭之、時有智海、乃謂恐是中村右近乎乎右近知行七千五百石、大阪戰陣有軍功名望、元北條家紋貼鱗形、天正十八庚寅之比秀吉公執柄、誅北條之一族、避以爲中村、中村遠祖所生地名也、其子中村治郎左衞門、後宇兩水、有亂心知行減爲二千三百石斛、子亦中村治郎左衞門後字玉翁、其子中村衞守私謂此家系有福寺緣由乎、尙尋以詳之近比彼家除蠹之次得寫其記。

抄出貽來　其要曰

吾遠祖在攝州丹生山田庄中村、村有福寺、仁王三十四世、推古天皇御宇願轉年中、聖德太子因守屋對治之宿願、使鞍作鳥彫刻丈六之大日尊及諸堂諸尊、建立堂塔伽藍、稱之福寺、亦曰普救寺、鎭守八幡鐘樓門廡、軒々並甍、院々殊雕（僧坊十二）玲瓏七堂伽藍善美盡矣、往古土人代々召禁庭、常委洒掃、或爲遷都之所役、事新都土石之務、驅百官之命、非准廢自茅屋、亦不訴伽藍修補之事、後當北條家之起、輪奐復古、若王子權現勸請世々相繼、眷屬間家村里、門前有俗舍、僧徒舊里、黃賤大小雜居無別在名、稱福寺村、寺廢而後多屬舊里、又寺改爲地、自外所持田畠俗家名跡略不悉記來也。

古老子々孫々相傳、播磨國淡河若宮八幡、自此寺勸請、去天和之比、北方就帝釋山下、有國界山地之論、彼地產子每歲供酒、此時始止焉。

依古棟札記、永仁五年庄內修復、應永十五年庄內當村相與修營、此中當村者、中村福地幷言乎、又唯福地村歟、未考得之、弘治二年以來唯福地一村之所屬。

寶曆五年乙亥九月二十九日

沙門眞源集錄

一鐘棲堂　一棟

鐘　高六尺三寸　口徑四尺三寸

銘

攝州丹生山田庄舊福寺者聖德太子所創營其緣由別記存焉。

其中興者高野山上綱眞源闍梨

相輔成之者現住觀蓮

寄也哉貌　偉也哉聒　旨者得明　系大薩埵

群夢維驚　攝入摩訶　三摩所生　斯福群有

四海永清　昏昕有軋　長謦法城
河内　雙龍乞士　欽光應于求
明和四丁亥年現住　觀　蓮
大施主　福　地　村
下　谷　上　村
鑄工　大阪住人大谷相摸守藤原正次

當寺に有する佛體にて國寶に指定されたるもの。

一、丈六大日如來像
一、脇立阿彌陀如來像
一、同　釋迦如來像
一、不動明王立像
一、十一面觀世音菩薩像　以上

右は大正三年八月二十五日指定。

抑も斯る名山靈佛が神戸市の大都を距ること僅々三里の近郊に存在するにも拘はらず、世人の之を知れるもの尠く、隨つて伽藍も甚だ不完全にて何等保存の方法なきは、實に當代の恨事といふべし。然るに近年晋山せる住職庵隆現師は本宗有名の布敎家にして多年地方巡廻滿州開敎等に從事し、多くの信者を有せり。師は殊に弘法大師秘密相傳鎭火一筆龍の名筆家なるが、こは師の夢想感得にして靈應不言の中に在り、故に爭ふて乞ふもの多し、師は今回厥然奮起し、當寺本堂再興の大願を以て、鎭火龍一萬枚を揮毫し、其潤筆料を以て、維持發展の法を講じつゝありと聞く、冀くは健在にて此の大願の彼岸に到達せんことの一日も早からんことを囑望して止まざる所なり。

○堂　宇　の　部

上　谷　上

阿彌陀堂　本尊　阿彌陀佛
阿彌陀堂　本尊　阿彌陀佛

原　野

觀音堂　本尊　觀世音

坂　本

阿彌陀堂　本尊　阿彌陀佛

坂　本

藥師堂　本尊　藥師如來

衝　原

觀音堂　本尊　觀世音菩薩

藍　那

毘沙門堂　本尊　毘沙門天

藍　那

藥師堂　本尊　藥師如來

小　部

藥師堂　本尊　藥師如來

右佛閣堂宇は現存せるものゝみを揭げ以下は廢寺となれるも由緒あるものを記す、附記せる調書は明治維新當時に在りし山田村内の社寺なり溫古の資とす。

○丹生山明要寺

今廢寺となりて、斷礎空しく荊棘の中に埋まり、金殿玉樓摧けて霧不斷の門を鎖せり。天正の業火は一山を燒土に化しぬ、惜むべきかな、抑當山は人皇三十代欽明天皇の御代百濟國聖明王の太子童男行者の開山にして法相宗の一靈場として其名世に聞へたる大刹なり。其後人皇六十代醍醐天皇の御代に到り眞言宗となる、時に小野道風に勅して丹生山の三字を書せしめ、之を當山大鳥居の額に揭げしめ給へり、世に延喜の勅額と呼ぶもの之れ也、爾後法燈倍輝き山內百ヶ坊を有し、末寺として播州淡河庄高泉寺、九州日向延岡の東海寺及び山田庄內大光院、同庄八幡宮別當神宮寺等を支配し、其勢力頗る大なりしなり。治承年間には平相國淸盛攝州福原の別業に居り後には都を此地に遷さんとするや、丹生山鎭護の日吉大權現を信仰し、每月必ず月詣でをなしたりとて神戸烏原谷には最近まで丹生山までの里程標たる町

佛の存せしものあり。殊に山内にある分には大政大臣など記彫せるものあり、清盛が當山を信仰せしは事實として見るべく、山田庄は遷都の當時供御の地に充てられ、隣村唐櫃村は都八瀬の民を移住せしめ且つ藏馬寺の毘沙門天をも勸請したるなどの事實あり、其他北野天滿宮を北野村に、春日明神を筒井の春日野に、八幡宮を八幡村に、熊野權現を夢野村に又妙法寺を新鞍馬寺と號し高倉上皇の行幸もあり、如斯舊都の風物を新都に移し、群衆の觀念をして新都に向はしめんことを苦慮したる際に於て、王城鎭護の日吉山王を此丹生山に擬したるは、正に然るべき事實なりとす、平氏亡びて源氏の世となり、建武以後は群雄割據の世にして、丹生寺の如きは細川氏の進退する所となりしも、法燈は倍々輝き世の亂離を知らざるもの〻如くなりし、應仁以後は東播に屈起せる赤松氏の族別所家の支配地となり之れが爲め不測の災禍を蒙りたり、時に天正　年の頃、織田信長は西の方毛利氏を討たんとて師を起し、先づ山陽道の首たる播磨を征せんとて羽柴秀吉を將として姫路を陷れ次で三木城に別所長治をを討つ、時に攝津に在りし荒木村重信長に叛し、別所氏に通じ、糧を花隈より丹生山に送る、秀吉之を偵知し一夜風雨に乘じ、羽柴小一郎秀長に命じ丹生城を襲撃し、火を寺院に放つ、奐輪の美を極めたる堂塔伽藍烏有に歸す。僅に舟井坊一棟のみ此厄を免る、時に羽柴秀吉に從弟奥山佐渡守といふもの明要寺に來り佛門に歸依し、當時の座主仙譽上人の法弟となり道夢法印と號せり、戰後秀吉之を聞き大に仙譽上人を德とし、高拾四石餘を施入せり、其文書に曰く、

丹生寺領事

雖令闕所其方之儀は道無事牢人之砌格別の馳走仕候條令免許上は山田庄在之拾四石餘事任當知行寺納不可有相違依狀如件

天正七年七月十七日　　羽柴藤吉郎秀吉　花押

丹生寺舟井坊

爾來丹生寺の寺田は左の如く傳はれり。

丹生山明要寺

御朱印高　拾四石七斗壹升貳合

內

拾四石壹斗七升貳合　有　高

內

貳石五斗貳升六合　衙　原　村

貳石貳斗五升四合　坂　本　村

四石九升　東　下　村

五石參斗貳合　下　谷　上　村

此反別四反四畝三步

丹生寺傳來の什物として傳はるものは左の如し。（西攝大觀所載に依る）

一本尊十一面觀音	一軀	童男將來
一鐃鉦	一個	同上
一太閤秀吉木像	一體	道無所持
一猫之繪	一軸	小栗宗丹筆
一豐國大明神々號	一軸	豐臣秀賴筆
一銀丁子釜	一口	秀吉賜物梅枝折模樣あり
一五十三驛書帖	一卷	浮世又平筆
一秀吉公陣中用茶釜	一口	
一片桐主膳書翰	一葉	
一村上孫左衞門尉制札	一	
一上田孫左衞門書狀	一通	
一杉源七郎左衞門書狀	一通	
一清庵島兵太夫書狀	一通	
一奥山佐渡守書狀	一通	
一醍醐山聖寶理源大師、一刀三札厄除弘法大師木像	一軀	

一弘法大師畫像　一軸
一釋迦之尊幅　兆殿司筆
一西大寺興正菩薩
所持阿字墨箱　一合
一十六羅漢大幅　一軸　兆殿司筆
一鰐口　一口　河內國百舌八幡
銘有
一後小松院御震筆和歌軸　色紙形
一鎗　一節　奥山佐渡守所持
一長刀　一振　秀吉公賜
一青赤鬼面　二面　作者不明
一當山仙譽上人自刻　十王尊石像
一善女龍王像　一軸
一藥師十二神將　十二軀
一聖寶理源大師像　勝正附閻梨筆
一青面金剛石像　仙譽上人作
一大職冠鎌足像　自作
一熊野權現神像　淡海公作

一諏訪明神々形
一午頭天王神形
一不動明王像
一託喜尼天像
一毘沙門天像
一醍醐顯幸水指
一富士朝日畵
一過去現在未來圖
一小野道風眞蹟額
一役行者神變菩薩像
一涅槃像
一辨財天像
一不動明王像
一車桿人形
一黃金佛
一當山景畵大幅

仙譽上人護持佛
豐臣秀吉公賜物
土佐將監光祐筆
理源大師血寫
兆殿司筆
兆殿司筆
空海筆
左甚五郎作
震旦傳來
平清盛寄附

〆五十點

○丹生山緣記

夫覺皇出世、垂範於金地、留影於石室、無非陶冶多生移轉群邪也、學學佛之徒專慣高蹈、往々搆水月道場、提唱佛之一端矣、攝州矢田部郡丹生山、昔唐國有童男行者（古記曰百濟聖明帝王子也）篤信佛法造宿伽藍、將歸敬而未得勝地、竊誓念鄉我所持之獨鈷、隨其落處當從事於營建焉遁投之飄々冲紫雲中、不知其所飛去也、遍尋求不可得焉、遂溟渤泛船一舟子搖掉亡涉、人縱桅漂流萬里之外隨洪波任勁風、不敢慮前程、行者先酌海水洗手願歸命諸佛菩薩天神地祇、恭乞冥助疾到彼獨鈷所在、令宿志不空於是、風帆無恙囘然鳥逝寄舶於一島濱、繫纜登岸問海人、卽知日本明石浦也、亦聞從是東北方有崇山光瑞燭峻嶺、漁人含網睇、行客卓杖肴、行怪疑之、乃蹙嶮攀松柏見其處、有櫻樹蔭奇雲、獨鈷柱枝上、靈光燦然此曾所佩持者也、今於異域再相遇焉、嗟胡夫希有歲矣、喜色大溢眉宇、斯偏吾願之可遂必矣、揚扇受之収懷焉、四顧爵津翠巒峥嶸甲干群山、南明石浦縹緲杰心目之寥朗、行舟隱朝霧暢古人情於千載矣、北諸峯連之似兒孫、谷幽邃蹊重險狐兎之蹤交樵士之徑、山村炊煙恰不異避秦之民也、春見爛熳開花憶裁菩提樹夏坐冷々清風忽拂煩惱熱秋月點嶽色冬雲垂寒光、豈非山靈賢聖之所遊化趣高道人之所棲止也哉行者須臾跡蹟遺世忘思時十一面千手恍爾示現告曰、善哉汝乘願毅來宜於此山治精舍轉法輪我亦垂跡耳、行者感喜交集、自是將創業（古記曰欽明天皇三年矣）上表以聞仍賜震書敕許、於是披荒榛作大殿安千手觀音於像髻中納一寸八分閻浮檀金觀世音（行者常持念者）外面安四天王令佛法守護也、亦營於於一堂安十一面觀音、蓋不忘感徵之本也此外至護摩堂阿彌陀堂經藏法花三昧堂齋堂等凡所可有者無不圖備焉、咸皓壁丹柱映月耀日高搆成兩傍安密跡金剛（工師運慶）忿怒面睥睨邪魔之相吁可畏乎、又勸請山王權現廣嶺午頭天王熊野權現大織冠八幡護法山神以作諸社、玉宇金扉煒々焉、表鎭護之

威與院安梵天帝釋、雙立五層之塔迫繞翼々先是獨鈷桂杖謂其樹名獨鈷櫻矣、其下建行者堂及眞言堂、窮山四至東播播挾路、南界阪本川西至大日堂、北拂川爲限焉僧坊以百數僧資五百石餘僧錢滿一千緡、行者放舟陟山誅第居焉、因坊名船井(居井和語近)又號明要寺、斯山本曰舟生同於上義、今改丹生、恐舟與丹字畫相似矣、後人魚魯之誤也歟、或曾靈丹九轉以爲法藥、愈衆生業報之沈痾、有大悲應物施益好手段也、經曰應以童男女身得度者、卽現童男童女身、由之觀之懿哉童男行者名、余未見其行實、暗知菩薩分身來于茲矣、初由行者登岸明石亦名船上浦、其舟子留住西戸田村、其苗裔綿々于今、若彼鄉人欲上丹生山則令舟子先登來宿船井坊、蓋相從前蹤也、其七涉人終山田邑造七社鎭之、每歲三月三日迎祭山王天王於眞言堂而通霄鳴絲竹討論法義、以爲永式矣、平帥清盛營于福原欲築兵庫津、憂海童遮激浪崩崖、卒難成故祈此山求法驗、果得勝利因屈請花藏院念觀僧正爲落慶導師寵遇尤渥焉、永祿三年正月十四日罹乎回祿佛宇神社、可憐焦土、嗚呼奈天變難遁避世相易毀壞、爾後緇草廬臥烟嵐建小堂便持念音心遮黎襲與余爲方外之知己、胡越將十有餘年聞近頃住於丹生、一日來敲柴扉求記山之元、余林藪之懶衲、媿無江淹筆何足藻彩梵境、固辭而不已聊錄首尾應責矣。

元祿十三庚辰年春正月旣望

金龍比丘晴雲撰幷書

明石郡林崎村々社に御崎神社あり、世俗にこの社は山王權現を祭るといふ。

丹生山緣起には、欽明天皇の三年百濟國聖明王太子童男行者なるもの銅船に乘りて日本に航し、赤石浦に着船す、この所を船上といふ、時に白髮の老翁現はれ、汝日本に來り佛法有緣の地を求むるか、是より丑寅に當り山ありとて持ちし獨鈷を投げたるに、童男行者その飛び行く方を追ふて、丹生山に來りしに、この老翁大悲の尊容と化し、光明を放ち消うせたり、其船夫の止まる處は西戸田村にしてこの子孫連綿たり、船上の人丹生山に登らんと欲せば卽ち西戸田村の船夫の子孫をして先登せしむるといふ、又その宿舍を船井坊といふと。

船上には往昔この所に山王初穗船二艘ありて當社の祭典前日には此浦の沖に出でゝ、東西に行き通ふ荷積船に對して、山王權現に供御する初穗を乞ひしとぞ。

(林崎鄉土誌)

(參照)

慶應四辰年

山田庄內寺社神佛體委細書 (藤田眞麟氏所藏)

○原野村

一正城山成道寺　禪宗　三木雲龍寺末

本堂　本尊釋迦座像丈八寸

脇立　迦葉　阿難各丈一尺六寸

觀音堂　十一面座像六寸

祖師　道元禪師一尺四寸、開山像一尺四寸

鎭守　白山權現、伽藍神、關羽丈八寸、

鐘樓堂、藥醫門、土藏、納家

一安養寺　禪宗　成道寺末寺

本尊　地藏菩薩丈一尺　但座尺

一堂　三間四方

本尊　大日如來座像丈三尺一寸

脇立　阿彌陀如來座像丈一尺九寸

藥師如來座像丈一尺九寸

一福昌寺　禪宗　成道寺末寺

本尊　觀世音座像丈八寸

一阿彌陀堂　五間　四間

本尊　阿彌陀如來立像丈三尺二寸

脇立　觀世音立像丈一尺九寸

一地藏堂　一間半四方

本尊　石之地藏丈二尺

一地　藏　堂　三間四方

本尊　石之地藏丈一尺二寸

一觀　音　堂　二間半　二間

本尊　觀世音菩薩立像丈二尺二寸五分

一觀　音　堂　二間半　二間

本尊　如意輪觀世音座像

右者白瀧姫之守り本尊　但栗花落利左衞門分

一午頭天王社　境内　四十二間　四十間

村中支配の氏神

一大將軍社　境内　八間　六間

一八王子社　境内　二十二間　十六間

村中支配の氏神

一淡嶋神社

一花千葉明神社

一辨財天社　十六間半　三間

右者廢帝天皇御宇横萩右大臣豐成公息女白瀧姫辨財天に崇めたる社也

○福地村

一地　藏　院　五間　三間　眞言宗　高野山釋迦文院末寺

本堂　二間四方

本尊　不動明王座像丈二尺六寸

脇立　阿彌陀如來座像丈二尺九寸

同　觀世音菩薩立像丈四尺七寸

弘法大師座像丈一尺二寸

一若王子社　一間半　一間

一福　寺　眞言宗　高野山年預末寺

本堂　三間　四間

本尊　大日如來座像丈一尺

脇立　阿彌陀如來座像丈四尺

同　釋迦牟尼如來座像丈四尺

不動尊立像丈二尺六寸

地藏尊立像丈五尺二寸

弘法大師座像丈二尺七寸

庫裏、鐘樓堂、納屋

一地　藏　堂　六尺　五尺

本尊　地藏尊座像丈一尺

一若王寺社

但神體　應神天皇、神功皇后、玉依姫、薄金之像

一權　現　社

但神體　伊諾册尊、速玉男神、事解男神

〆木像三、本地佛三

一辯財天社

但神體　白　幣

○中　村

一靈聖山淸光寺　六間　四間　眞言宗　高野山東南院末寺

本堂　三間四面

本尊　大日如來座像丈八寸

脇立　弘法大師座像丈六寸

同　不動明王立像丈六寸

鎭守　八王子社

神體　白幣、三十三所觀音木像

一大將軍社

神體　白　幣

一地　藏　堂　一間半四方

本尊　石之地藏立像丈一尺五寸

一阿彌陀堂

本尊　阿彌陀如來座像丈九寸

脇立　不動明王立像一尺二寸

一藥　師　堂　二間半　二間

本尊　藥師如來座像丈一尺五寸

觀音丈八寸八分、弘法大師座像丈五寸

一大歲明神社　一尺八寸　一尺六寸

神體　白　幣

○東　下　村

一海嶺山福田寺　禪宗　三木慈眼寺末
寺　七間半四間
本尊　釋迦佛座像丈一尺二寸二分
達磨大師丈二尺五寸
祖師　道元禪師木座像丈一尺三寸
右者天曆五亥年村上天皇御宇淨惠玉大和尙禪師開基造立本村鷲尾愛右衞門義豫諸事支配今に至り代々持寺也

一堂　一間半一間　三十三所觀音堂
尊像　丈七寸九分

一金比羅社　一間四面
神體　象頭山之紙札

一阿彌陀堂　四間半四間
本尊　阿彌陀佛座像丈四尺五寸
脇立　釋迦佛立像丈二尺五寸
同　藥師如來座像丈二尺八寸
觀音座像丈八寸
石地藏立像丈一尺七寸

一十王堂　二間半二間
本尊　地藏座像丈一尺五寸
脇立　十王像丈一尺一寸宛

一阿彌陀堂　三間半四面
本尊　石阿彌佛座像丈一尺八寸

一地藏堂　一間四尺四方
本尊　石彫付地藏丈九寸

一弘福山林德寺　四間三間　禪宗　三木慈眼寺末寺
本尊　觀音座像丈一尺

一大上宮社　五尺三尺
神體　白幣二、石一

一天一神社　一間一間半
神體　天部神木像一、白幣一

一稻荷社　三尺一尺五寸
神體　白幣一、鈴
右者往古より鷲尾愛右衞門屋敷內に有之

一道場　淨土眞宗　西本願寺下播州三木吉田村妙覺寺抱分
本尊　阿彌陀如來立像丈一尺八寸
脇懸　親鸞上人畫像
蓮如上人畫像

○衝　原　村

一成蓮寺　五間半四間　眞言宗　高野山正智院末寺
本尊　隨求菩薩座像丈一尺一寸
脇立　地藏尊立像丈三尺二寸
脇　不動明王立像一尺六寸
同　阿彌陀佛立像一尺五寸
弘法大師座像一尺一寸
石地藏立像一尺五寸
石地藏座像三寸

一阿彌陀堂　三間四方
本尊　阿彌陀佛丈一尺二寸

一觀音堂　三間四方
本尊　觀音立像丈一尺六寸

一辨財天社　二尺五寸二尺
神體　天女木像

一地藏堂　三間四方
本尊　地藏立像丈二尺五寸

一八幡社宮　二尺五寸二尺
神體　白幣一

一大歲明神社　四尺二寸三尺三寸
神體　木像一、白幣一、鰐口一

一八王子社　三尺二尺
神體　金幣一

○小　河　村

一法性寺　眞言宗　高野山正知院末寺

本尊　大日如來座像丈一尺
脇立　不動明王立像丈二尺七寸
同　弘法大師丈一尺
一阿彌陀堂　二間半二間
本尊　阿彌陀如來座像丈一尺四寸
脇立　勢至菩薩座像丈六寸
同　阿閦佛座像丈六寸
一大歲社　五尺六寸三尺三寸
神體　白幣一、鏡一
○藍那村
一大中寺　禪宗　京都妙心寺末寺
寺　五間三間
本尊　釋迦座像丈一尺一寸
脇立　達磨大師座像丈一尺
一觀音堂　二間四方
本尊　觀世音立像丈一尺五寸

擅樓堂、梵鐘一
一釋迦堂　三間四面
本尊　釋迦如來座像丈二尺五寸
一毘沙門堂　二間四面
本尊　毘沙門立像丈一尺六寸
一藥師堂　三門四面
本尊　藥師如來立像丈一尺六寸
同　阿閦佛座像丈六寸
一社　五尺四面
但神體　命號木札一、白幣一
田心姫命、天忍穗耳命、天穗日命、天津彦根命、活津彦根命、湍津姫命、熊野神、市杵嶋姫命
一大歲神社　四尺四面
神體　石三ッ、神前鈴
○西小部村
一眞正山極樂寺　淨土宗　京都知恩院末寺
本尊　阿彌陀如來立像丈三尺二寸五分

脇　觀世音立像丈一尺九寸
同　勢至立像丈一尺九寸
善導大師木像丈一尺八寸
圓光大師木像丈一尺八寸
觀音立像丈一尺八寸
一地藏堂　五間四方
本尊　地藏座像丈三尺五寸
脇立　不動明王立像丈一尺九寸
同　毘沙門天立像丈一尺五寸
右は東西小部村立會支配
一杉厄明神社　一間五尺一間二尺
但神體　木像九、本地佛九
一八王子社　一間二尺一間一尺
但神體　木像二、本地佛二
一辨財天社　四尺三尺
一荒神社　五尺四尺
一八幡社　五尺四尺

但神體　應神天皇木像一
右者東西小部村氏神兩村立會支配
○東小部村
一高原山萬福寺　眞言宗　高野山親王院末寺
寺　六間五間
本尊　釋迦如來丈二尺二寸
脇立　觀世音立像丈二尺
同　大日如來座像丈一尺四寸
鎭守　八幡社二尺四面、神體　木像一
稻荷社　一尺五寸四方、神體　白幣一
土藏、經藏、納屋
一藥師堂　二間四方
本尊　藥師如來立像丈一尺五分
脇立　弘法大師座像丈八寸
同　觀世音立像丈九寸

一十王堂　二間半二間

本尊　地藏尊座像丈一尺五寸
十王像各一尺一寸宛

一大歲明神社　四尺一寸三尺八寸

神體　素盞雄尊、稻田姬尊各木像

本地　五大力明王木像五

一若宮八幡社　一尺六寸一尺三寸

神體　應神天皇木像一

一小神明神社　二尺五寸二尺三寸

神體　木像二

一山神社　三尺二尺

○上谷上村

一淨光寺　七間三間半　淨土眞宗　本願寺末寺

本堂　八間六間

本尊　阿彌陀如來座像丈二尺

脇懸　親鸞上人畵像

聖德太子畵像

七高祖畵像

鐘樓堂　一間半四方、納屋

堂　三間四方

本尊　阿彌陀如來立像丈一尺二寸

一天神社　二間二間

神體　金幣一、木地佛一、鰐口一

○下谷上村

一醫王山壽福寺　六間半六間　眞言宗　高野山西禪院末寺

本堂　三間三間二尺

本尊　藥師如來立像丈三尺五分

脇立　日月天二立像丈一尺七寸五分

同　十二神將立像各丈一尺四寸五分

鎭守三社　天滿宮、八幡宮、愛宕社

土藏、物置、鐘樓堂、梵鐘

一阿彌陀堂　三間四方

本尊　阿彌陀如來座像丈一尺八寸

一大師堂　三間四方

木像　一尺一寸座像

一地藏堂　二間四方

一十王堂　二間四方

十王木像座像各一尺一寸

一觀音堂

本尊　觀世音座像丈六寸

一若宮八幡社　三尺七寸一尺九寸

一天神社　一尺七寸一尺

一午頭天王社　三尺二尺一寸

右此午頭天王は天元三辰之年多由滿慶勸請と申傳

一辨天社　二尺六寸二尺

一八王子社　四尺二尺八寸

但神體　木像一、本地佛一

一室大神社　二尺七寸一尺五寸

一荒神社　一尺五寸四方

神體　石一ッ

一靈國明神社　一尺五寸四方

一多賀明神社　一尺五寸四方

一大原明神社　一尺五寸四方

一江文明神社　一尺五寸四方

○坂本村

一石上山永德寺　禪宗　三木慈眼寺末寺

寺　六間半四間

本堂　四間四間

本尊　觀世音立像丈一尺三寸五分

脇立　達磨座像丈一尺五寸

道元禪師座像丈一尺五寸

阿彌陀立像丈一尺三寸

鎭守　愛宕權現

鐘樓堂、梵鐘

一地　藏　堂　一間半四方
　本尊　地藏丈一尺五分
一阿彌陀堂　三間四方
一藥　師　堂　二間四方
　本尊　藥師如來丈一尺一寸
　脇立　千手觀音立像丈寸九五分
一山　王　社　五尺四方
　神體　白幣石一ッ
一辨　天　社　一間四方
　神體　天女木像

○西　下　村

一福壽山最法寺　禪宗　三木慈眼寺末寺　寺　八間四間
一藥　師　堂　三間四面
　本尊　藥師如來木立像丈一尺八寸四分
　兩脇立　日月天立像丈一尺二寸
　十二神將木立像丈一尺六分
　觀音木座像丈一尺一寸
　地藏尊座像丈八寸
一蓮　花　寺　三間四面　堂計り也
　毘沙門天木像五尺七寸、持國天五尺七寸
一八　王　寺　社　一間四方
　神體　木像二
一天　滿　宮　社　一間半一間
　右天滿宮之社は丹生山田十五ヶ村氏神依之庄中支配
一六條八幡宮社　二間半一間半　中村勤請　福地村
　六條八幡宮　社僧圓融寺
　住　吉　社　三尺五尺　二社
　神體　白幣八本
　稻　荷　社　二尺四方
　神體　白幣一

鬮　神　二間一尺六寸一間

　隨神丈二尺五寸宛
　稜神社　二尺四方、長床　三八間間
　神樂殿　四三間間　鐘樓堂　一間半四方
　舞　臺　三二間間
一藥　師　堂
　本尊　藥師如來丈二尺七寸
　兩脇　日月天丈一尺四寸
　　不動明王木立像丈一尺八寸
　　觀世音立像丈一尺一寸
　　弘法大師木座像丈二尺
　此小社小堂八幡宮境內に有之
一塔　堂　二間四面　五佛像有
　本尊　大日如來一尺六寸木座像
　　阿彌陀一尺二寸
　　釋迦一尺二寸
　　多寶一尺二寸
　　寶生一尺二寸
一護法山圓融寺　七五間間
　不動明王木立像丈二尺六寸
　阿彌陀佛木立像丈一尺一寸
　辨財天木立像丈七寸
　弘法大師丈七寸
一明要寺丹生山船井坊　眞言宗　醍醐宮末寺
　寺領高拾四石七斗壹升貳合
　寺　七五間間　明要寺船井坊
　客殿　六四間間
　寺　六四間半　明要寺大光院
　寺　四六間半　船井坊隱居
　　鐘樓堂
一山王權現社　一間半一間
　但神體　瓊々杵命、御脇月弓命、爾保都姬命

午頭天王社　一間三寸 四尺三寸

神像　木像

諏訪明神社　一間三寸 四尺三寸

大職冠社　二間二尺 一間半

神體　木像

本堂　四間半四面

本尊　十一面千手觀音木立像丈一尺五寸

明要寺一山之境内　東四十町 南北十二町

○東下村

一七社明神社　五間 一間二尺

但神體　七の宮木像七、本地佛七

稜神社　二尺五寸 一尺六寸

長床　六間 二間

一大歳神社　五尺 三尺

右七社明神竝大歳明神は欽明天皇御宇百濟國童男行者勸請建立、丹生山田庄十五ヶ村氏神に候。

○舊家

○阪田古館

上谷上村字中の手に在り、千年宅又は板屋と稱す、亭亭たる老松樹邸の西にあり、大同年間に建てたりと傳ふる宅は、口の間の二室にして、奥の間の二室は慶長年間に繼ぎ足したるものなりと、大同の間は其大黒柱を見て一見千年の齢を首肯すべく、敷居は櫻の桟もて造れるものなるが、溝も磨滅して用をなさず、蠹蝕の跡のまゝ堅くなりて面あらゝかになれり、室と室との界は板もて限れるが、此板の削り様は手斧にて薄くなしたるものにて、奇古の狀物ふりたる様いと床し、天井なる竹の簀は世に大同竹ともてはやされしものにて公鄉諸侯より屢其一本を乞ひ望み、横笛篳篥などに作りて賞翫せしものなりとぞ、奥の間は佛間にて、いと見事なる龍あり、春日の作と傳ふる阿彌陀立像、脇に

は蓮如上人御自筆の名號等あり、元は辻本道場にて此村にある淨光寺の建立前は、此の道場のみにてありしものなり、されば片桐且元が檢地の際など此の道場に除地の恩典を與へ居れり、庭の泉石は苦むして、横の老木椿梅などの古樹千年の屋にふさはしきものゝみなり。實に榮枯盛衰の速かなる世態に、一民家として斯く永き年月を無事に經過し來りたるは、奇蹟といふべく復た以て一鄉の誇りとすべきものなり。

家に傳ふる記錄にいふ。

該家先祖は和氣清麿の後胤にして、人皇五十一代桓武天皇延曆年間田村麿將軍東夷征伐ありし頃阪田兵衛といへる家臣あり、代々阪上家に仕へ、親を阪田猛人と號す、田村麿の父刈田麿に事へたりしかど、其頃は齢頽きしゆへ子息兵衛奥州に下り、其身は都に止りて老を養ひける。阪田兵衛此地に家居を造りて親猛人竝に妻子を引き移し其身は都に上りて君に

仕へしが、將軍薨去の後は致仕して茲に終られける即ち大同元年戊の八月十三日上棟ありし家なり、且其家間壁を用ひずして皆板を以てするが故に板屋と呼び習はせり。今庭の傍に猛人兵衛の塚あり、又二人の尊崇せし春日の作にて立像の阿彌陀佛一軀祠堂に安置するが故本堂として御除地を頂戴す、就中永祿の頃東播三木の城主別所氏に仕へ姓を佐久間と號し、丹生山田の庄を支配し預りたる任官狀あり、然る處文祿三年片桐市正殿御檢地有之候節居家敷は不申及田畑迄御免地の由申上候へども御聞屆無之漸々居家敷の内御免被下此儀も由來有之由、其時既に年久敷相成候に付確然たるもの有之哉と御尋に相成候に付當家の棟札竝に書物等差出候處御奉行の御預に相成其後度々御下渡被下度趣願上候へども御下渡無之由代々云傳申候に付只今にては他に書類器物と申程のもの無之相傳の寶物として吉光の作と傳ふる古

刀並に轡二連又大なる鏑矢一本あり、以上三品は昔に祖先の使用せしものに候。

右傳來のもの丶他に、

一短　冊　　一　葉

豐臣秀吉公詠歌自筆と申傳ふ。

あはれけにすつるもをしき山寺の

　このはの數のかきすつるあと

一軸　　一　幅

これは源頼朝より政子に贈りし消息。

一任官狀　　一　葉

これは別所安治より阪田與兵衛に與へしもの。

依爲被官庄内買地分之事任沽券狀之旨不可有異議候

竝借錢借米之事德政令免除了別而可抽奉公之忠者也

依而狀如件

永祿十一年二月十九日

安　治（花押）

山田庄谷上村

板屋與兵衛殿

一田畠沽券狀　　二十五通

天文年間より慶長年間迄のもの。

○栗花落家系

遠祖饒速日命六世孫伊賀我色雄命膏武諸隅之れ矢田部造の祖なり。

人皇十代崇神天皇六十年丙申朔巳酉秋七月武日照命夫れり將來の神寶を出雲大神の社に藏めよとの勅命により諸隅勅使となりて出雲に到り使命を卒へて復命す。

同三十四代推古天皇二十二年夏六月丁卯朔巳卯犬上御田鍬と共に矢田部造大唐に使す、翌年七月歸朝す。

十一月朔庚寅百濟使來朝勅を奉して矢田部造之を饗接す、同四十代天武帝秋九月乙酉朔丁未矢田部造に連の姓を賜ふ。

連の裔矢田部郡司

長子左衛門佐眞次

眞次年四十にして嗣子なし、丹生山の千手觀音に祈り眞勝を生む、之を山田左衛門尉と稱す。

眞次の長子山田左衛門尉眞勝

四十七代廢帝に奉仕す、天平寶字八年右僕射藤原豐成の次女白瀧姫を娶る、始め眞勝其才色を慕ひ衷情痛切なり、豐成爲に帝に奏上す、帝また眞勝の人となりを愛し玉ひければ、詔して歌を詠進せしめ玉ふ、其歌に曰く、

　水無月の稻葉の末もこかるるに

　　山田に落よ白瀧の水

姫また歌を返して曰く、

　雲たにもかゝらぬ峯の白瀧を

　　さのみな戀そ山田おのこよ

叡感の餘天國の御釵を賜はりしといふ、姫は中將姫の妹也、當時聲容精甚世擧て眞勝の幸福を羨稱す、然るに三年の後五月三日俄然として逝く、助命により廟後に辨財天の祠を建つ、眞勝の長子を栗花落左衛門佐眞利とす、母は白瀧姫也、神護景雲元年に生る、幼字を花光丸と呼ぶ、姫の死後廟前水渠をなし、毎年五月の候に到り栗花おつる比清水涌沸として出す、旱天甚しと雖も且て已むことなし、故に氏を改めて栗花落と呼ぶ、又恩賜の御釵桐葉の御紋あり以て自家の徽章となせり。

四十八代稱德天皇に奉仕す、大同元年飛彈番匠鐵釘を用ひず、栓を以て殿廊を造る、世に之を釘無しの御殿と呼べり。

左衛門日眞

長德元年乙未五月山田庄八幡宮を京都より勸請す、此時に當り家門隆盛を極め、威名遠近に震ふ。

日　豪

以後代々山田庄を領し四至の廳の頭職たり。

四至之廣　限東　野香峰　限南　大角木
　　限西　柱上　限北　慈町

長暦三年二月三日火を失し第宅卽ち無釘御殿及び家寶悉く烏有に歸す。

眞速

此時畏くも鳥羽院當國に行幸ありて眞速の邸に臨幸し玉ひ、梅雨井（白瀧姫の御前）の邊にて御製を賜ふ。

丹生山のくるすの花は咲にけり
　湧て流るゝつゆの井にして

當時白龍圖の方書をも賜はりければ累代之を調製して獻進せり。

眞逃

應永六年四月五日鹿苑院足利家より丹生山田庄六條八幡宮の社地を附與し、之の下知書を花折證文といへり。

眞長

寛永五年八月十七日またもや火を失し第宅燒亡す。

當時の邸宅は先代の世尼ヶ崎の城主青山侯より造營せしものに係る。

眞次より三十九代を經て義政に到る、其子眞政利左衞門と稱す、爾後世々利左衞門を襲稱し血系今に絕えず文化中眞近の猶子音五郎令聞ありしといふ。

評曰　栗花氏の遠祖武諸隅矢田部造の事すでに正史に出づ、其勳績不朽に垂れて遺憾なしさいふべし、而して眞勝の事跡また諸書に載す、想ふに眞勝の寵を廢帝に得たるの故を以て爾後家勢大に振はざるものの如し、然れども眞次より威望を布き、隱然覇勢を張りしかば幸に家聲を墮すに至らず、加ふるに孫眞利名智にして大に上下の信任を得てしかば家門又大に興るに至れり、日眞の時に到り更に名聲を揚ぐ而して源平の戰始は平氏の一の谷に築くに當つてや之を贊げ次に義經の來襲するやまた之を贊げたるが如く源氏起るに及び之に從ひ北條氏起るやまた之に從ふ、かくて南北朝の亂赤松氏の兵を多々部城に擧ぐるや竊に仗食を送れり、然るに足利氏權を握るや之に服し本領安堵の下知を得て更に爲すなきものゝ如く足利氏の末に至りては武を捐てゝ顧みざるものゝ如し、さればにや戰國亂離の時に於て武名の稱するものなし、要するに栗花落氏は世と共に浮沈し、唯自家を守の外揭武擧名の略志なきものに似たり、されば豐臣氏之を齒牙にかけず故に德川氏の世に至り漸く一鄕の長を以て漸々所領を縮小して次第に衰頹に傾けり、自態斯くの如くならずんばいかでか克く家系を襲承することを得べき家身を名利の爲に獻賭して爭ふものは一朝勝を獲ば大に勇功を稱せらるゝと雖も其亡ぶや空しく笑を千古に貽すに過ぎざるのみ之に比して栗花落の如きは名利の爲に走らず爭はず家系を今に繼承す、寧他の笑を遺すものに優れりといふべし。

邸の東に辨財天の祠あり、祠前の小渠之を梅雨井と呼ぶ、彼の梅天清水の湧出する所なり。

祠後の五輪塔は眞勝の墳なり、祠傍の毀堂は姫の守本尊たりし觀世音像を祀れるなり。

維新前は家臣と稱するもの三十餘戶ありしとぞ。

三寶院下知書其他。

山田庄原野村中併下津井に平林事

右彼井林事者往古之任御下知領知無相違者也雖然爲該方違亂口重所令下知者也若尙異議之輩出來者不日可被處罪科仍爲後日然下知狀如件

口應元年二月十八日　　光　　口（花押）

下司分六番之番頭職之事有由蹟之由候條申付候然上者村事之總々不可有相違候者也仍如件

大永六年二月十六日　　鐵　　山（花押）

栗花落左衞門次郎殿

○鷲　尾　家

鷲尾氏の邸跡は下村の南方山麓にあり、邸地凡四反歩今や退轉して悉く田となる、田の西隅石の大神明燈と畔に杉樹あり、今や家族離散して傳來の古器もいづちにか去りけむ、隣人も之を知らず嗟乎。

鷲尾家系

先祖は桓武天皇の皇子葛原親王十四代遠孫

安濃津三郎貞衡の孫桑名次郎清綱始めて鷲尾の姓を名乘る清綱の次男武久山田の庄に居住し鷲尾の庄司と稱す。

九郎判官義經一の谷攻めの時鵯越の嚮導先陣を武久に依賴す武久應諾して生年十七の一子太良經武をすゝむ經義之に偏諱を與へて三郎經春と改めしむ。

義經武久の忠勤を賞して左の武具を附屬す。

一太刀一振　長二尺七寸　大原眞守作

之は天正中羽柴筑前守に獻す。

一鎧一領、一陣幕一張、一旗日の丸

一武藏坊辨慶薙刀及太刀（長四尺三寸）

一龜井六郎太刀一振

鷲尾家に傳ふる文龜三年三月左馬丞義政の筆記せる家の由緒は漢文體なれども譯して左に記す。

鷲尾の姓は元と桓武皇帝の御子葛原親王七代の後胤安濃津三郎より出づ、三郎の子に家衡清綱あり、此時始めて此姓を賜ふ也、家衡の一子鷲尾桑名太郎維綱と號す、後白川院の御宇西海の賊蜂起の事有るを以て便ち勅命を承り維綱之を征す、其功に依り直に左衛門尉に任せらる、維綱一愛子有り、熊王丸武久といふ、其母產穢未だ七日に充たずして死す、乳母故有りて相供ひ歸る、故里に於て養育、既に年有り年三十歲、今の攝州丹生山田庄者乳母の故鄉なり、元曆年中一の谷合戰の時生田口副將軍範頼、鹽屋口將軍義經發向せらる則ち義經は攝州灘太表より武庫山の北を越ゆる時此山田の乳母の家に於て宿せらる、武久元來身の丈高く、力量他に勝るの精兵尋常ならず、是を以て義經山路の先驅を爲さしめんと欲す、之に由て由緒一々委しく問ふ、義經が曰く、鷲は之れ諸鳥の王戰場の好祥と謂ふべし、向後我が家の子たるべしとて鎧一領、御刀一振、馬一疋竝に辨慶龜井より各大刀一振を送らる、則ち初め義久なりしを武久と改む、是れより相從ふ、一の谷所々嶮難悉く皆平地を踏むが如し、柵或は逆茂木の諸要害一として破らざるなし、世に謂ふ所一の谷の老馬落しは此の義久が馬蹄の先路を開示する也、然は此戰場に於て大將其悉功有るを以て紅日丸の扇を給ふ、義久が家の紋となす、攝州小河同下村の地を充て行ひ庄內安堵せしむ、其後奧州平泉の館に於て義經の爲に討死す、其子小太郎義時代々此の地を領す、然は義久奧州に赴き義時兒孫たるの證義經の太刀自筆の系書ありしも以後火災に罹り太刀二振相殘る者也、予今其大槩を記し後代に傳ふる耳。

時文龜三癸未年三月　鷲尾左馬丞義政（花押）

次に系圖の大要を記す。

義時　鷲尾小太郎父義久が領知攝州丹生山田鄉下村竝同國八部郡小河村を合領す。

義寬　家を續て丹生山田鄉下村竝小河村を領知しけるに、舍弟勘左衛門時長に小河村に居住爲致ける所に、義寬が祖父義久定め置ける格式に依り則ち勘右衛門時長小河を以て稱號とせり是れより此後子孫庶子たる者は皆小河を以て稱號とす。

小河勘右衛門後主計と號す。

義政　先祖よりの格式に依り本領攝州八部郡丹生山田鄉の內下村に居住しける、是此時京都の將軍足利義澄公の命を受けて領知しける所也、

其後天文弘治年中に下村を三ッに分け、東下村、西下村、阪本と名付け、義政下村に居住して西下阪本の村共に領知せり、又丹生山田村凡十三ヶ村の内義政ら此三ヶ村を領知し、其餘は領知せしには非ざれども、凡郷内の人人共其領内の人に同じくしたみなつきける事先祖義久の時におなじける。

義直　鷲尾左馬允義政が二男也、此故に小河村に住居し先祖義久の格式に從ひ小河を以て家號としけり、義直先祖より播州の國主赤松氏に屬し、義直に至り諸國大に亂れ播州も亦騷亂に及び國人國主の命を聞かず、此故に赤松氏漸く衰微し其氏族別所、小寺、佐用、上月、宇野等の輩相分れて爭戰止ざりしかば、赤松氏の旗下の人々と其勢相當りねざる故に皆從へり、是に從り、義直も亦不得止して小寺藤兵衛政職に屬してしば〳〵戰功を盡しける、天正年中に至り小寺政職織田信長公に背きて終に落魄せらる、故に義直も又落託し播州に居けり。

一鷲尾家士族に編入されし當時の願書

乍恐書附を以て奉願上候

第十三區攝津國八部郡東下村

鷲尾愛右衛門

一今般舊來郷士と稱する家筋由緒有之は士族入籍可仕旨被仰出候、私共遠祖桓武天皇御葛原親王八代安濃津三郎貞清二男維綱始鷲尾桑名太郎と號す後白川院御宇西海賊徒蜂起承　勅命征之依而功勞爲右衛門尉孫義久丹生山田庄乳母之家に生長元暦年中源平軍戰の砌一の谷城廓責之節攝津武庫山より鵯越間道案内者と成義經卿始武藏坊辨慶、龜井六郎義久共罷越一の谷坂落其戰功依有之義經卿より鐙一領、太刀一振拜領仕り私居住の地へ被爲入石に腰を懸け日の丸の扇を賜ひ今に以て家の紋と仕居候今于屋敷腰懸石顯然に御座候一の谷戰後奥州平泉の合戰に討死仕り一子義時則ち下村に歸り居住仕候間敷代苗字帶刀郷士に有之舊幕の節大阪御番所へ帶刀にて罷出辨慶龜井等の大刀折々可持參仕旨被仰聞持參仕候尙又大阪御奉行所御順見之節は御立寄有之右太刀御覽被成候儀も御座候然る處御一新の折柄連綿郷士始末去る明治元辰年四月兵庫元番所御廳之節奉願上候處段々御取調之上同六月永代郷士可爲旨被仰渡難有奉存候尤も其節も御役儀岩下樣に御座候此段乍恐奉申上候是迄の通郷士仰付被下度奉願上候右御聞濟被成下入籍仰付下候はゞ難有仕合に奉存候　以上

明治五壬申年四月四日

右村年寄

林伊兵衛

兵庫縣御廳

槃游漫錄云

七月八日雨「白川藍那の村々をすぎ、丹生山田庄下村にいたる、この村の鷲尾何某は判官義經の朝臣につかへし鷲尾義久が末と聞ゐ、家ゐつき〳〵しくすさも多く、心にくき豪家なりけり、ねもころにこひけるに、もちつたへぬる品々はた文龜三癸亥年三月鷲尾左馬之丞義政といひしもの、家のおこりをもろこしふりにかきおける文系圖などとうてゝ見せつゝとほつおやたひらうしよりいで、安濃津三郎貞清が子に太郎維綱といひしもの、はじめて鷲尾と名のりいづれのたゝかひにや（文にはありけれどわすれつ）國にいさをしありて右衞門督にと任せられし、のち討死し其子熊王丸とていときなきを、めのとのおむな、おほしたてけるに、ちからはや業人にすぐれ、愛之四郎武久と名のりしを（この家に三郎と字したるものなしと云へり）義經のあそ平家をう

たせたまふとき、武久が家にやどりたまひ武久道のあないしたるいさをしありければ、義の字はた日の丸のかける扇をたまはせて義久とあらため日の丸家の紋とし、のちおくの平泉の館にてたゝかひ死し、判官よりたまひし太刀ものゝくなどは、その時うせにとかたり、家にのこれるは『龜井六郎重清よりおくりし太刀長三尺六寸餘巾一寸四分かさね三分ばかりはゝき鐵にていとさびにけるを中ごろとがせしとてこみいとふるく、久しうさびて有りけるものと見ね、銘はありやなしやわからず』武藏坊辨慶よりおくりし太刀長四尺三寸あまり巾かさねぞもおほむねまへのにひとしく樋あり、こは中ごろ家やけぬるとき火にかゝれりとて、くろうなりてかな色どもにわからず』辨慶より龜井六郎へおくりし文ごはいかにしてこの家につたへけむことゆゑしれずといへり、義經あそこしかけ玉ひし石とて庭のうちにかきゆひ廻してあり、義久このくにの小河村同下村のふた村を領しその子小太郎（名はわすれにけり）より血すぢたえず代々領し來りぬるを豐臣太閤の時沒收せられ、すみぬるところのみ、みつぎをゆるされ來りけるにこものちにみつぎ地となりぬと語る、今は鷲尾源吾義存その子愛右衞門義衞といひ、源吾はいたつきありてたいめせず愛右衞門はもろこしの文などにも、うとからぬにやいと心にくう見ゆつ」「こゝを出でゝ原野村栗花落何がしの家にいたりて見るに、家のかたはらに長さ四尺あまり巾三尺ほど深さ二尺ばかりくぼらかにてをろそげなる石垣しめぐらし水二三寸たまりてあり、庭はたひらかなる砂地にて、いづこよりいづるにや、絕ねず清わきて溝へながれいづ、さつきの比はこの水もて、おほくの田をうゝるといへり『夫より有馬へ行く山路にかゝりけるに、このあたりはたび〳〵のひさめにて山々より水おち谷川にそへる道々かけくづれ、ふむ所もさだかならぬに、鷲尾にていたう時をうつし日もくれ、行來もなければみちとふべきよすがもなく、夕月の空かきくもり、いとくらきに、みね〳〵よりながれおつる谷川を、いくつともなくうち渡りつゝ、石のみかさなれる源泉をかなたこなたまどひありき、あしもたゆくいとつかれにけるを、からうじてひとすぢの道を得て、そこを行き、やう〳〵亥過るころあり馬の里にいたりつく』。

鷲尾氏而作　　山田翠雨

鯛越曾成前導功、三郎委命九郎公、子孫今日雖操師
講武猶存遠祖風。

祖熊王丸始謁義經奇其容貌收爲旗下士賜名三郎義久

○箱木家

箱木氏の家は衙原村に在り、丹生橋を渡り行くこと數丁、道右の叢陰に一大茅屋を見る卽ち之なり、邸地攝津名所圖繪所載の如しと雖も正面の門垣毀亡し去つて古の門內また田甫と變り果てるも猶倉邊一古叢樹の殘れるぞ床しき、茅葺檐深くして蔦苔之を彩し漫に千古の俤を止む、口の間と奥の間の中なる二室は之なん、斧鑿準繩の制規定まらざる時代の建造物とて一見通常のものならざるを知らる、板戸の如き飽を用ゐず、煤烟之を燻して漆黑をなす、柱梁削抉して愚俗が火難の靈符となすとぞ、奥の間の楣間掲ぐる所の扁額あり、就て見れば直入翁が明治三年小春來屋の時の筆になれる大同館の文字なり、家に藏する大同元年新築上棟の書あり。

上棟吉日之事
大同元年之丙戌年三月十一日之未刻也
丹生山大工　日　原
衙原兵部殿

又左の記錄あり。

下總古河藩家老源敬長（當時古河藩の領地なりし故）奥書

天保年中辛卯予巡檢攝之諸邑、到于山田鄉衝原村、有箱木與一兵衛者、其家大同元年所造云、併藏此一卷、去今一千二十一年、實可舊謂家矣而年代之久遠此書殆破裂、予爲加修補以附與一兵衛、乃記其由於卷端。

古河太夫　橘里　源敬長印

又家に古竹を藏む人之を千年竹と呼び雅客大同竹と稱す、かつて東御番所に獻じければ萬年竹に添へて歌を賜はる。

丹生の山田の莊にすめる箱木某の家、ゐはいそのかみふりにし大同とふ年の頃造りしまゝなるこうも世世をつぎ〳〵住さへ傳れば千とせの家とぞ稱へ呼なるいとめでほき思ふ家人かな、はたはからずもそれのふるやの竹を得てしうれしさ、よろこびにたへずめであへるあまりかのあるじに與へまく侍りてよめる。

與竹のよゝをすき〳〵住きつゝ

榮ゆ千とせの家こそめつらめ

いそのかみふるのまゝなる柱たて

猶ほ幾千歳家榮ねなん

弘化といふ年のみとせ霜月末つかた

月屋かつらまろしるす

○箱木家系

遠祖は大職冠鎌足に出づ、房前の子中務大輔藤河、母は生田庄司右近太夫成光の女なり、朱鳥元年十一月十一日生る、攝津國丹生山田庄衝原館に住む、播州美奈木郡及箱木邑竝に明石郡神出庄押部庄を領す、天平二十年戊子二月五日逝去年二十三歳。

衝原民部丞眞人藤繼

母能勢左衛門賴重女

養老二年正月十五日生

延暦三年九月二十日死、三十七歳

衝原兵部太夫眞人隼藤

母多田冠者滿朝女

寶龜元年八月二日生

天安二年十五日死、八十九歳

丹生山田庄總鎭護職なり大同元年三月十一日山莊を造る（これ現今の家屋なり）

箱木大膳亮眞人藤雄

母は津守

延暦二十四年五月四日生

仁和二年十一月三日死、年八十二歳

同　民部丞眞人藤長

母は手嶋朝綱女

承和元年九月十一日生

延喜三年二月二十日死、年七十歳

同　兵庫介藤英

貞觀十年正月十六日生

平將門謀叛の時俵藤太秀卿の爲めに一軍の將となり、天慶二年二月十四日下總國申島に戰死せり、法名義秀。

同　主水正藤考

昌恭三年五月六日生

康保元年九月十五日死、年六十七歳

同　大炊助藤高

承平二年二月一日生

多田滿仲に屬す、永延三年三月二十三日將軍太郎平良門備前三石より大軍を以て多田城を襲ふや渡邊綱と共に邀へ戰ひ、同月二十六日敵軍を擊退す、爲に滿仲より感狀を賜はる長保元年十一月五日病死す、年六十八歳。

同　民部允藤行

安和元年四月六日生
康平二年三月六日死、年九十二歳

同　民部允藤勝
寛弘三年季冬二十八日生
鎮守府將軍伊豫守源頼義の幕下たり、前九年の役各所に轉戰して武功拔群なり、延久三年五月十日六十六歳にて死。

同　大膳太夫藤輿
長暦元年二月朔旦生
天永二年三月九日死、年七十五歳

同　右近大輔藤時
治暦四年九月五日生
保延元年十一月二十日死、年六十八歳

同　兵部丞藤康
嘉保二年正月二十二日生
保元三年五月十五日死、年六十四歳

同　左衛門太夫藤延
大治五年十一月二日生
左馬頭源義朝に從ひ保元平治の二役戰功あり平内太郎家繼出羽守信兼等一城楯籠の時佐々木秀義と共に馳向ひ武功を顯はす、其後元暦元年九月三日五十五歳を以て病去す。

同　兵庫介藤直
平治元年十月五日生
美濃國岩瀧住人小嶋小源太重俊と合戰す、承久三年六月十四日終に宇治川に戰死せり、年六十三歳。

同　兵部丞藤清
建長四年八月六日死

同　左衛門尉藤盛
正嘉二年十二月二十五日鎌倉より最明寺入道時頼二階堂行然を伴ひ藤盛邸に臨む、停錫連日和歌二首を賜ふ文永八年五月六日死去。

同　左近太夫藤益
正應三年三月九日死

同　兵部丞藤重
乾元元年四月五日鎌倉執權北條相摸守平貞時來第和歌數首を賜ふ嘉元三年九月十五日死去。

同　民部助藤員
元應二年八月三日死

同　主水正藤基
正慶二年三月十一日死

同　兵庫介藤宗
赤松律師則祐に屬し文和四年二月四日河州神南に於て山名伊豆守時氏と合戰討死す。

同　民部丞藤祇
永德二年六月六日死

同　左衛門太夫藤和
應永七年十一月三日死

同　左近太夫藤康
應永三十三年正月二十五日死

同　兵部丞藤依
永享十二年三月二十日死

同　大膳亮藤繁
長祿二年九月十三日死

同　右馬亮藤靜
應仁元年細川右京太夫勝元の召に應じ別所紀伊守村盛と共に上洛し山名家の名將と合戰し武名を擧げ明應三年二月八日死。

同　兵庫介藤鄕
永正八年九月二十四日死

同　民部大輔藤廣
天文八年三月二十九日尼子右衛門督晴久雲州よ

り襲來するや三木城に楯籠り討死を遂ぐ。

同　兵部丞藤盛

天文十八年六月二十二日細川右京太夫晴元に屬し當國三宅城に於て三好筑前守長慶と合戰して沒す。

同　與一左衞門尉藤豐

三木城主別所家に屬す、天正五年四月一日東播吉川高篠に於て冷泉家の權臣桃津伊賀守と戰ひ武功多し、同四年羽柴筑前守秀吉國府御着城小寺加賀守を攻るの時命により別所長治を助けて細河中村城主岡村孫太夫秀治と共に加勢の爲出陣し終に戰死せり。

同　與一郎藤德

母別所大和守村重女

藤德人質となりて三木城へ入る天正八年正月十七日總大將長治自殺の後命によりて諸士退散するや藤德も亦衞の館に歸住し同十八年二月十五日病去す。

同　與一郎惣左衞門藤禮

祖先以來の武道を捨てゝ藤原惺窩の門に遊び峻溪と號す後衞原の舊里に歸住し農事を努め又世事を顧みず元和二丙辰年夏五月二十五日年六十三にして死す。

同　與三郎宗之進藤利

慶長十八年以後池田武藏守利隆に奉仕す。

同　與一兵衞藤佐

寬永三年丙寅十二月十日六十四歲にて死。

同　與兵衞藤眞

正保四丁亥年十一月十六日五十八歲死。

之より藤求、藤吉、藤致、藤植、藤匡、藤次、藤智藤連、藤敬、藤季、藤壽等を經て現今に到る。

○山田殿宅址

禰地村字大畑にあり、舊字城の下といふ、反別一反二十一歩あり、堀の跡切り落しの要害もあり、又井戸の址二十年前迄殘れりといふ。

元と原野村にして山田藤左衞門尉綱之の宅址なり、此家は山田莊開發の舊家なりと傳ふ、保安四年六條八幡宮を山田莊へ遷宮ありしとき此の家に一宿ありしため後代まで宅址の一隅に鎭座の跡なりとて石龍の殘れるものあり、山田氏は本姓橘氏にして諸兄の後なりとあれど其山田庄に土着せし先祖の誰なりしやは分明ならず、保安年中既に此地に一鄕の長として住みたる名族たりしこと疑ふべきにあらず、弘安六年九月七日鎌倉の執權北條時宗の下知として橘三郎長綱を召して左兵衞府に補任し、八幡宮の神職とせらる、弘安八年八幡宮神領の山林につき庄內の百姓押領を構へ、神社の用木を切つて民家の柱とし、薪に苅て炊爨の用とす、非違狼藉制すれども聞かざりければ神主長綱之を訴ふ、依之長綱の子家綱を山田庄追捕使に補せられ山守職となしたまふ、其事八幡宮緣起に詳なり、長綱より三十代光綱幼名松壽丸山田掃部介又伊賀守と號す、豐臣氏に仕へ朝鮮の役に戰死す、子氏綱、山田勝藏といふ、元和二年播州明石の城主小笠原忠政に仕ふ、小笠原侯小倉に轉封さるゝや小倉に赴き知行四百五十石の士たり。

氏綱の二男行綱、延寶年中山田莊に來り暫く住せしが後小倉に歸る、爲めに家絕ねんとす、文化年中當村の村上仙左衞門賢則小倉に至り、山田家に請ふて家を續き之よよ村上氏相續せり。

○朝　民　家

朝民氏は本姓物部氏より出づ、鎌倉時代に東小部村に地頭代某來りて住す、之を殿垣內と稱せり、其邸址を見るに高燥なる一廓にして、東及び北に山を負ひ南西は濶けて一鄕を下瞰し得る好地にして、村の東西入口

に木戸と稱する地あるは、所謂殿垣内の館の保護より出したるものなるべし、館は高所に在りて、民家は館の根小屋たりし形の殘れるは、部落發展の初めを知るべく、此の殿垣内の西に向ひと呼びし舊家ありしは、今の朝民家の始めの邸にして、向ひは殿の館の門前にありしより其家號たりしものなり、永祿十一年畠賣渡券文（前田氏藏）中に、向宗左衞門尉盛信とあるは、朝民家系に見ゆる人にて、下司職たりし證なり、又同家に傳はる墓所に天文九年の文ある古石碑あり、其他累々たる五輪塔の多きは此家の累代多くの世紀を歷たるを知る、又應永年間六條八幡宮神事勤仕の四家の頭に向井作左衞門あるは亦此家にして、現に證據の掛ヶ矢槌を家に保存せり、天正七年二月羽柴筑前丹生城を攻むるや、丹生城の守兵は荒木村重の手の者にして、花隈方面より行きたるもの多かりしため、小部村は其交通に衝たりし地點なるより、羽柴氏は早くも此の村に杉原家次をして關を設けて守備せしめたり、丹生城は二月二十七日陷落せるより、續きて山北にある淡河城の攻擊に着手せり、此の城を攻むる時、東長松寺の上には有馬法印、南は淺野彈正、西は杉原七郎左衞門監視し、羽柴小市郎秀長山田方面轡掛峙丹生峠より進出して攻略し六月中旬之を陷る、此の時杉原家次より小部村關所に達せる文書今朝民家に藏せり、文に、

急度申候其鄕敵城程近事候間今後敵方等を卒度出入可停止候自然猥候はゞ以來可糺明候間可有其心得殊に小屋など其儘可被在置事に候はゞ番屋契可被下付候無沙汰無之候樣其殘遣告用候敵方之者出入成樣之上は筑前先づ參候共可相留候此旨相背は於在々御座頭遣可糺明候旨聊不可在異亂候　恐々謹言

五月二十七日

杉原七郎左衞門家次（花押）

おふ村御百姓中

又同家所藏の文書に、

急度申入候

一當年免目錄何とて不被出候哉毎年之儀候上は御油斷沙汰限り候今月二十日以前に可有御上候若日限相過候はゞ如御定過錢可被成候

一慶長二年分はらいかた御算用之儀急度可被遣皆濟候　恐々謹言

十一月十三日

長大

正家（花押）

増右

長盛（花押）

德善

玄以（花押）

杉原伯耆守殿

御家士

以上記する所の文書の朝民家に保存されたるは、天正七年より慶長三年に至るまで杉原氏二代小部村に關係ありし證たるのみならず、同時に朝民家が當時百姓代として聲望ありしものなるを窺ふに足る。

尙又杉原氏の文書は東下村畠田氏にも所藏あり、阪本村田中氏にもあり、されば之等文書の參照として杉原氏の家系を摘錄して關係を明にせん。

●家利　杉原七郎兵衛　尾州之產家紋萩丸

杉原は平惟盛の嫡男秀衡始祖

七郎左衞門法名淨庵

家次　仕秀吉公有武功天正十一年九月九日死五十三秀吉親戚たり丹波福知山城主二萬石後江州阪本に移り京都所司代となる天正八年三木城代

女子　稱七曲　淺野又右衞門妻高臺院養母

女子　稱朝日　杉原助左衞門入道道松妻（秀吉公政所從一位高臺院湖月尼公生母寛永元年九月六日薨七十六歲）

長房　家次長男彌平次　伯耆守　寛永六年二月卒五十六歲法名道無

天正十年甫めて十三歲より太閤に仕へ攝津國西代尻池といふ